

愛知県地域強靱化計画

愛 知 県

2020年3月改訂

はじめに

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきました。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要があります。

こうしたことから、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（2013年12月11日公布・施行）に基づき、2014年6月に国土強靱化基本計画が策定され、政府一丸となって、強靱な国づくりが計画的に進められております。また、2018年12月にはこの計画の見直しが行われ、国土強靱化に関する施策の加速化・深化が図られているところです。

本県においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、降雨の局地化、集中化、激甚化による大規模な風水害や土砂災害の発生も懸念されています。これらの自然災害が想定される最大規模で発生した場合、甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがあります。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、正面から向き合わなければなりません。

この地域は、日本の三大都市圏の一角をなしているとともに、モノづくりを中心とした産業集積、国内外との物流ネットワークの要、高速鉄道網の結節点といった、社会にとって重要な機能が集中しており、これらの機能を維持することは、本県のみならず国全体にとっても重要な課題であることから、2015年8月に「愛知県地域強靱化計画」を策定いたしました。

本計画におけるこれまでの取組は概ね計画どおりに進捗したと評価できる一方、強靱化の取組は、過去の災害から得られた知見や社会情勢の変化などを反映し、不断の見直しを行っていくことが重要であります。このため、ここに本計画を見直し、強靱化施策の充実と加速を図ることといたします。

この計画に基づき、国や県内市町村、民間事業者等の関係者と相互に連携し、「備えあれば憂いなし」を念頭に、大規模自然災害が発生した場合にも、県民の皆様の生命や財産が守られ、愛知、名古屋を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるよう、これまで以上にしっかりと取り組んでまいります。

また、地域の強靱化を実効あるものとするためには、行政機関だけではなく、県民の皆様や民間事業者を含め、全ての関係者の叡智を結集し、総力をあげて取り組んでいくことが不可欠であると考えておりますので、今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年3月



愛知県知事
大村秀章

< 目 次 >

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	
1. 1 国土強靱化の理念等	1
1. 2 計画の策定趣旨	3
1. 3 愛知県を強靱化する意義	4
1. 4 計画の策定経緯	5
1. 5 計画の位置づけ	6
1. 5. 1 対象とする区域及び想定するリスク	6
1. 5. 2 基本計画等及び各種計画との調和等	7
第2章 愛知県の地域特性等	
2. 1 愛知県の地域特性	9
2. 2 愛知県に影響を及ぼす大規模自然災害	17
2. 2. 1 想定するリスクの考え方	17
2. 2. 2 地震・津波により想定される被害	17
2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	23
2. 2. 4 その他の大規模自然災害による被害	31
第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方	
3. 1 愛知県の強靱化の基本目標	33
3. 2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和	33
3. 3 愛知県の強靱化を進める上での留意事項	33
第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
4. 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	35
4. 2 施策分野（個別施策分野と横断的の分野）の設定	37
4. 3 脆弱性評価の実施手順	38
4. 4 脆弱性評価結果	39
第5章 推進すべき施策	
5. 1 強靱化施策の推進方針	40
5. 1. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	40
5. 1. 2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	104
5. 2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策	135
5. 3 愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策	162
5. 4 愛知県内市町村における強靱化施策の推進	164
第6章 計画推進の方策	
6. 1 計画の推進体制	165
6. 2 計画の進捗管理	165
6. 3 計画の見直し等	165
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	166
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	204

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 国土強靱化の理念等

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

2014年6月に策定し、2018年12月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念の中で、「大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での『防災』の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば『国家百年の大計』の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある」ことを述べている。

これは、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、国土強靱化の基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも、① 人命の保護が最大限図られること、② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④ 迅速な復旧復興と位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。

愛知県においても、南海トラフ地震による地震・津波災害を始め甚大な被害をもたらす大規模自然災害等の発生が危惧される中で、国土全体の強靱化における理念や基本的な方針はもとより、国の基本計画全体との調和を図りながら、愛知県の強靱化を推進しなければならない。そのため、本計画において、地域特性や想定される被害の様相も踏まえて愛知県の強靱化する意義を明らかにしたうえで、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にすることが求められる。

参考 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（基本計画）

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

1. 2 計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に70%～80%と高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定される。また、地球温暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されている。さらには、大雪災害による交通を始めとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被害が日本各地で発生している。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要がある。

基本法で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。(第4条) 県では、2014年3月に策定した「あいちビジョン2020」において、防災に係る政策の方向性を「災害から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」と位置づけるとともに、

2014年12月には、東日本大震災の教訓や新たな地震被害予測調査結果を踏まえて、今後の地震防災対策の行動計画となる「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定した。

愛知県地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、こうした防災・減災対策の取組も念頭においたうえで、県民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の愛知県の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靱化施策の実施により強靱な地域づくりを図るため、女性や障害者などの意見を踏まえるなど、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れることとする。

1. 3 愛知県を強靱化する意義

後述する地域特性や本県において想定される被害も考慮したうえで、愛知県を強靱化する意義を以下に示す。

東日本大震災の発生を受けて実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（以下「地震被害予測調査」という。）では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかとなった。また、愛知県は、明治以降の濃尾地震、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風など、これまでに甚大な大規模自然災害等を経験している。

愛知県を強靱化する第1の意義は、巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持することである。

また、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない社会経済活動のシステムを確保することにより、県、市町村、民間事業者、経済団体等それぞれに、平時における状況の変化への対応力や、生産性・効率性の向上をもたらすことが期待される。

愛知県を強靱化する第2の意義は、日本の基幹的産業の中核として「モノづくり」でわが国の産業・経済をリードする愛知県として、平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献することである。このため、非常時における防災・減災等の効果のみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫することが求められる。

さらには、この地域にもたらす効果のみならず、愛知県の強靱化に向けた県土づくり

は、南海トラフ地震とともに発生が懸念されている首都直下地震などによる首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他の地域が被災した場合のサポート機能を備えることでもあり、国全体を視野に入れた代替性・冗長性を確保することに資するものとなる。また、愛知県が迅速に復旧・復興できない事態となれば、国土軸の東西分断や、国全体の産業・経済活動に与える影響は非常に甚大なものとなる。

このように、愛知県を強靱化する第3の意義は、首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えるなどの国全体の強靱化に大いに寄与することである。

愛知県の強靱化の推進に当たっては、これらの意義を常に念頭においた上で、この地域の重要性や地域特性等を鑑み、東日本大震災の教訓や、女性や障害者などの多様な視点を踏まえ、ハード・ソフトの様々な対策に取り組んでいく。

- 1 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること
- 2 平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献すること
- 3 国全体の強靱化に大いに寄与すること

1. 4 計画の策定経緯

国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、地方公共団体が基本計画等との調和を図りつつ国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要であることから、国は地域計画の検討過程等における情報を全国の地方公共団体等に提示し、共有するためのモデル調査を実施することとした。

愛知県においても、南海トラフ地震を始めとした様々な大規模自然災害等のリスクが想定される一方、人口が集中する大都市地域、モノづくりを中心とした産業集積、国内外との物流ネットワークの要、高速交通網の結節点といった社会にとっての重要な機能が集中しており、これらの機能を維持することは愛知県のみならず国全体にとっても重要な課題であることから、全国に先駆けて地域計画を策定することが不可欠であった。また、共通する地域課題に対して県と市が連携して検討を行うことで、モデル調査の成果が県・市で有効活用でき、より効果的な計画策定に結びつけることができることから、このモデル調査に名古屋市と共同で申請し、第1次実施団体の選定を受けた。

本計画の策定に当たっては、愛知県の強靱化に関する施策に県の組織を挙げて総合的

かつ計画的に取り組むため、庁内に知事を本部長とする「愛知県地域強靱化推進本部」を設置して庁内の検討を進めるとともに、学識経験者から幅広く意見を聴取する「愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会」と、関係機関及び地域団体等と連絡調整を行うために関係行政機関、地方公共団体、ライフライン事業者、報道関係機関、経済団体、民間団体、地域団体、学識経験者から構成する「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」を名古屋市と連携・協力して開催し、それぞれの立場からの意見・助言を受けるとともに、情報共有を行った。また、名古屋市が取りまとめる「名古屋市地域強靱化計画」との調和を確保するとともに、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（豊橋市・田原市・南知多町）の脆弱性等も考慮して策定を進めた。

なお、県においては、これまでの想定を大きく上回る規模の被害想定となった新たな地震被害予測調査を公表したところであり、また、2014年3月には南海トラフ地震防災対策推進地域に県内の全市町村が指定されたことを踏まえ、まずは2015年8月、地震・津波を対象とした本計画を策定した。また、本県の地域特性や地形的特徴、過去の被災事例、各種被害想定等を考慮すると、豪雨や台風等による風水害や土砂災害、大雪、火山噴火、異常渇水も対象に加えていく必要があることから、引き続き検討を進め、2016年3月には、これらの大規模自然災害を対象とする総合的な地域強靱化計画への拡充を実施した。

また、本計画策定後には、2016年の熊本地震、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、2019年の房総半島台風（台風第15号）、東日本台風（台風第19号）など、全国各地で自然災害が発生した。これらの災害から得られた教訓、社会情勢の変化や2018年12月に変更された国の基本計画の内容などを踏まえ、2020年3月に計画の見直しを行った。

1. 5 計画の位置づけ

1. 5. 1 対象とする区域及び想定するリスク

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、愛知県全域とする。

ただし、大規模地震や火山噴火等の広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、首都圏や周辺自治体等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性を鑑み、国や関係自治体等の取り組みや県域外の地方公共団体との連携・協力を考慮した取組とする。

(2) 想定するリスク

愛知県に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮等）、土砂災害、大雪、火山噴火、異常渇水の大規模自然災害を基本とする。

ただし、大規模地震や火山噴火等により、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与するうえで、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮する。

1. 5. 2 基本計画等及び各種計画との調和等

本計画は、基本計画及び県内市町村の国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

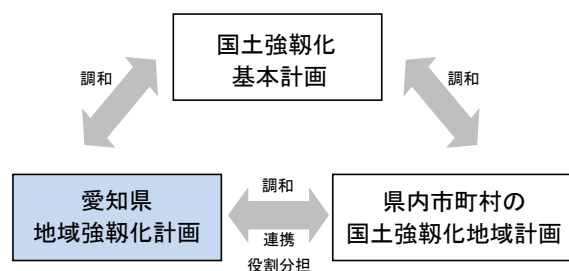
本県では、地方創生を実現するための総合的な計画として「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進しており、国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれを主たる対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという同じく目的を有するものである。このため、本計画と「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組との連携を図ることで、両者の相乗効果を高めることが重要である。こうしたことから、着実な進捗管理を図るための指標を共有するなど、「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」と調和を図り策定する。

(1) 基本計画及び各種計画との関係

ア. 基本計画、市町村の地域計画との関係

本計画は、基本計画と調和するとともに、県内市町村の地域計画とも調和を確保し、連携と役割分担を図る。

また、県内市町村の国土強靱化地域計画の策定を推進し、策定した市町村の計画における強靱化施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、地域の強靱化のさらなる効果的な推進を図るものとする。



イ. 「あいちビジョン2020」を始めとする各分野の計画等との関係

本計画は、「あいちビジョン2020」において位置づけた、県が対応すべき重要政策課題をはじめ、各分野の計画に位置づけられる取組等も踏まえて策定する。また、本計画を指針として、関係するその他の計画についても国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、適切に反映していくものとする。

また、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続

可能な開発目標)には、2030年を年限とする17の目標が掲げられており、その目標の一つに、「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」がある。本計画は、主にこの目標の達成にも資するものとする。

(2) 様々な主体の連携による取組の推進

この地域の強靱化を図るには、地域の脆弱性を総合的に検討し、地域全体で危機感や今後の地域づくりの方向性を共有するとともに、策定主体である県が取り組むべき施策と、この地域の各主体が取り組むべき施策を明らかにすることにより、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

このため、本計画においては、県が自ら担う取組だけでなく、この地域の強靱化にとって必要となる、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組との連携・協力・調整により取組を進める。

さらに、中部圏知事会をはじめとする様々な枠組みにおいて、近隣県等との広域連携を強化することにより、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえた広域的な交通基盤の確保・強化、高速道路の代替迂回路機能を確保・強化するための高規格幹線道路ネットワークの早期整備など、県境を越える広域課題の解決を図り、国土強靱化を推進する。

(3) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

2018年には、西日本豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震などにより、多くの尊い人命が失われるとともに、重要インフラの機能に支障を来すなど、我が国の経済や人々の生活に多大な影響が発生した。国においては、国民の生命を守り、電力や空港、鉄道など国民経済・生活を支える重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるよう、全国で「重要インフラの緊急点検」を実施し、2018年11月に点検結果と対応方策を公表した。

また、点検結果・対応方策やブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を3年間集中で実施する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を2018年12月に閣議決定した。

この3か年緊急対策のうち、本県が活用するものについては、本計画における施策に位置付けることとし、ハード・ソフト対策の取組の加速を図っていく。

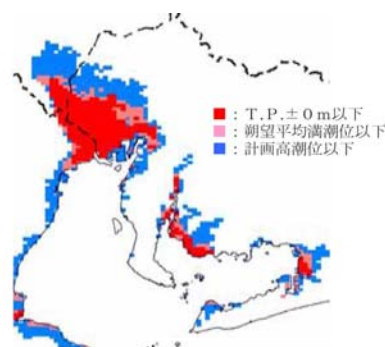
第2章 愛知県の地域特性等

2. 1 愛知県の地域特性

(1) 沖積平野と広大なゼロメートル地帯

愛知県の西部から南部にかけての一带では平野が分布する。洪積台地からなる平野（尾張丘陵西側の小牧台地、熱田台地、西三河平野の碧海台地、東三河の本野ヶ原、高師原、天伯原、渥美半島など）と、その前面に沖積平野（いわゆる濃尾平野、西三河の幡豆平野、東三河の豊川下流平野）が形成されており、その一部ではゼロメートル地帯が広がっている。特に、愛知県、岐阜県、三重県の三県にまたがる濃尾平野におけるゼロメートル地帯は、その広さは約 400 km²と日本最大である。

沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。また、海岸や河川の堤防等が被災した場合には、ゼロメートル地帯を中心に、津波、高潮、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことにより長期的に湛水するおそれがある。



資料：国土交通省

1959年9月の伊勢湾台風（台風第15号）では、県全体の浸水面積は350 km²に達した。そのうち一週間以上の湛水面積は約231 km²に及び、県西部では全ての解消に3ヶ月程度を要した。このほか、太平洋からの津波では、渥美半島の太平洋沿岸や伊勢湾・三河湾の湾口近くの離島・沿岸部で高い津波となり、地震発生後から短い時間で津波が到達するおそれがある。津波高・津波到達時間とともに、県内で地域による違いが大きいことも本県の特徴の一つである。

愛知県の地勢

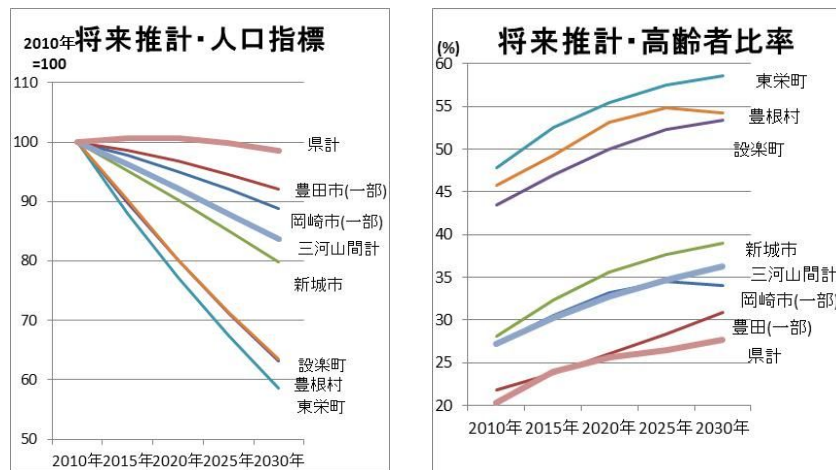
愛知県は、日本のほぼ中央に位置し、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、東北は長野県、東は静岡県と接している。一般に東部及び北東部には山地が多く、西部及び西南部の一带には平野部が多い。豊橋平野からは西に渥美半島が伸びている。また、濃尾平野の東側は尾張丘陵からなり、南に伸びて知多半島を形成している。北部から北東部は長野県から木曾山脈が南に伸びて三河高原を形成し、標高1,000mを超える山も少なくない。海岸線は太平洋、三河湾と接する渥美半島と三河湾、伊勢湾と接する知多半島により594kmの長さを有する。

静岡県境方面で中部山岳に連なることで、海岸付近を除いては北東の風が吹きにくい。西部は広大な濃尾平野をへだてて1,000m級の伊吹山、養老、鈴鹿の山脈があるだけで、僅か

120～160kmの近距離で日本海に通じているため、寒候期には季節風による降雪がしばしばみられる。南部は太平洋にのぞみ南寄りの暖湿気の影響を受けやすく、梅雨期や台風期に山間部では南側斜面に沿う強制上昇気流が地形性降雨を強め、大雨になりやすい。

(2) 三河山間地域

三河山間地域は、豊かな自然や魅力的な観光資源を有し、県土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の供給など重要な役割を担っている。一方で、土砂災害や大雪による人的・物的被害の発生が懸念されるほか、人口の減少による過疎化、高齢化及び少子化の一層の進行とともに集落機能が弱体化し、地域社会の維持が困難な地区も発生しつつあり、また、農林業の担い手の高齢化や後継者不足が進行するなど、地域の活力低下が深刻な状況にあることから、県全体で支えていく必要がある。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」等による

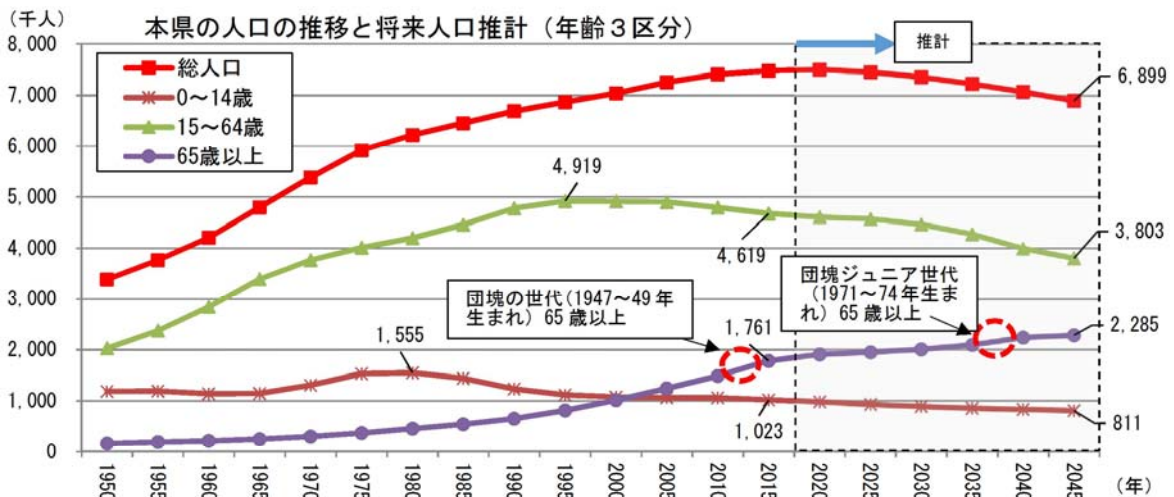
(3) 少子高齢社会の進行

わが国はすでに2008年をピークに人口減少社会に移行している。

今後の愛知県の人口構造の変化について、県の2045年の年少人口(0～14歳)は、81万1千人と、2015年と比較して21万2千人減少し、また、生産年齢人口(15～64歳)も380万3千人と、81万6千人の減少、率にして約21%の大幅な減少が見込まれている。一方、老年人口(65歳以上)は、2015年の176万1千人から、2045年には約30%増えて、228万5千人となり、また、2030年には、団塊の世代がすべて80歳代となり、介護等の支援が必要な高齢者も大幅に増加していき、高齢化率は33.1%と、全国の36.8%に比べれば低い水準にあるものの、大都市地域である愛知県では、今後、全国を上回るペースで高齢者が増加していくと見込まれている。また、こうした人口構造の変化とともに、家族の形態も大きく変容を遂げていくこととなり、高齢者の増加に加え、未婚化の流れが変わらなければ、今後、単身世帯が大きく増加し、社会の中

心をなしてきた世帯の形態が核家族世帯から単身世帯へとシフトしていくと見込まれている。

県が2020年3月に策定予定の第2期「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、本県人口の長期的な見通しとして、出生率が上昇し（2030年までに1.8、2040年に2.07に回復）、移動率が過去のトレンドを維持する（本県の過去25年（1990→2015年）の平均移動率で推移）ことを前提に、2060年時点においても約720万人の人口が確保できるとの展望を示すこととしている。県では、この展望を本県が活力を維持していく上での人口の目安とし、これに近づけられるよう、様々な施策を講じていく必要がある。



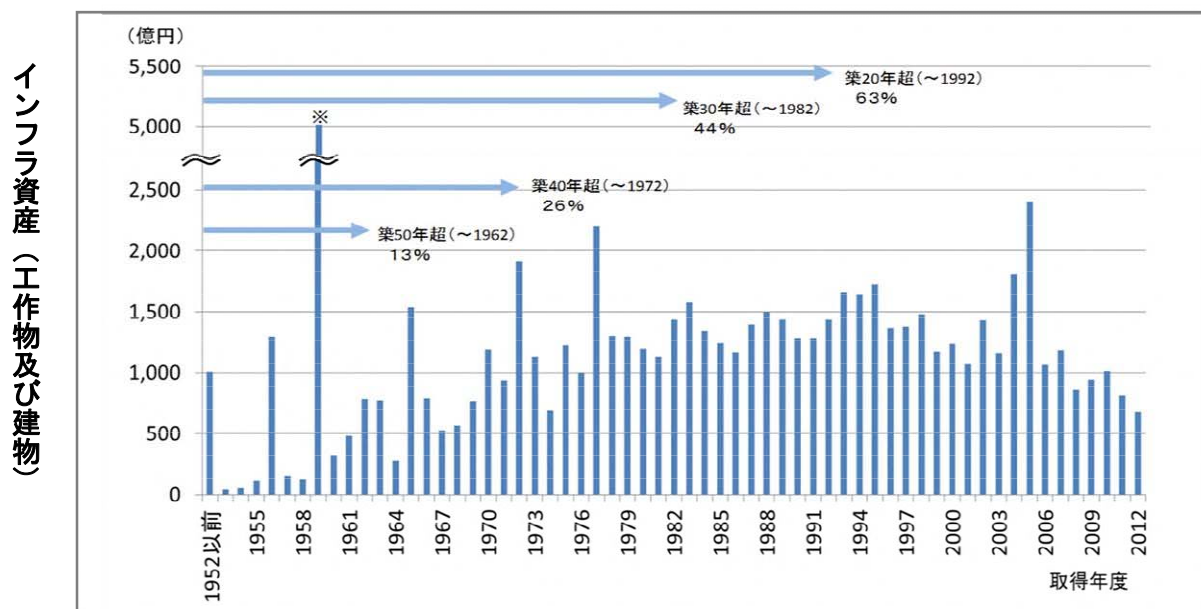
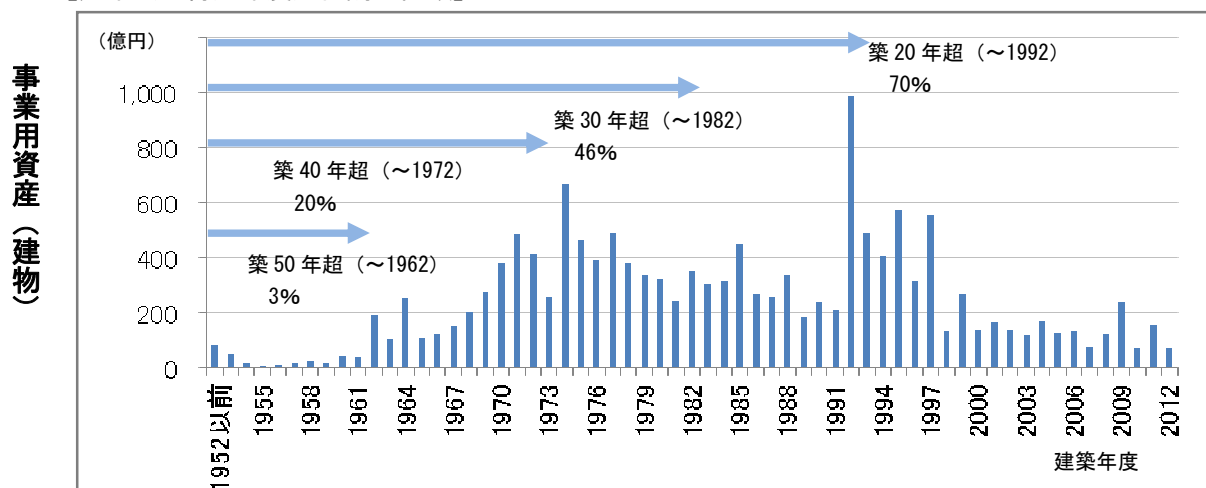
出典：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに作成

(4) 社会資本の老朽化

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、国と地方において学校、公営住宅等の公共施設（建築物）や道路、河川、港湾、上水道、下水道、工業用水道、漁港、農業水利施設等が集中的に整備されたが、これらの社会資本の老朽化が今後急速に進み、近い将来には多額の更新費用が必要となることが見込まれる。こうした状況の中、2013年11月に国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、2014年4月に総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定が要請された。

本県では、2015年3月に愛知県公共施設等総合管理計画を策定したところであるが、今後、当該計画に基づき、急速に進む社会資本の老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新を着実に推進していく必要がある。

【建築（取得）年度別再調達価額】



*この年に道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことによる突出

2013年3月31日現在（愛知県公共施設等総合管理計画より）

(5) 人口が集中する大都市地域

愛知県の総人口は、約748万人（2015年国勢調査）で、東京都・神奈川県・大阪府に次いで全国第4位であり、全人口の約5.9%を占める。また、人口密度は、1,447人/km²（全国第5位）である。三大都市圏として、首都圏と近畿圏の間で愛知県を中心に人口・産業が集積した都市圏（中京圏）が形成され、特に中京圏は製造品出荷額等では、首都圏や近畿圏を上まわっており、日本経済を支える自動車関連をはじめとしたモノづくりの先進地域となっており、世界有数の産業力、経済力、文化力、地域力を備えた大都市圏である。さらに、大消費地に近いという立地条件や恵まれた自然条件の下で、全国有数の農業県として発展してきた。

2027年度のリニア中央新幹線の東京都ー名古屋市間の開業により、首都圏から中京圏に及ぶ5千万人規模の大交流圏が誕生する。さらに、その先の2045年には、東京ー名古屋ー大阪が約1時間で結ばれ、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成が期待されている。愛知県では、名古屋を中心とした社会的・経済的な結びつきが強く、一体性の強い産業集積を有する80～100km圏を「中京大都市圏」と位置づけ、リニア大交流圏の西の拠点として、首都圏に対抗しうる強みを発揮し、近畿圏や北陸圏にも後背圏を広げながら、国内外から人、モノ、カネ、情報呼び込む存在感ある大都市圏の実現をめざしている。

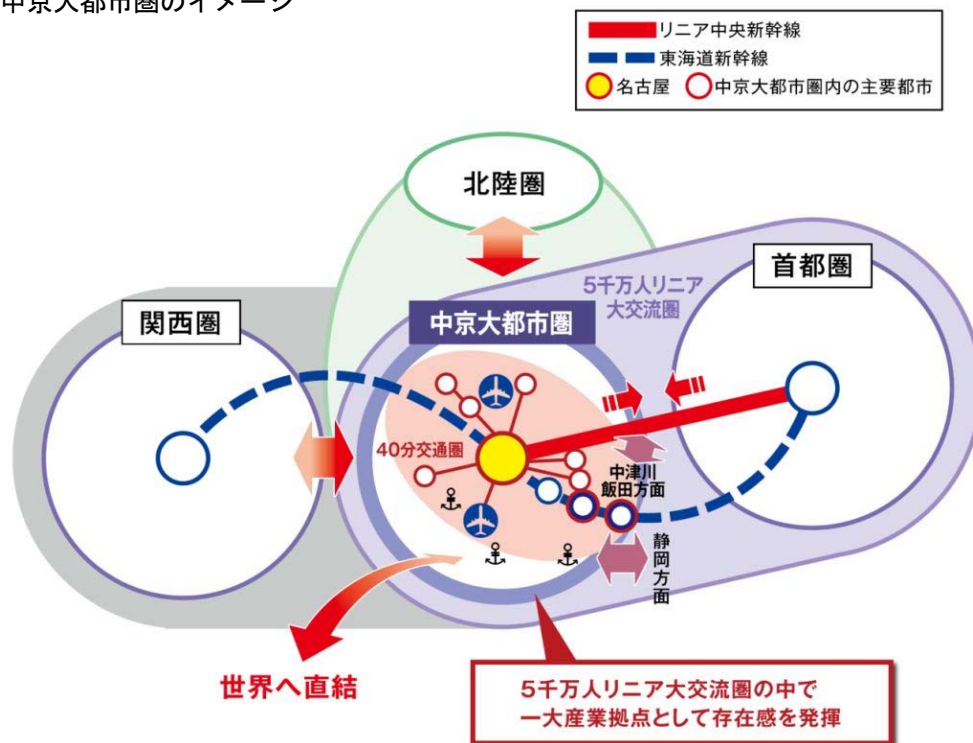
【三大都市圏の比較】

	首都圏 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)	中京圏 (愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)	近畿圏 (大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県)
人口	36,130,685人	15,031,201人	20,725,433人
製造品出荷額等	51兆2,185億円	79兆8,858億円	50兆9,474億円
年間商品販売額	254兆842億円	64兆533億円	90兆8,105億円

人口：2015年国勢調査 製造品出荷額等：2018年工業統計調査(確報値)

年間商品販売額：2016年経済センサス-活動調査 産業別集計(卸売業、小売業)

中京大都市圏のイメージ

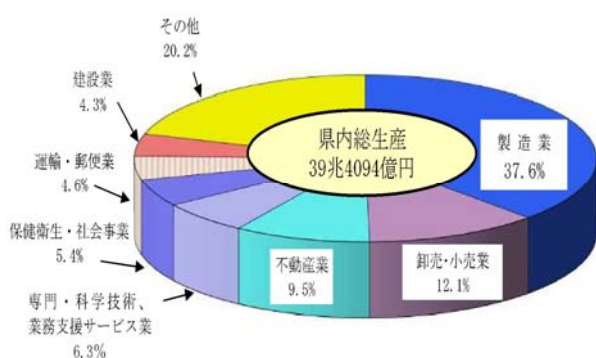


(6) モノづくり産業の集積

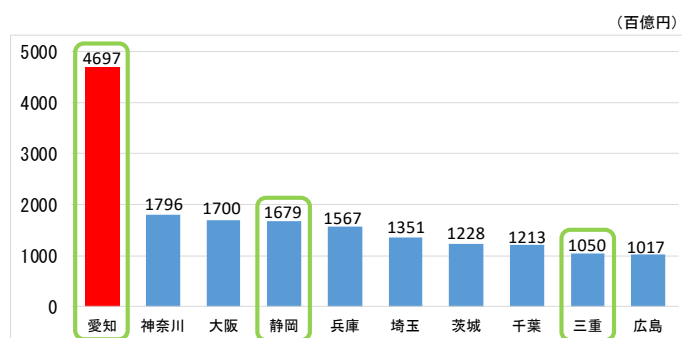
経済活動別県内総生産を見ると、愛知県では輸送用機械を始めとした製造業が占める割合が全国に比べ極めて高く、愛知県の産業構造の特徴となっている。2017年の製造品出荷額等は46兆9,681億円で全国の14.7%を占め、1977年以降41年連続で全国第1位を維持し続けている。

自動車産業を中心とした厚いモノづくりの基盤に加え、航空宇宙産業など新しいリーディング産業の集積も有する愛知県において、大規模な地震・津波、洪水、高潮等により、工場等の建物や設備の破損やライフラインの被災による生産ラインのストップ、交通網の被災による部品調達のストップなど、生産活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合は、愛知県の地域経済のみならず、国全体の経済活動に大きな損害を及ぼすことが予想される。

このため、企業内における防災・減災の取組を一層進めるとともに、早期に産業活動が復旧できるよう、ライフライン・道路・空港・港湾・情報通信など産業関連インフラの確保に向けた取組の推進が求められる。



経済活動別県内総生産(構成比)
2016年度あいちの県民経済計算



都道府県別製造品出荷額等の比較(上位10府県)
2018年工業統計調査(確報値)

(7) 国内外との物流・交流ネットワークの要

愛知県には中部国際空港と県営名古屋空港の2つの空港や、名古屋港、衣浦港、三河港の3つの主要な港湾があり、国内外の物流・交流拠点としての機能を担っており、愛知県発の貨物年間出荷量は全国第1位である。貨物地域間流動は、関東-中部間が全地域間の11.6%、近畿-中部間が9.2%を占めている。特に、名古屋港の2018年の輸出額は全国第1位、輸入額は全国第3位である。貿易収支は、全国で過去最大の12.2兆円の赤字となるなか、名古屋港は、7.1兆円もの貿易黒字を生み出した。

都道府県別年間出荷量 TOP10

(年間調査 単位:千トン)

順位	発都道府県	出荷量	構成比
1	愛知県	190,165	7.5%
2	千葉県	157,810	6.2%
3	神奈川県	143,582	5.7%
4	大阪府	133,853	5.3%
5	北海道	124,470	4.9%
6	福岡県	123,202	4.9%
7	兵庫県	111,807	4.4%
8	茨城県	98,683	3.9%
9	東京都	94,705	3.7%
10	岡山県	93,158	3.7%
	全国計	2,527,896	100.0%

出展: 2015年物流センサス

平成30年分全国港別貿易額順位(上位5港)(百万円,%)

順位	港・税関名	輸出額	前年比	全国比
1	名古屋	12,484,522	106.3	15.3
2	成田空港	11,458,775	102.6	14.1
3	横浜	7,718,697	107.5	9.5
4	東京	6,039,750	103.0	7.4
5	神戸	5,819,818	103.3	7.1
—	全国計	81,478,753	104.1	100.0

順位	港・税関名	輸入額	前年比	全国比
1	成田空港	13,703,989	111.9	16.6
2	東京	11,656,455	99.6	14.1
3	名古屋	5,336,835	109.7	6.5
4	大阪	4,971,306	104.5	6.0
5	横浜	4,753,762	115.0	5.7
—	全国計	82,703,304	109.7	100.0

貿易収支
 ○全国
 ▲12兆2,455億円
 ○名古屋港
 7兆1,477億円
 ※貿易収支は、輸出額から輸入額を差し引いた額

※貿易額は、関税法施行令第1条別表第一及び第二に基づく開港又は税関空港を直轄する税関官署の貿易額を開港又は税関空港の貿易額として掲載。

出典: 名古屋税関HP掲載「全国港別貿易額順位表」

(8) 国土軸の結節点

中部圏は国土の東西軸と南北軸が結節しており、全ての国土軸形成の一翼を担う重要な圏域である。特に、愛知県では東海道新幹線、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道や全線開通を目指して建設が進む新東名・新名神高速道路等の高速交通ネットワークが首都圏、近畿圏を結んでいる。さらに、2027年度にはリニア中央新幹線の東京都一名古屋市間の開業が予定されている。

このように、我が国の社会・経済活動を支える東西・南北交通の要衝であるとともに、国内外との物流・交流ネットワークの機能を担う愛知県は、国土軸の結節点として、より一層重要なものとなる。

(9) 洪積台地に立地する行政中枢機能

愛知県には、多数の国の地方支分部局や陸上自衛隊の駐屯地や航空自衛隊基地などが設置されており、さらには広域防災活動拠点や災害拠点病院などが充実している。

特に、熱田台地（洪積台地）の北西端に位置する名古屋市中区三の丸周辺には、県庁を始め災害発生時に中枢的な活動を担う国及び地方自治体の行政中枢機能が集中している。洪積台地は良好な地盤であり、県の地震被害予測調査結果において、この地域における浸水・津波被害の発生は想定されておらず、愛知県において大規模地震・津波災害が発生した場合には、ヘッドクォータ機能としての役割を担い、国と連携した災害応急対策を実施することとなる。

洪積台地上に行政中枢機能が集積するという利点を活かして、国の地方支分部局等との緊密な連携により、愛知県の強靱化に関する施策に取り組んでいくとともに、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能を担う役割が求められる。

(10) 「自律・分散・協調」型社会を実現できる地域

国は、基本計画において、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげることを位置づけている。

愛知県はモノづくり産業の集積に加えて、全国有数の農業県としても発展している。

2018年の農業産出額約3,115億円は、全国で8番目に高く、東京都と大阪府の約10倍程度であり、東京都、大阪府に次ぐ県内総生産を有する大都市地域である中、第1次・第2次・第3次産業がいずれも活発である。また、2018年の人口動態統計では、愛知県の出生率8.4（人口1000人に対する出生数）は全国で2番目に高く、東京都を0.4ポイント、大阪府を0.8ポイント上まわっている。そして、出生数と死亡数から求める自然増減率では、-1.0と全国で3番目に高い状況にある。本計画策定時には、「愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会」において、愛知県は単なる大都市圏であるだけでなく、「自由、地道、地元愛、自律性、地力」を持ち、東京に対する地方としての強みを有する地域であるとの指摘を受けている。

これらの愛知県の強みやここまで述べた地域特性等における強みを踏まえると、愛知県は東京一極集中の是正の受け皿となる有力な大都市地域である。

国土全体の「自律・分散・協調」において、愛知県がその重要な担い手となるためにも愛知県の強靱化を進め、国内外へ愛知県の強みをしっかりと発信する必要がある。

また、国土全体の視点だけでなく、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携して、それぞれの地域や市町村の強靱化を進めることで、愛知県内における「自律・分散・協調」型社会を実現することが必要である。

2. 2 愛知県に影響を及ぼす大規模自然災害

2. 2. 1 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、愛知県に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、愛知県の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

2. 2. 2 地震・津波により想定される被害

県の地震被害予測調査（2014.5公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定している。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

①「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル

（本県の地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置付けられるもの）

②「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル

（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約47,000棟	約242,000棟
液状化による全壊	約16,000棟	約16,000棟
浸水・津波による全壊	約8,400棟	約22,000棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	約700棟
地震火災による焼失	約23,000棟	約101,000棟
合計	約94,000棟	約382,000棟

注1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬夕方18時）。

注3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方18時）。

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 14,000 人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	(約 200 人)	(約 1,000 人)
浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 13,000 人
(うち自力脱出困難)	(約 800 人)	(約 5,500 人)
(うち逃げ遅れ)	(約 3,100 人)	(約 7,100 人)
急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人	約 70 人
地震火災による死者	約 90 人	約 2,400 人
合 計	約 6,400 人	約 29,000 人

注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

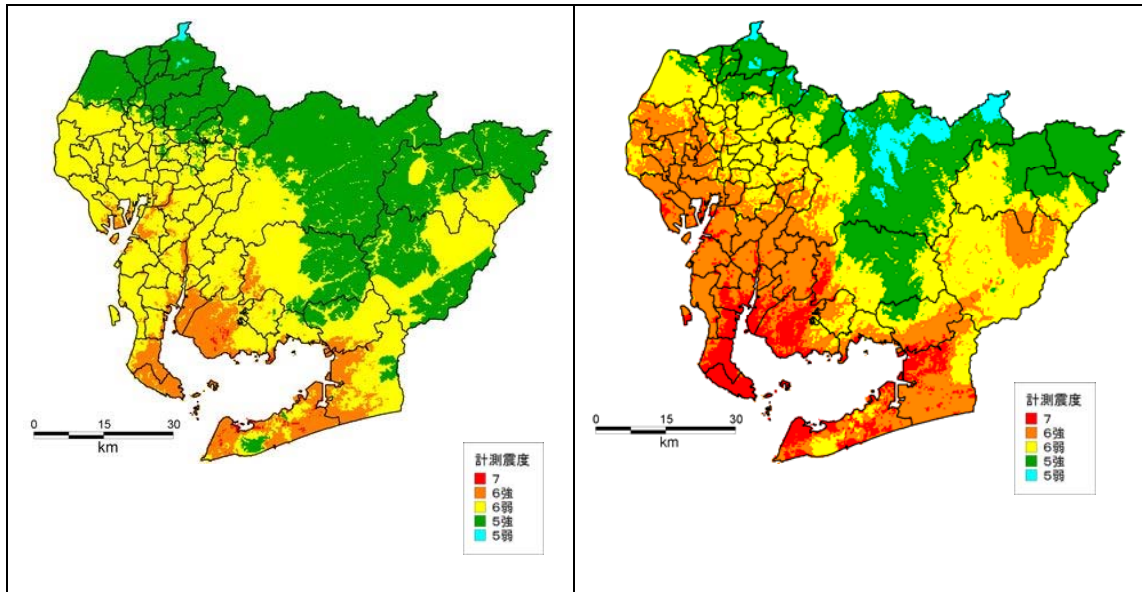
注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜 5 時）。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜 5 時）。

(1) 強い揺れ、液状化に伴う被害

- 過去地震最大モデルでは、平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定され、一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定される場所もある。また、尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 理論上最大想定モデルでは、平野部や半島部において、非常に広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定され、広い範囲で震度 7 の非常に強い揺れが想定される。震度 7 が想定される地域は、強震動生成域の陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。また、尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 特に強い揺れによる建物被害（全壊・焼失）、人的被害（死者）については、いずれのケースにおいても県全体の被害量のほぼ半数以上を占める。

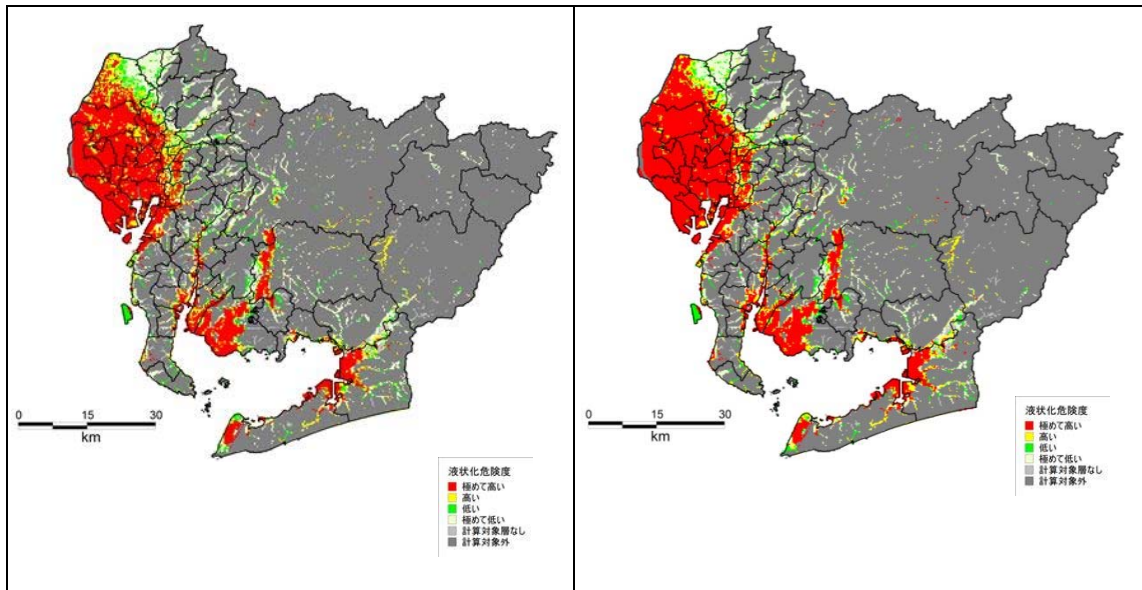
【震度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

【液状化危険度分布】



「過去地震最大モデル」

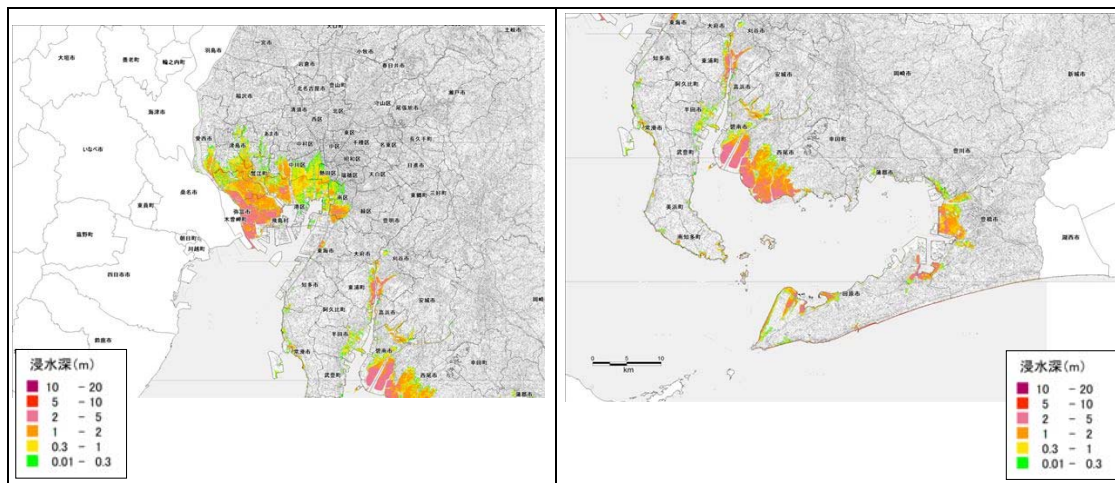
「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

(2) 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

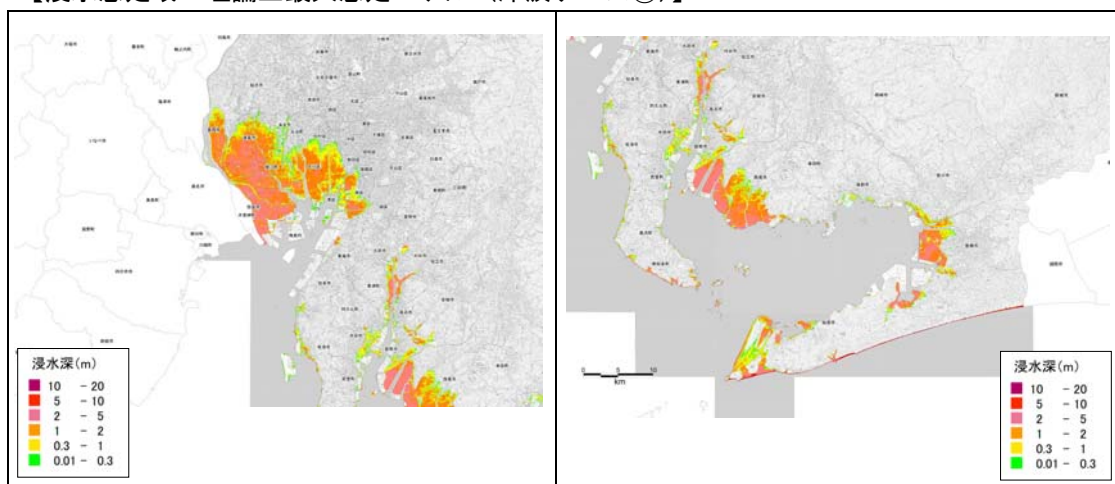
- 過去地震最大モデルでは、渥美半島の外海では最短で約 9 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。理論上最大想定モデルでは、渥美半島の外海では最短のケースで約 5 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定される。

- 広大なゼロメートル地帯や低地部をかかえる愛知県においては、強い揺れや液状化により、堤防等の被災による浸水域が拡大することに伴い、建物被害、人的被害の被害量が拡大する。

【浸水想定域：過去地震最大モデル】



【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】

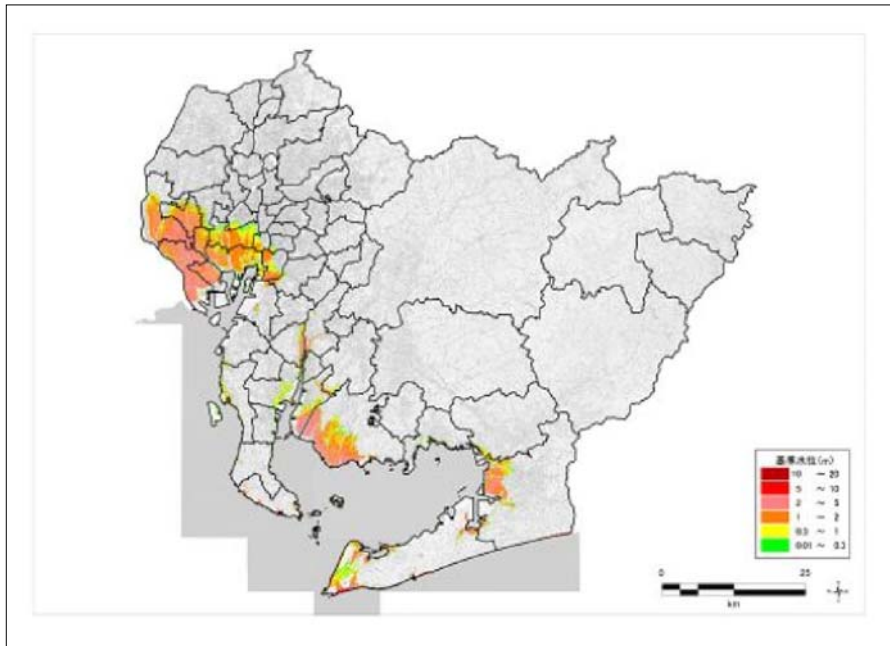


<津波災害警戒区域の指定>

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、最大クラスの津波が発生しても「なんとでも人命を守る」という考えの下、ハード・ソフトの施策を総動員する「多重防衛」の発想により、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する、「津波防災地域づくりに関する法律」が2011年12月に施行された。

この法に基づき、本県では、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的とした「津波災害警戒区域」を、2019年7月30日に26市町村において指定した。

【津波災害警戒区域の指定範囲（概要図）】



津波災害警戒区域では、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、市町村の地域防災計画に定められた避難促進施設（地下街、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者に避難確保計画の作成等が義務づけられる。

＜長周期地震動＞

想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。

長周期地震動は、揺れが1往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、超高層建築物（高さ60メートル超）等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

地盤の柔らかな堆積層が厚く分布している濃尾平野では、揺れの継続時間が長時間となる可能性があり、超高層建築物や石油タンク等に大きな影響が出るおそれがあることが指摘されている。また、室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

南海トラフ地震

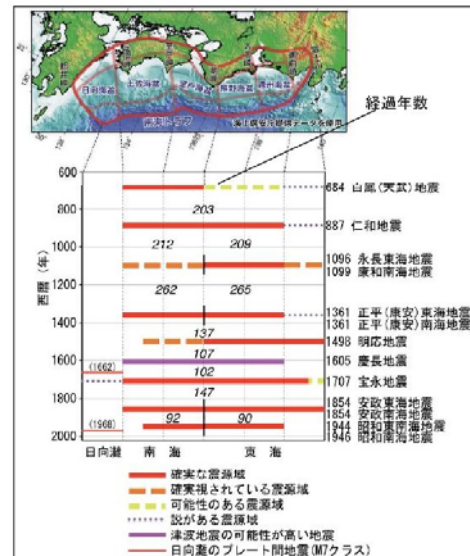
南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生の事実が確実なものとされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全54市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、豊橋市・田原市・南知多町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。



南海トラフの地震の歴史
 (出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）
 について/地震調査研究推進本部 に加筆)

【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震 規模(マグニチュード)	地震発生確率（算定基準日：2020年1月1日）		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)

＜活断層で起きる地震＞

南海トラフ地震がおおよそ 100 ～ 150 年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。現にこの地域でも、1891 年には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が、1945 年には昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、それぞれ愛知県内でも大きな被害が記録されている。

2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

(1) 洪水・内水

洪水による想定氾濫区域は県土の約 2 割であり、区域内には人口の約 4 割の約 300 万人が居住し、40 兆円を超える資産が存在している。このように人口・資産が集積している区域が存在する中、近年では 2000 年の東海豪雨、2008 年の 8 月末豪雨、2011 年 9 月の台風第 15 号などの豪雨による浸水被害などが発生した。特に、2000 年 9 月の東海豪雨では、名古屋地方気象台の観測値において、時間最大雨量 93mm、総雨量は年間降雨量の約 1/3 にあたる 567mm を記録し、新川を始め県内河川の 20 箇所が破堤、315 箇所が越水し、死者 7 名、負傷者 107 名、床上・床下浸水 62,000 戸以上の被害を受けている。

また、2015 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風第 17・18 号の影響で南から湿った空気が長時間にわたって流れ込み、幅 100km～200km の南北に伸びた降雨域のなかに多数の線状降水帯が近接して発生したことにより、北・東日本太平洋側を中心に記録的な大雨となり、栃木県と茨城県を流れる鬼怒川で堤防が決壊するなど、関東・東北地方の広範囲で甚大な被害が発生した。さらに、2018 年の西日本豪雨では、前線や台風第 7 号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、岡山県では、高梁川の支流（小田川）が本流の高梁川に合流する際に水がせき止められる「バックウォーター現象」等で水位が高い状態が長時間継続したこと等により小田川等の堤防決壊が生じ、倉敷市真備町を中心として大規模な浸水被害が発生した。2019 年の東日本台風（台風第 19 号）では、広範囲に短時間で記録的な大雨が降り、関東・東北地方を中心に計 74 河川、140

箇所では堤防が決壊するなど河川が氾濫し、西日本豪雨を超える浸水被害が発生した。このように洪水による被害が全国的に頻発している。

一方、洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水についても、頻繁に被害が発生している。また、都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進むことにより、こうした浸水に対する被害ポテンシャルは増大している。

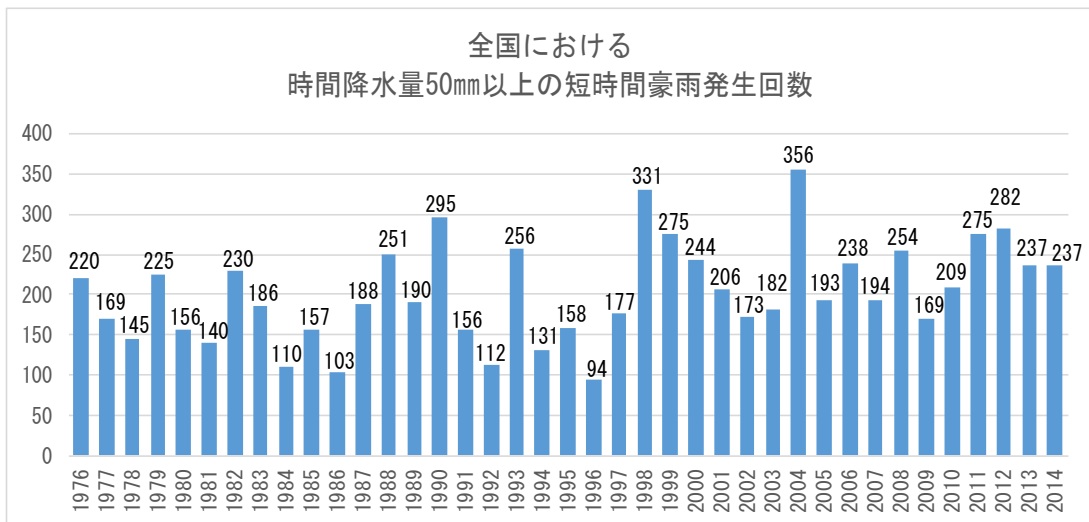
現在、水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川を、洪水予報河川、水位周知河川として指定しており、その河川が氾濫した場合の浸水想定区域を指定しているが、2015年5月の水防法改正を受け、避難体制等の充実・強化のため、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充するとともに、その他河川においても同様に作成し、公表を進めている。

また、内水についても、2015年5月の水防法改正を受け、内水により相当な損害を生ずるおそれのある排水施設を指定するとともに、その施設に雨水を排除できなくなった場合、又はその施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合の浸水想定区域を指定、公表していく必要がある。

○近年の豪雨の発生傾向

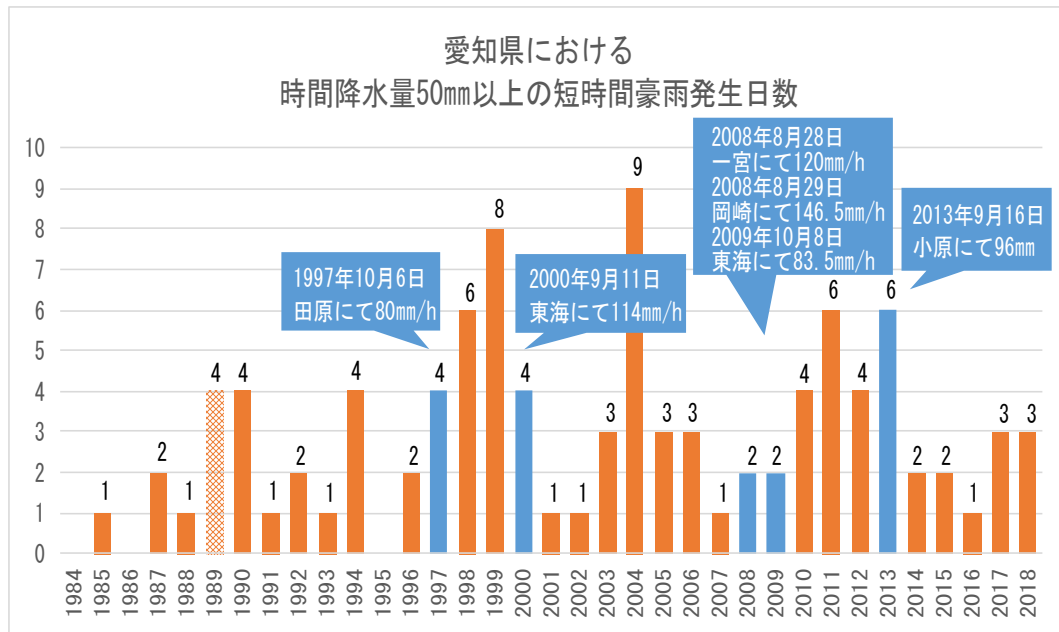
- ・ 短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にある。
- ・ 愛知県内においても、1時間あたりの降水量 50mm以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80mm以上の雨は、1997 年、2000 年、2009 年、2013 年に 1 日ずつ、2008 年には 2 日観測されている。

・ 全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数



気象庁「過去の気象データ」により作成

・愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数



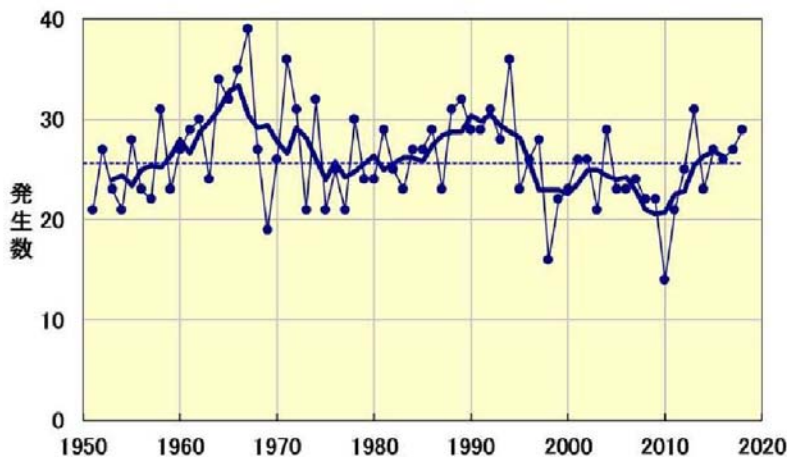
気象庁「過去の気象データ」により作成

※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。(時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示)

○近年の台風の発生傾向

- ・2018 年の台風の発生数は 29 個（平年値 25.6 個）で、平年より多かった。1990 年代後半以降はそれ以前に比べて発生数が少ない年が多くなっているものの、1951～2018 年の統計期間では長期変化傾向は見られない。
- ・「強い」以上の勢力となった台風の発生数は、1977～2018 年の統計期間では変化傾向は見られない。

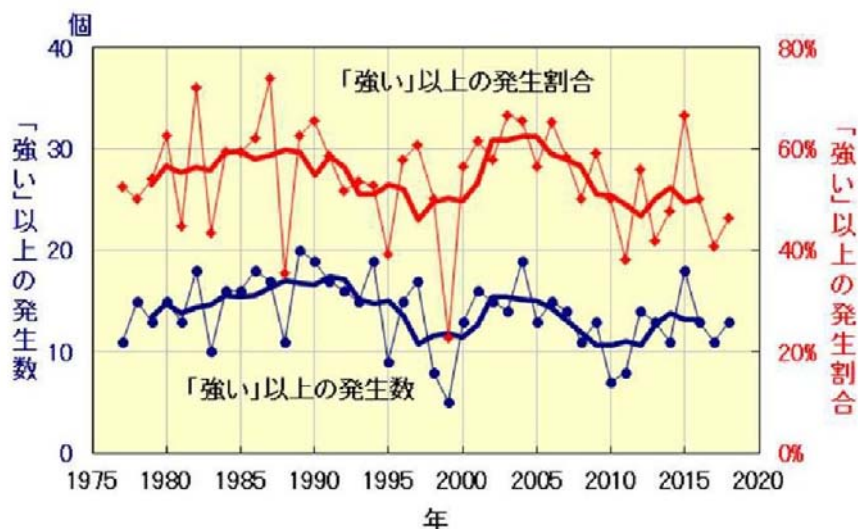
・台風の発生数の経年変化



※細かい実線は年々の値を、太い実線は 5 年移動平均を、破線は平年値を示す。

出典：気象庁「気候変動監視レポート 2018」

・「強い」以上の勢力となった台風の発生数と全発生数に対する割合の経年変化



※細い実線は、「強い」以上の勢力となった台風の発生数（青）と全台風に対する割合（赤）の経年変化。太い実線は、それぞれの5年移動平均。

出典：気象庁「気候変動監視レポート2018」

○国土交通省管理の洪水予報河川と関係市町村

河川名	関係市町村
木曾川水系 木曾川	名古屋市☆、一宮市、津島市、犬山市☆、江南市☆、小牧市☆、稲沢市、岩倉市☆、愛西市、清須市☆、北名古屋市☆、弥富市、あま市☆、大口町☆、扶桑町☆、大治町☆、蟹江町、飛島村
木曾川水系 長良川	愛西市
庄内川水系 庄内川	名古屋市、一宮市☆、瀬戸市、春日井市、小牧市☆、稲沢市☆、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、豊山町、蟹江町☆
庄内川水系 矢田川	名古屋市
矢作川水系 矢作川	岡崎市、碧南市、刈谷市☆、豊田市、安城市、西尾市、知立市☆、高浜市☆、幸田町
豊川水系 豊川	豊橋市、豊川市、新城市
豊川水系 豊川放水路	豊橋市、豊川市

○県管理の洪水予報河川・水位周知河川と関係市町村

区分	河川名	関係市町村
洪水予報河川	庄内川水系 新川	名古屋市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町☆、大治町、蟹江町☆
	天白川水系 天白川	名古屋市
	日光川水系 日光川	名古屋市☆、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村
	境川水系 境川	刈谷市、大府市、豊明市、東浦町
	境川水系 逢妻川	刈谷市、豊田市、知立市

水位周知河川	庄内川水系 八田川	名古屋市、春日井市、北名古屋市、豊山町
	庄内川水系 矢田川	名古屋市☆、瀬戸市、尾張旭市☆
	庄内川水系 香流川	名古屋市、長久手市☆
	庄内川水系 内津川	名古屋市☆、春日井市
	天白川水系 扇川	名古屋市、東海市☆
	山崎川水系 山崎川	名古屋市
	庄内川水系 大山川	名古屋市、小牧市、北名古屋市、豊山町
	庄内川水系 五条川	名古屋市、一宮市、小牧市☆、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町
	庄内川水系 青木川	一宮市、稲沢市、岩倉市☆、清須市☆
	日光川水系 領内川	一宮市☆、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町☆
	日光川水系 蟹江川	名古屋市、津島市、愛西市、あま市、蟹江町
	日光川水系 福田川	名古屋市、稲沢市、清須市、あま市、大治町、蟹江町
	阿久比川水系 阿久比川	半田市、阿久比町
	矢作川水系 矢作古川	西尾市☆
	矢作川水系 乙川	岡崎市、西尾市、幸田町☆
	矢作川水系 広田川	岡崎市、西尾市、幸田町
	猿渡川水系 猿渡川	刈谷市、知立市
	矢作川水系 籠川	豊田市
	境川水系 逢妻女川	豊田市、みよし市
	音羽川水系 音羽川	豊川市
柳生川水系 柳生川	豊橋市	
梅田川水系 梅田川	豊橋市	
佐奈川水系 佐奈川	豊橋市、豊川市	

関係市町村は、洪水浸水区域が該当する市町村を記載。☆はL2のみ対象となる市町村。

(2) 高潮

内湾に位置する三河湾・伊勢湾沿岸では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著である。過去には、1953年の台風第13号、1959年の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験し、多くの海岸保全施設や河川管理施設がその復興工事により築造された。また、近年では、2009年10月に来襲した台風第18号により、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流出するなど大きな被害を受けた。

こうした中、県民へ高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、2014年11月に高潮浸水想定を作成した。概要は次のとおりである。

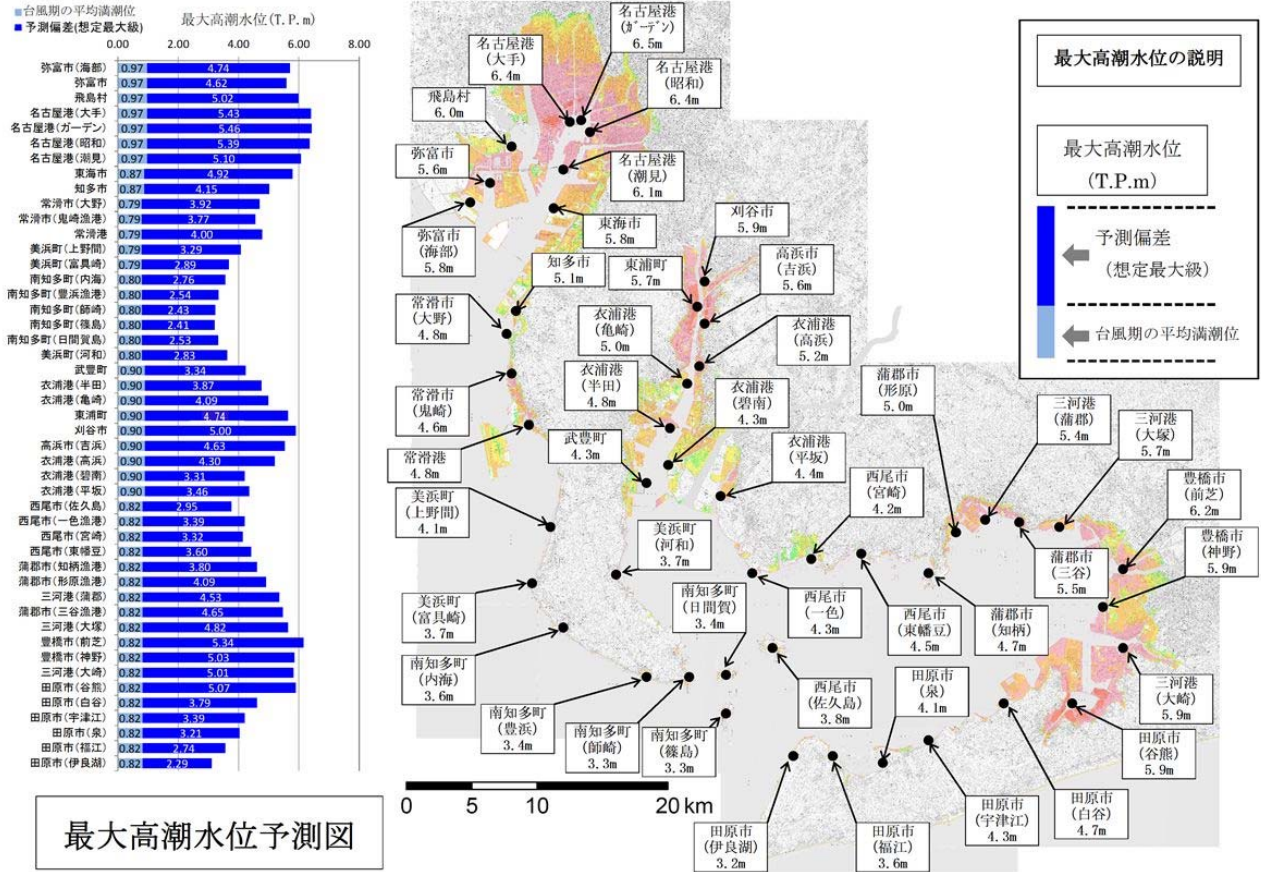
【高潮浸水想定の概要】

○想定台風ケース

〔規模〕 室戸台風級（日本に上陸した既往最大規模）

〔コース〕 愛知県沿岸に対し最も高潮の影響があるコース

○代表地点における最大高潮水位



最大高潮水位予測図

○市区町村別の浸水面積

市町村名	浸水面積 (ha)	市町村名	浸水面積 (ha)
弥富市	715	南知多町	144
飛島村	1,082	武豊町	461
名古屋市港区	3,506	半田市	1,254
名古屋市瑞穂区	171	東浦町	745
名古屋市中川区	1,940	刈谷市	483
名古屋市中村区	311	知立市	27
名古屋市南区	1,391	高浜市	303
名古屋市熱田区	396	碧南市	1,431
名古屋市緑区	191	西尾市	1,039
東海市	1,756	蒲郡市	1,007

知多市	1,085	豊川市	672
常滑市	1,057	豊橋市	3,863
美浜町	47	田原市	2,075
		愛知県 合計	27,152

一方、2015年5月の水防法改正を受け、水位周知海岸を指定するとともに、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域を指定、公表していく必要がある。

(3) 土砂災害

愛知県は6割以上が山地丘陵地で占められ、地質的にも脆弱な風化花崗岩類、第三紀層が多く分布し、また、中央構造線などの断層もあり、土砂災害の生じやすい特質を持っている。

一方、土地利用についても山腹斜面やがけ地近くまで宅地化が進んでいるため、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

過去には、1972年の7月豪雨、1989年9月の恵南東加茂豪雨、2000年9月の東海豪雨などにより広域的、同時多発的な土砂災害が発生しており、今後も大規模な土砂災害に見舞われるおそれがある。

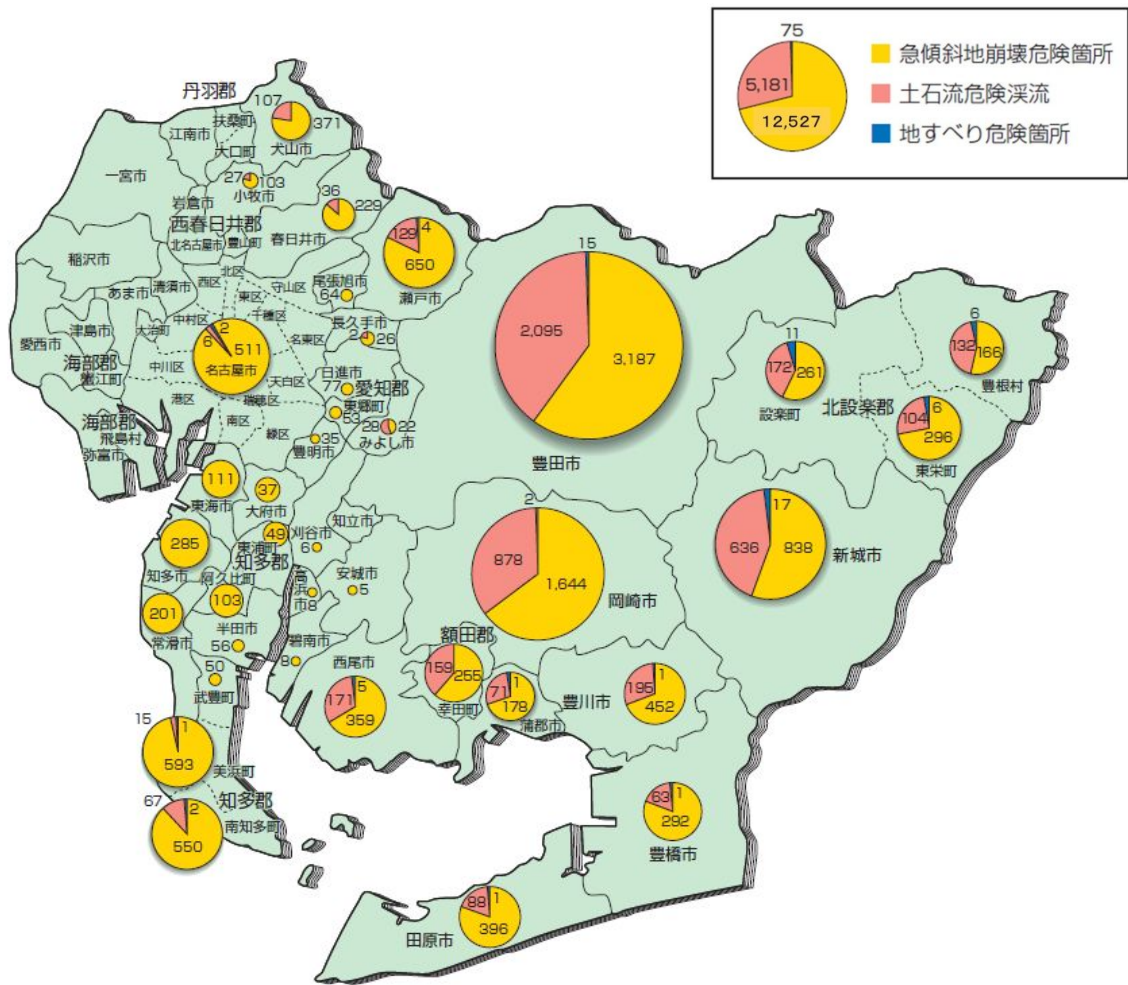
2014年8月に発生した広島土砂災害では、土砂災害防止施設の効果が再確認されるとともに、施設整備の立ち遅れや、土砂災害の危険性が住民に十分認識されていなかったことが明らかになった。

本県でも、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し、支援を行っていく必要がある。

一方、多数の死傷者が発生するのみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるような大規模な深層崩壊については、県内のほとんどの地域で発生の可能性は低いとされているが、未解明な事項が多く、知見は限られており、今後とも、国等からの技術情報に注視していく必要がある。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要がある。2018年9月に発生した北海道胆振東部地震では、200箇所を超える土砂災害が発生し、その崩壊面積は、明治以降、我が国において発生した主要な地震災害の中で最も多い13.4km²に達した。特に厚真町においては、大規模な土砂崩れが広範囲で発生し、同町吉野地区では山裾の住宅が土砂に巻き込まれるなど、多数の人的被害が発生した。

○土砂災害危険箇所図



●土石流危険渓流（平成14年度公表）
 土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある渓流。
 ・土石流危険渓流Ⅰ 人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある渓流
 ・土石流危険渓流Ⅱ 人家1戸～4戸に被害を及ぼす恐れがある渓流
 ・土石流危険渓流Ⅲ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

●地すべり危険箇所（平成10年度公表）
 地すべりの発生・拡大の危険性があり、河川・人家・農地・公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所。

●急傾斜地崩壊危険箇所（平成14年度公表）
 傾斜度30度以上、高さ5m以上で、1戸以上の人家又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地。
 ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地
 ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 人家1戸～4戸に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地
 ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

箇所区分	箇所数	
土石流危険渓流	5,181	I 1,555
		II 2,078
		III 1,548
地すべり危険箇所	75	
急傾斜地崩壊危険箇所	12,527	I 2,910
		II 4,268
		III 5,349
計	17,783	

愛知県建設局砂防課「あいちの砂防（令和元年5月）」より

2. 2. 4 その他の大規模自然災害による被害

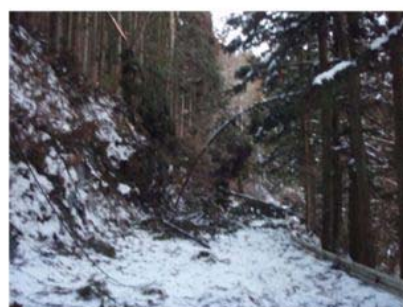
(1) 大雪

2014年2月13日に南西諸島で発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となった。岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、宮崎県であわせて死者24名となったほか、九州から北海道にかけての広い範囲で住家損壊等が発生した。

愛知県内においても、2月14日未明から雨や雪が降り始め、14日11時に名古屋で最深積雪7cmを観測した。特に三河山間地域においては、相当量の降雪があり、倒木、電柱の倒壊、電線の断線を引き起こし、長期の停電状態が継続し、また、多数の道路で通行止めとなり、一時は住民の孤立化が発生した。



国道151号（豊根村上黒川地内）



県道古真立津具線（設楽町津具地内）

2014年大雪による県管理道路の被害状況

(2) 異常渇水

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。

1994年の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施された。愛知県においては、8月17日から8月31日まで知多半島等の21市町で実施された時間給水（最長19時間断水）により、最大約39万世帯（約118万人）に影響があった。

また、工業用水では操業短縮による減産分等により約303億円の被害が発生したほか、農業水産関連では、果樹、野菜、水陸稻などを中心に渇水や干ばつによる被害と高温による家畜やあさりなどのへい死による被害額は約21億円に達した。



1994年のダム枯渇写真（中部地方整備局HPより）

(3) 火山噴火

2014年9月27日の御嶽山噴火においては、死者58名、行方不明者5名の人的被害（2015年8月6日現在）が発生した。牧尾ダム貯水池では、上流の濁沢川から火山由来の濁水が流入することにより、水素イオン濃度（pH）の低下等が確認されたが、下流河川における水質上の大きな問題は生じていない。今回の噴火では木曾川の水利用に影響を与えていないが、さらに大規模な噴火が発生した場合には、下流河川の水質が悪化し、生活用水や工業用水等の取水に影響が生じる可能性がある。また、2015年には、口永良部島や箱根山、桜島、阿蘇山などで噴火が発生している。

こうした中、国においては、登山者への伝達手段の多様化など火山防災情報の伝達体制強化や、火山防災教育と火山に関する知識の普及など、火山災害対策の充実強化が求められている。

なお、富士山が噴火した場合には風向きによっては、噴煙や火山灰の影響により首都圏等に大きな被害が発生することが想定されていることから、中部圏への同様の影響も予想される。さらに、遠方の火山が噴火した場合にも、噴出物による空港運用への影響等も考慮する必要がある。



2014年御嶽山噴火（中部地方整備局HPより）

第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方

3. 1 愛知県の強靱化の基本目標

第1章に掲げた「巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること」を始めとする愛知県を強靱化する意義を実現するため、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標も踏まえて、次の4つの基本目標を位置づける。

- 1 県民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

3. 2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和

地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものである。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりをおこなうことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守るのみならず、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めることで、地域の豊かさを維持・向上させ、東京一極集中の是正の受け皿となる地域を目指した取組を進める。

3. 3 愛知県の強靱化を進める上での留意事項

愛知県の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

ア 東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、県内においても、それぞれの地域や市町村

の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。

イ 愛知県の強靱化に向け、国、県（近隣県）、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。

エ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア 災害から得られた教訓を始め、愛知県の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。

イ 情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI等を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

また、大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進める。

ウ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。

エ 施策の重点化や進捗管理（PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、愛知県の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

オ 本計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。

カ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。

キ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、愛知県を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、愛知県の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたり、国土強靱化基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、愛知県の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、44の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

なお、本計画策定後に発生した災害から得られた教訓や社会情勢の変化、2018年12月に変更された国土強靱化基本計画の内容を踏まえ、2020年3月に脆弱性評価の見直しを行った。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-3 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-5 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響
	5-6 食料等の安定供給の停滞
	5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
	7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

4. 2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国土強靱化基本計画において設定された施策分野（12 の個別施策分野及び 5 の横断的分野）をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11 の個別施策分野及び 5 の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 老朽化対策
④ エネルギー	④ 研究開発
⑤ 情報通信	⑤ 産学官民・広域連携
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 県土保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

4. 3 脆弱性評価の実施手順

- 基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。
- 国・関係団体（検討会議）・県内部の取組状況の把握に加え、「あいちビジョン2020」や「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の本県の計画、「中部圏地震防災基本戦略」（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定）、「愛知県における防災対策等への提言」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキンググループ）、などをもとに愛知県の脆弱性を総合的に評価した。
- 脆弱性評価結果については、(1) リスクシナリオごと、(2) 施策分野ごとに整理した。

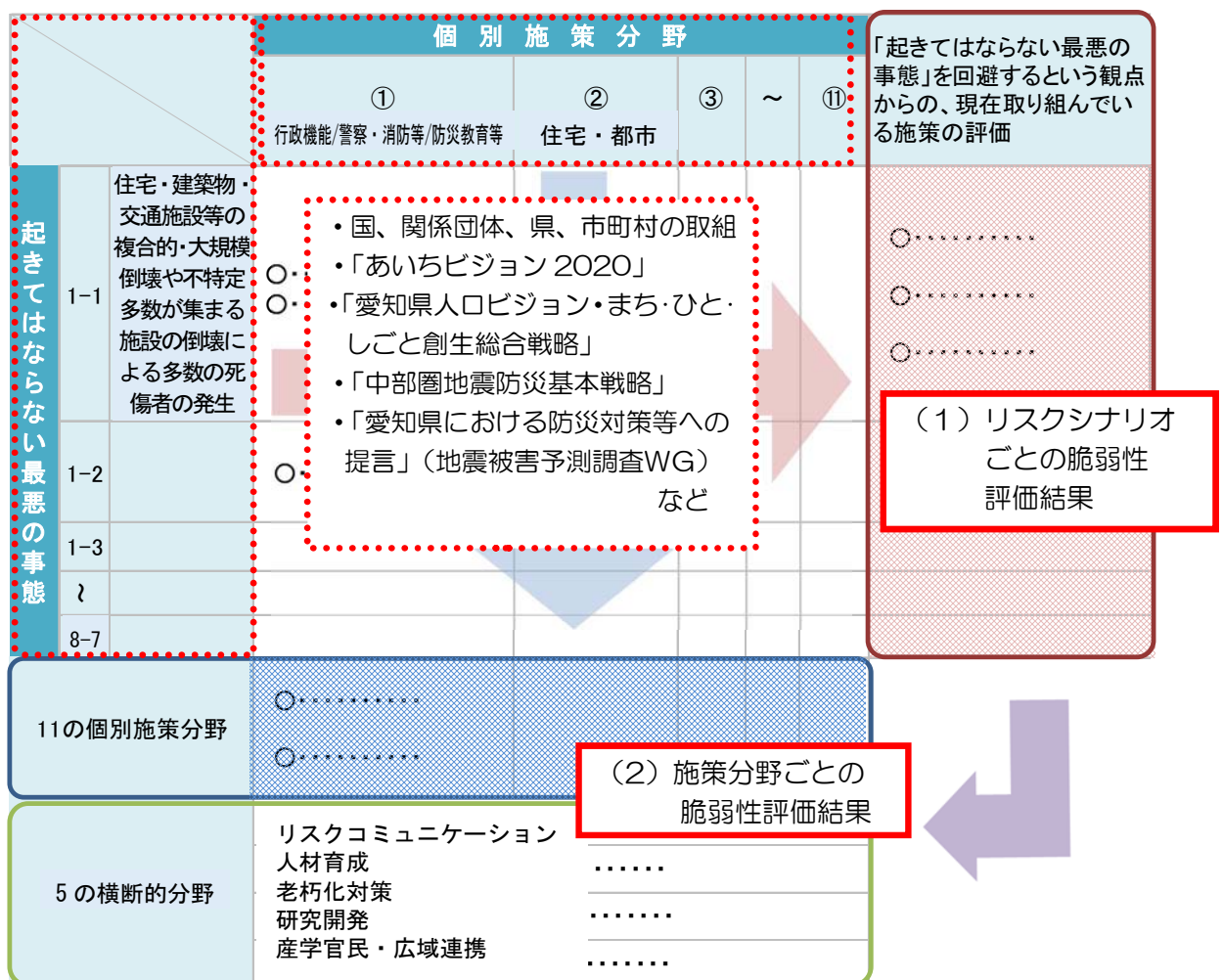


図. 脆弱性評価の手順

4. 4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ（別紙1）、（別紙2）のとおりである。

第5章 推進すべき施策

5. 1 強靱化施策の推進方針

5. 1. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、愛知県を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明確にするため、実施されるべき施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針の達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

なお、本計画策定後に発生した災害から得られた教訓や社会情勢の変化、2018年12月に変更された国土強靱化基本計画の内容を踏まえ、2020年3月に強靱化施策の推進方針の見直しを行った。

（1）直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

○住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する。

○住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、

取組を強化する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。また、私立学校施設の耐震化を設置者へ働きかける。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。
- インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる。

(地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 地下空間については、ソフト・ハード両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆住宅の耐震化率：85%（2011） → 95%（2020）
- ◆耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟（2011） → 1/5に削減（2020）
- ◆住宅・建築物の耐震化の啓発活動（県政お届け講座や講演会、研修会等）の実施：5回程度/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆社会福祉施設の耐震化率：92.8%（2013） → 95.2%（2020）※達成済みのため2019年度改訂時に当初指標（94.5%）を上方修正
- ◆保育所の耐震化の支援：2箇所程度/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

- ◆災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率：72.8% (2015) → 85% (2023)
- ◆県有施設の耐震化率：85% (2013) → 100% (2023)
- ◆県有施設の特定天井脱落対策：12施設 18室 (2015～2023) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆県有施設の天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会の開催：1回/年 (2015～2023)
- ◆県有施設の家具固定及びガラス飛散防止措置の進捗状況の調査：1回/年 (2015～2023)
※2019年度改訂時に指標追加
- ◆県立学校の建物(Bランク IS値 0.3以上 0.7未満)の耐震化 (531棟)：100% (2016) ※達成済み
- ◆県立高等学校武道場並びに特別支援学校遊戯室及び温水プールの吊り天井等の耐震対策 (131棟)：40.5% (2019) → 100% (2022) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆大規模盛土造成地分布図の公表率：7.4% (2014) → 100% (2023)
- ◆家具の固定率：56% (2013) → 65% (2023)
- ◆地震体験車の体験者数：50,000人程度/年 (2015～2023) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆防災教育センターにおける啓発演習の実施：15回程度/年 (2018～2023) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆総合防災訓練の実施：1回/年 (2015～2023)
- ◆シェイクアウト訓練の実施：1回/年 (2015～2023)
- ◆地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村 (2015～2023)
- ◆あいち防災フェスタの開催：1回/年 (2015～2023) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆あいち防災通信の発行：1回/年 (2015～2023) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆イベント等へのブース出展：10回程度/年 (2018～2023) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆防災(地震)に関する意識調査の実施：隔年 (2015～2023) ※2019年度改訂時に指標追加
- ◆南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用する市町村：全市町村 (2015～2023) ※2019年度改訂時に指標追加

※ () 内には、現状及び目標達成の年次を表示している。(以下同じ。)

該当するリスクシナリオが複数ある場合は、最も関連が深いリスクシナリオに記載している。(以下同じ。)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

(災害対応能力の向上)

○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。
○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

(情報通信関係施策の推進)

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

(消防団等の充実強化の促進等)

○公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（2015～2023）
- ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha（2015～2023）
- ◆地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha(2011) → 100%解消に近づける(2020)
- ◆3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得：1.4ha（2015～2023）
- ◆防火作品応募数：10,000点/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波防災地域づくり)

○地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、市町村における災害履歴調査の具体実施、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。
○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する。

（住宅・建築物の耐震化等）

○住宅・建築物の耐震化を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく。

（河川・海岸堤防の耐震化等の推進）

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

（避難場所・避難路の確保・整備等）

○ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める。また、これらの避難場所に至る、通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備のほか、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階段設置等を進める。さらに、避難路等のバリアフリー化方策について検討をする。

○避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく。また、避難手段として、県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

○港の船上や空港の機内など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整える。

○孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する。

（河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進）

○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

（河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進）

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

（海岸防災林の機能の維持・向上）

○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図る。

（海岸レジャー施設等の安全確保）

○海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設

置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導體制を構築する。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)

○情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

(重要業績指標)

- ◆浸水・津波ハザードマップを作成している市町村の割合：該当市町村全て(27 市町村)(2015～2023)
- ◆本県被害予測調査等に基づく浸水・津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施している市町村の割合：該当市町村全て(27 市町村)(2015～2023)
- ◆浸水・津波避難ビル等を指定している市町村の割合：該当市町村全て(27 市町村)(2015～2023)
- ◆浸水・津波避難訓練を毎年実施している市町村の割合：該当市町村全て(27 市町村)(2015～2023)
- ◆浸水・津波避難計画を策定している市町村の割合：該当市町村全て(27 市町村)(2015～2023)
- ◆浸水・津波対策への補助事業採択の割合：該当市町村全て(27 市町村)(2015～2023)
- ◆浸水・津波避難訓練の実施：1 回/年(2015～2023)
- ◆災害対応能力強化のための実践的な防災訓練の実施：4 回程度/年(2015～2023)
- ◆海岸防災林の機能維持・向上：270ha(2015～2023)
- ◆農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等の設置：3 箇所(2014) → 30 箇所(2023)
- ◆海岸堤防(農村振興局所管)の耐震化：9.8km(2014) → 12.2km(2023)
- ◆農業用排水機場の耐震化：24 箇所(2014) → 84 箇所(2023)
- ◆河川堤防の耐震化：47.6km(2015～2023)
- ◆海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化：20.7km(2015～2023)
- ◆海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の補強・補修：5.0km(2015～2023)
- ◆海岸堤防(港湾局所管)の耐震化：2.9km(2015～2023)
- ◆海岸堤防(水産庁所管)の耐震化：3.4km(2015～2023)
- ◆海岸堤防(港湾局所管)の補強・補修：0.9km(2015～2023)
- ◆漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km(2015～2023)
- ◆河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27 施設(2015～2023)
- ◆海岸の水門等(水管理・国土保全局所管)の耐震化：20 基(2015～2023)
- ◆海岸の水門等(港湾局所管)の耐震化：18 基(2015～2023)
- ◆海岸の水門等(水産庁所管)の耐震化：32 基(2015～2023)

- ◆河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3施設（2015～2023）
- ◆海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：12施設（2015～2023）
- ◆海岸の水門等（港湾局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：5施設（2015～2023）
- ◆海岸の水門等（水産庁所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：10施設（2015～2023）
- ◆防災マニュアルを策定している公立学校の割合：97.9%（2015） → 100%（2015～2023）
※2019年度改訂時に指標追加
- ◆防災訓練を複数回実施している公立学校の割合：95.7%（2015） → 100%（2015～2023）
※2019年度改訂時に指標追加
- ◆教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6%（2013） → 100%（2023）
- ◆各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：18校程度/年（2015～2023）
- ◆各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校1回以上/年（2015～2023）
- ◆防災教育指導者の養成：600人/年（2015～2023）
- ◆高校生防災リーダーの育成：60人/年（2015～2023）
- ◆全庁的な防災教育啓発担当者会議の開催：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆県域を越えた広域的な訓練の実施：1回/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆南海トラフ地震関係都府県市との防災・危機管理に関する連絡会及び協議会への参加：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化、既設ダム施設の改良や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。
- 洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下街等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、

その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

(地下空間における浸水対策等の強化)

○地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム (GPS (全地球測位システム) 及び GIS (地理情報システム) を活用した位置情報を用いたシステム) など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。

(河川の改修)

○河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の日光川等の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。

(県管理河川：時間雨量おおむね 50mm～80mm に対応)

(高潮対策施設の整備)

○沿岸地域においては、高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場等の整備などの高潮対策を進める。

○高潮等から背後地を防護するため、また県土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する。

(浸水想定区域の指定・見直し)

○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(ダム建設事業の推進)

○下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保する必要があることから、ダムの建設事業を推進する。

(ゼロメートル地帯対策)

○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難に

ついて検討を進める。

（気候変動を踏まえた水災害対策）

○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

（水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進）

○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

（情報通信関係施策の推進）

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、J アラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有等の情報関係施策を推進する。

○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

（災害対応力の強化）

○多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

○地方公共団体等の防災部局等において、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。

（TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化）

○国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。

（重要業績指標）

◆都市浸水対策達成率（名古屋市除き）：60%（2014） → 65%（2025）※達成済みのため2019年度改訂時に当初指標（62%）を上方修正

◆県管理河川の当面の目標に対する整備率：53.0%（2014） → 54.7%（2020）

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害対策の推進）

- 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。
- 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する。
- 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し支援を行う。

（山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応）

- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
- 基幹的の水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める。
- 山地における災害に対して人的被害を防止するため、治山施設の整備を着実に進める。

（亜炭坑跡地対策の促進）

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する。

（警戒避難体制の整備等）

- 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する。

（情報関係施策の推進）

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する。

（災害対応力の強化等）

- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。

○地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

(TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化)

○国による地方公共団体等の支援のため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TECFORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。

(重要業績指標)

- ◆地域森林計画区の山地災害危険地区内における治山施設の整備：108 箇所（2015～2023）
- ◆大規模農業水利施設の耐震化：4 地区（国営・機構営）（2014） → 5 地区（国営・機構営）（2023）
- ◆基幹的農業水利施設の耐震化：48.9 km（県営）（2015～2023）
- ◆間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積：年間 4,000ha（2016～2020）
- ◆土石流対策施設等の整備：59 箇所（2015～2023）
- ◆急傾斜地崩壊防止施設の整備：53 箇所（2015～2023）
- ◆地すべり防止施設の整備：1 箇所（2015～2023）※達成済み
- ◆土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施：9,400 箇所（2015～2019）※達成済み

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(死傷者の発生防止のための対策)

○暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めるとともに、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る。

○寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施する。

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

○防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進する。

(災害対応力の強化)

○降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める。

(道路交通対策等の推進)

- 集中的な大雪に備え、タイムライン（時系列の行動計画）や除雪計画を策定し、車両滞留が見込まれる場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所などのスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進めるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める。
- 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2—1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域などの甚大な被害のおそれのある地域や中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながる災害に強い道路の整備や離島航路の確保、発着岸壁の耐震強化を図る。また、大規模災害時に船舶の活用の迅速化のため、関係機関においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用などを進める。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。

○緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

○非常災害時に迅速に航路啓開を実施し、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項をBCP等において検討・計画し、発災時においては、その計画に基づき作業を進める。

（水道施設の老朽化対策等の推進）

○水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。

○水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。

（ガス管の耐震対策等の推進）

○経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替を推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。

○電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。

（停電時における電動車等の活用）

○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

（応急用食料等の調達）

○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。

（食料・燃料等の備蓄）

○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量

の確保を促進する。

○地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。

(燃料等の仮貯蔵)

○臨海部に多く立地する燃料仮貯蔵施設の関連企業のBCP等の策定の促進を図る。また、消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。

○災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。

(ゼロメートル地帯対策)

○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送等について検討する。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。

(消防団等の充実強化の促進等)

○消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

◆県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所（2015～2021）

◆県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha（2013～2017）※達成済み

◆必要水量を確保するための実効性のある計画の策定率：57%（2015）→100%（2019）※達成済み

◆災害救助用食料の充足率：県の需要量に対し100%（2015～2023）

◆家庭内備蓄を3日分以上している県民の割合：食料32.6%（2013）→前回調査を上回る（2023）、飲料水32.4%（2013）→前回調査を上回る（2023）※2019年度改訂時に指標追加

◆災害時広域物資輸送拠点の災害物流訓練の実施箇所率：100%（2015～2023）

◆災害時物資提供協定締結事業者協議会の開催：1回/年（2015～2023）

◆国（中部運輸局）、愛知県トラック協会、東海倉庫協会との連絡会議の開催：1回/年（2015～2023）

◆災害時物流円滑化検討会の開催、物流及び人的支援の体制強化に向けた検討の実施：2回/

年（2015～2023）

- ◆応急用食料の充足率：100%（2012） → 100%を維持（毎年度）
- ◆災害時の受援体制に関する計画の整備：県及び全市町村（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km（2014） → 26.7km（2021）
- ◆三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設、大型荷役機械：1基（2015～2023）
- ◆港湾BCPの推進：3港（2015～2023）
- ◆航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0%（2012） → 100%（2016）
※達成済み

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進）

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を推進する。特にゼロメートル地帯等甚大な被害のおそれのある地域や中山間地域、半島部等では、道路網の充実に努める。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。
- 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、津波・洪水・高潮・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める。

（山間地等における避難路等の確保の促進）

- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

（孤立集落等の救出計画の策定等）

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の地域の実情に即した堅牢化・高度化、災害対策用ドローン（小型無人機）の導入、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する。

（離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等）

- 離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備の活用について検討を進める。

（家庭における食料備蓄の促進等）

○災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。

（TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化）

○国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。

（重要業績指標）

- ◆ヘリスポットの整備が必要な孤立可能性集落の把握：2 回程度（2015～2023）
- ◆孤立可能性集落に関する現況調査の実施：2 回程度（2015～2023）
- ◆孤立可能性集落を有する市町村の衛星携帯電話等の配備率：100%（2015～2023）
- ◆孤立可能性集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率：100%（2015～2023）
- ◆避難路に利用できる林道の整備：25.6km（2015～2023）
- ◆旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km（2015～2020）

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（災害対応の体制・資機材強化）

○自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、中部圏において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進める。

○SNS による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

（災害対応業務の実効性の向上）

○災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。

○地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
- 地域における活動拠点となる警察施設の耐災害性をさらに強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(自治体等の活動の支援)

- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。

(離島における救助・救急活動)

- 離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動について検討を進める。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。

(消防団の充実強化の促進等)

○公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆防災・減災カレッジの開催：1回/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆地域防災リーダー育成（防災・減災カレッジ 地域防災コース受講者数）（年間）：68人（2012～2014平均）→90人（2020）
- ◆自主防災組織による活動カバー率：95%（2013）→100%（2023）
- ◆優良な自主防災組織の表彰：1回/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆自主防災組織リーダー研修の実施及び支援：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆防災人材交流セミナーの開催：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆県内消防本部職員の外傷・災害対応講習の受講：100人/年（2015～2023）
- ◆県内全消防本部と防災関係機関との合同訓練の実施：不定期実施→1回/年（2015～2023）
- ◆消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合：28%（2014）→100%（2016）※達成済み
- ◆消防団員の定員の充足率：91.6%（2015）→100%（2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆学生消防団員数（累計）：274人（2014）→673人（2020）
- ◆全市町村と連携した消防団啓発活動の実施：1回/年（2015～2023）
- ◆「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定：23市町村（2015）→全市町村（2023）
- ◆消防団協力事業所制度の実施：20市町村（2014）→全市町村（2023）
- ◆消防学校1日入校者数：1,500人程度/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆DMATの編成数：68チーム（2015）→84チーム（2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆災害拠点病院におけるDMAT保有率：100%（2014）→100%を維持(毎年度)
- ◆広域避難場所等となる県営都市公園（7公園）の供用面積の拡大：93ha（2015～2023）

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進)

○鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める。

○混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

○名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞り場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、滞り者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。

(鉄道の運行再開の調整等)

○鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。

(プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

○災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。

○交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

○地方行政機関等（警察等含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。

(代替輸送手段の確保等)

○地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車や安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整でき

る体制を事前に構築する。

（公共交通事業者等との連携強化）

○海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の帰宅困難者になることから、公共交通事業者等と連携しながら受入態勢の確保を図る。

（重要業績指標）

◆関係機関との帰宅困難者対策に係る意見交換：年1回（2015～2023）

◆帰宅困難者等の対応ルールの整備：全庁舎（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療リソースの供給体制の確立）

○南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する。

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

○災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を行う。

○災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

（災害拠点病院の耐震化等の促進）

○災害拠点病院は、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に促進する。

○南海トラフ地震等における浸水想定区域内の医療施設については、移転等の対策に取り組

む。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

○災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。さらに、浸水想定区域内にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるように対策を講じる。

(人工透析患者等への対策)

○人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
○入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

○多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。

(災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の計画的な養成等)

○DMATについては、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成するとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT以外にも、DPATや災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

○大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。
○県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行う等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確

保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。

- 患者及び医薬品等の搬送ルート of 優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。

（救急搬送の遅延の解消）

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。
- 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。

（医師の確保）

- 離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討しておく。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

- 各市町村における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム（DCAT）を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

（広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の強化等）

- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討し、具体化する。また、これら災害時に需要がある医療用資機材等を常に維持していくため、その平常時活用策について検討する。

（住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

（重要業績指標）

- ◆通常時の 6 割程度の発電容量がある自家発電施設を保有し、燃料を 3 日分程度確保している災害拠点病院数：23 病院（2014） →36 病院（2023）

- ◆処置拡大救急救命士の養成：584人（2014）→1,250人（2023）※達成済みのため2019年度改訂時に当初指標（900人）を上方修正
- ◆医薬品搬送等訓練の実施：1回/年（2015～2023）
- ◆医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数：5団体/年（2014）→5団体を維持（毎年度）
- ◆災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数：6団体/年（2014）→6団体を維持（毎年度）
- ◆2013年4月から適用の新たな要件を満たす災害拠点病院数：24病院（2014）→36病院（2023）
- ◆BCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルを策定している災害拠点病院数：すべての災害拠点病院（2018～2023）
- ◆保健医療調整本部、保健医療調整会議に係る訓練の実施：1回/年（2015～2023）
- ◆災害医療活動に係る情報収集等の研修・訓練の実施：4回（2014）→4回以上/年（2023）
- ◆広域搬送拠点臨時医療施設の設置・運営訓練の実施：1回/年（2015～2023）
- ◆災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年（2014～2023）
- ◆産婦人科・産科の医師数：652人（2012）→増加（2020）

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（衛生環境の確保等）

- 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

（下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実）

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を促進する。

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

（医療活動を支える取組の推進）

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。

(避難所の運営体制等の整備)

- 被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、全市町村において、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。
- 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市町村とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(避難所における必要物資の確保等)

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために市町村に

よる被災者台帳作成の事前準備を促進する。

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。

(防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進)

- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。

(保健医療機能の確保等)

- 災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所にお

ける再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。

○下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する。

(避難生活における要配慮者支援)

○高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。

また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

○災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

○県内で大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム（DCAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。

(避難行動要支援者への支援)

○市町村における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

○多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

(重要業績指標)

◆市町村における避難所運営マニュアルの整備：全市町村（2015～2023）

◆市町村避難所運営マニュアルへの避難所外避難者支援に係る記載：全市町村（2018～2023）

※2019年度改訂時に指標追加

◆南海トラフ地震等対策事業費補助金の「災害時要配慮者対策事業」を活用する市町村：全市町村（2015～2023）

◆家屋被害認定士の養成・登録：50人/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

◆関係職員を対象とした県民相談チーム運用訓練の実施：20人程度/年（2015～2023）

◆災害時における生活環境安全対策マニュアルの充実：実効性の維持・向上（2015～2023）

◆災害時保健師活動の初動体制確立のための情報伝達訓練の実施：1回/年（2015～2023）

◆「愛知県災害時保健師活動マニュアル」に係る会議・研修等の実施：1回以上/年（2015～2023）

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化)

○治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

○公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定め、派遣要領に基づく派遣体制の確立を図る。

○警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。

(警察施設の耐震化等)

○警察施設の耐震化を完了させるとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備や、警察用航空機、機動警察通信隊等の機能の更なる高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能力の更なる向上に取り組むとともに、訓練から得られた知見は速やかに関係機関と共有するなど、治安の悪化に対応する体制づくりをハード・ソフト一体的に進める。

(緊急交通路の確保)

○停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

(信号機電源付加装置の整備)

○停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。

(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)

○交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

○災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

○人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察/消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。

(警察施設の機能強化)

○南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう

警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る。

(重要業績指標)

- ◆行方不明者に関する相談対応に係る検証訓練の実施：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆相談員の相談対応能力向上のための訓練：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆県警察災害警備訓練の実施：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆警察職員の精神的ケア対策としての参考資料の作成及び職員の教育：毎年度実施（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆警察災害派遣隊の受援に係る図上訓練の実施：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備等)

- 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める。
- 名古屋市三の丸地区における基幹的広域防災拠点の整備検討にあつては、三の丸地区再整備研究会公表（2019年8月）の提言「名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて～ポスト・リニア時代の核心を展望する～【再整備構想】」も踏まえながら行う。

3-3 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれ

ることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援助入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。警察署や消防庁舎等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。
- 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町村において被災者台

帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

(住民等の自発的な防災行動の促進)

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。

(タイムラインの策定)

○最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。
○大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。

(応急活動等の継続のための事前対策)

○関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進する方策を検討する。

(災害応急対策の実施体制の確立)

○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

(国・県・市町村間の連携強化)

○市町村の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や气象台から県への要員の派遣など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。
○迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

(重要業績指標)

- ◆業務継続計画の策定：県及び18市町村（2014） → 県及び全市町村（2023）
- ◆PDCA サイクルの実施による愛知県庁BCPの見直し：1回/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆愛知県庁BCPに関する職員研修の実施：毎年度実施（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆非常用電源設備の整備：災害対応業務を担う拠点施設（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

- ◆職員の安否・参集状況の把握に係る訓練の実施：1回/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆職員の自宅の耐震化、家具固定、非常持ち出し品の準備の実施割合：100%（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆市町村職員又は方面本部要員の通信機器操作訓練の実施：1回/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆市町村幹部職員危機管理研修会の開催：1回/年（2015～2023）
- ◆県の防災部門職員に対する派遣研修の実施：2回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施：2回程度/年（2015～2023）
- ◆学校の耐震化（非構造部材除く）：97%（2013）→ 早期完了※県立学校は達成済み
- ◆防災拠点となる公共施設等の耐震化率：95%（2013）→ 100%（2023）※2019年度改訂時に指標追加

（4）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等）

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。

（情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討）

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、愛知県庁BCPの見直しを図る。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

（災害対応力の強化等）

- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、海保等の情報

通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る。
○準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

○住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。

(情報伝達手段・体制の確保)

○民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。
○また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める。

(多様な情報提供手段の確保)

○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害FM放送局の開局も検討する。さらには、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める。

(民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等)

○民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。

(災害対応業務の標準化)

○大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(情報通信インフラの整備)

○耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

(道路被害情報共有の強化)

○大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。

(臨海部への災害情報提供)

○大規模自然災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組み作りを進める。

(水防テレメータシステムの整備)

○県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

(土砂災害警戒情報等の提供)

○土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

(情報伝達手段の多様化の推進)

○全ての住民に J アラートによる緊急情報を確実に提供するため、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、市町村における全国瞬時警報システム (J アラート) の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム (L アラート) の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する。

(情報収集手段の多様化の推進等)

○ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情

報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する。
○SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する。

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

○国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が可能であるよう、情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を整備する。

(情報伝達手段・体制の確保)

○防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。
○夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルール等の検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。

(災害対応力の向上)

○大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。
○情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

(避難勧告等の発令)

○市町村が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく市町村への技術的助言を行う。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
○避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
○市町村の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの運用を引き続き行うとともに、市町村への導入を促進する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住

民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

（避難の円滑化・迅速化）

○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市町村における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

（重要業績指標）

- ◆防災情報システム研修への市町村職員の参加者数：60人程度/年（2014～2023）
- ◆住民への情報伝達手段を複数整備している市町村の割合：全市町村（2018～2023）
- ◆市町村防災支援システムを導入する市町村の割合：全市町村（2018～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆外国人の災害支援に関する関係機関との防災訓練の実施：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数：54市町村（2018）※達成済み
- ◆外国人旅行者が旅行中に立ち寄る観光関連施設等事業者の愛知県多言語コールセンター登録数：350件（2019～2021）※2019年度改訂時に指標追加

（5）経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（個別企業 BCP 策定等の促進）

- 個別企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する。

（民間企業における事業継続に資する取組の促進）

- 災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。
- 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。さらには、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。
- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。

（耐災害性を高める施策等の推進）

- 効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に加えて、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。

（社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進）

- 中部経済連合会公表（2019年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

（愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。

（あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進）

- あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市の強靱化を推進するための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う。また、あいち・なごや強靱化共創センターの今後の在り方（「中部圏強靱化共創センター」（構想））について検討する。

（地域連携 BCP 策定の促進）

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

（物流事業者 BCP 策定の促進）

- 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する。

（港湾 BCP の推進）

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾 BCP を確実に推進する。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

○ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルート¹の耐災害性を高めるため、名古屋環状2号線、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス、西知多道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進める。また、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

(水の安定供給)

○水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成26年法律第16号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

(重要業績指標)

- ◆中小企業のBCP策定率：5.3%（2013） → 12%（2023）
- ◆企業における防災講演の実施：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆南海トラフ地震防災対策計画の届出率：100%（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

○燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルート²を確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等³を検討する。

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

- 住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス充てん所の災害対応力の強化を推進する。また、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策や燃料備蓄など需要家側の対策を推進する。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LP ガス充填所等の災害対応力を強化する。
- また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車・船舶、LNG 燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表（2019年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。

(中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進)

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

(重要業績指標)

- ◆石油コンビナート泡消火薬剤の更新：5.0kl 程度/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆石油コンビナート等防災訓練の実施：1回/年（2015～2023）

◆タンク情報の共有及び更新：1回/年（2014～2023）

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化）

- 石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る。
- コンビナート周辺地域における常備消防力の強化に加え、コンビナートの関係機関による連携体制を構築・強化する。
- ドラゴンハイパー・コマンドユニットについて、関係機関との合同訓練の実施等を通じた運用体制の強化を図る。

（コンビナートに係る設備の耐震化等の推進）

- 南海トラフ地震等を始めとする地震・津波に備えるため、製油所設備などについて、耐震化や護岸の強化等の津波対策についても着実に推進する。

（有害物質等の流出防止対策）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する。
- また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する。

（地域連携 BCP 策定の促進）

- コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

（港湾 BCP の充実）

- 製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP について、実効性を確保する。

（重要業績指標）

- ◆石油コンビナートに係る設備の耐震化：89.34%（2013） → 100%（2016）※達成済み
- ◆特定事業所防災要員等の防災教育の実施：1回/年（2020～2023）※2019年度改訂時に指標追加

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（交通施設の防災対策の推進）

- 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網の着実な整備を推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図る。また、西知多道路の整備推進や名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港道路、名古屋三河道路、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する。緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。また、雪や大雨等の災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する新幹線ネットワークや、高速道路における暫定2車線区間の4車線化などの機能強化等を推進する。さらに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道、港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、耐波対津波対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害、高潮、津波等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。

（産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持）

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。

（海上輸送拠点の耐震化等の促進）

- 陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。
- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

（海上輸送機能に係る災害対応力の強化）

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPの実効性を高めるとともに、より広域的な港湾機能の代替性について検討する。

- 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進する。
- 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、防災訓練に際して試験運用を行うなどにより、今後より一層実効性の確保を推進する。
- 航路標識や港湾施設など、海上輸送の維持に必要なインフラ施設の耐震、耐波浪補強の強化について推進する。

(災害時の空港機能確保)

- 災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保する。また、空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保について推進する。
- 空港機能確保のため耐震強化対策の他、津波・高潮による浸水時の空港機能の早期復旧に資するため、電源施設等の浸水対策等を実施する。
- 災害時における運用面の充実及び実効性の強化を図るため、空港における早期復旧計画や、訓練を通じた体制の整備に加え、航空会社の資機材やスタッフの確保など、空港機能の維持に係る関係機関との連携体制を継続・強化する。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。
- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれのBCP等に反映する。例えば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯をう回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく。
- 老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他う回路となり得る道の情報把握と共有、効果的な海上交通管制の構築、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。
- 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。
- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・県民等への提供する体制を構築する。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する。

(貨物等の流出防止対策の推進)

- 臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ、木材等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出する

ことで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する。

(名古屋港におけるポートアイランドの土砂流出対策)

○社会経済上重要な航路閉鎖とならないよう、ポートアイランドの土砂流出対策を実施する。

(重要業績指標)

- ◆基幹的道路ネットワーク供用延長：約 10km (2015～2020)
- ◆都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 53km (2015～2020)
- ◆緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (2015～2023)

5-5 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

(郵便局舎における防災対策の推進)

○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。

(金融機関における防災対策の推進)

- 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。
- 金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。
- 水産物の一連の生産・流過程に係る個別地域 BCP の策定を推進する。また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を推進する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設・農地海岸の耐震化、耐津波性の向上

等に加え、ため池などの農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。また、水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進する。

（サプライチェーン輸送モードの強化）

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

（産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持）

○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。

（重要業績指標）

- ◆農道橋（延長 15m 以上）を対象とした点検・診断の実施割合：約 29%（2014） → 100%（2020）
※達成済み
- ◆漁港施設（市町村管理）の耐震・耐津波強化対策の促進：12 漁港（2015～2023）
- ◆漁港施設（県管理）の耐震・耐津波強化対策：11 施設（2015～2023）

5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進）

○上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

○大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

（水の安定供給）

○水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行う

とともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、各機関における BCP の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（製油所の非常時出荷能力等の確保）

- 製油所の非常時出荷能力等を確保するため、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震強化（耐震・液状化対策、設備の安全停止対策等）や護岸の強化等を着実に推進する。また、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する。さらには、関連する供給連携計画や BCP について、訓練の実施等によりその実効性を高めるとともに、製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP について、実効性を確保する。

（石油関連施設の防災対策の強化）

- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策を推進する。また、コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する。

（石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

（自立・分散型エネルギーの導入の促進等）

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

（施設の耐災害性強化）

○電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する。

○また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する。

(輸送基盤の災害対策の推進等)

○燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

(エレベーター閉じ込め対策)

○エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。

(重要業績指標)

◆住宅用太陽光発電の普及基数(累計): 12.4万基(普及率約4.3%) (2014) → 40万基(普及率約14%) (2020)

◆下水汚泥の消化によるバイオガス発電を実施する施設数: 0施設(2014) → 1施設(2016)
※達成済み

◆ライフライン関係機関連絡会の開催: 1回以上/年(2015~2023) ※2019年度改訂時に指標追加

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化等の推進)

○上水道、工業用水道施設について地震防災対策実施計画等に基づき、耐震性の不足している施設について耐震化等を推進する。また、県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。

○上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

○上水道、工業用水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める。

○上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(上水道等の復旧の体制等の強化)

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化、道路防災対策等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

○上水道、工業用水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる。

(重要業績指標)

- ◆災害拠点病院へ供給する配水管の耐震化率：100%（2015～2023）
- ◆災害拠点病院へ供給する配水池の耐震化率：100%（2015～2023）
- ◆県営浄水場施設の耐震化の推進
浄水場の耐震化：5 箇所、貯水池の耐震化：1 箇所（2015～2023）
- ◆県営水道施設の整備の推進
広域調整池の整備：6 池、連絡管の整備：2 路線、基幹となる管路の複線化：1 路線（2015～2023）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

○下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する。

(農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進)

○農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。

(浄化槽の整備)

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

○施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(重要業績指標)

- ◆流域下水道における水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設（2015～2023）
- ◆流域下水道における重要管きょの流下機能確保のための管きょ施設の耐震化：0.9km（2015～2023）※達成済み
- ◆流域下水道における非常用自家発電設備の整備：10 施設（2015～2023）

- ◆農業集落排水施設の機能診断の実施割合：4割（2014） → 10割（2020）
- ◆位置情報を付与した浄化槽台帳システムの整備：0市町村分（2019） → 39市町村分（2023）
※2019年度改訂時に指標追加
- ◆浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：48.8%（2017） → 56.5%（2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：51.5%（2017） → 62.0%（2023）※2019年度改訂時に指標追加

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進やう回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 道路啓開・航路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。
- 新幹線構造物の計画的な大規模改修、道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。
- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。
- 空港の機能確保に必要な管制施設等並びに最低限必要となる基本施設等の耐震化や浸水対策を推進する。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する。

（交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備）

- 大規模地震発災後、ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 地方行政機関等（警察・消防等を含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。
- ALOS シリーズに代表される広域高分解能衛星についての的確に運用するなど、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持する。また、電子基準点について位置情報インフラとしての安定的な運用を行う。さらに、天候や昼夜を問わず、被災状況をより正確・迅速に把握できる衛星の開発・導入を進める。また、人の立ち入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーター育成を進める。

（道路における冠水対策）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。

（災害時における放置車両対策）

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

（道路啓開など総合啓開の連携強化）

- 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させ

る。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。

(重要業績指標)

- ◆愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（2015～2023）
- ◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋（2015～2023）
- ◆緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所（2015～2023）
- ◆臨港道路橋梁の耐震化：3 橋（2015～2023）
- ◆三河山間地域のバスの路線数：36 路線（2014） → 現状維持（2020）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)

○大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについては、県民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する。

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

(関係機関における円滑な情報共有)

○国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。

(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)

- 消防法に基づく市町村条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

(災害対応力の向上)

- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の

進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める。
また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。

(消防水利の確保)

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

(消防団員の確保等)

○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。
○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾の災害対応力の強化)

○コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。関係機関による合同訓練については、より実戦的な訓練を心掛け、周辺住民への情報伝達、及び避難の促進まで含めた関係機関の連携体制を確認するとともに、より実効性のある体制づくりを推進する。併せて、地域の災害特性を踏まえた防災訓練・教育を継続的に実施していく。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う。

(河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進)

○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

○危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。

(漂流物防止対策の推進)

○大規模自然災害によるコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の漂流物防止対策を推進す

る。また、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。

- 特に、放置艇については、実効的かつ抜本的な解消、既存の水域等を有効活用した利用環境改善や地域振興に向け、取り組むべき施策や更なる対策の強化を総合的に取りまとめ、関係機関が着実な実践を図る。

（有害物質等の流出防止対策等の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

（港湾 BCP 策定の推進）

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾 BCP を確実に推進する。

（物流施設・ルートの耐災害性の推進）

- 災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化及び段差対策の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を推進する。

（自然環境の保全・再生）

- 自然環境を保全し、その自然が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。

7-3 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（関係機関の連携）

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE 等の体制・機能の拡充・強化を進める。

（沿道の住宅・建築物の耐震化の促進）

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。

（沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組）

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策）

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。

(危険な空き家の除却等への支援)

- 市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援する。

(地下構造物の耐震化等の推進)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。
- 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用など既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする。

(交通渋滞の回避)

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

7-4 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する。

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。

(ダムの防災対策の推進)

- ダムは、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な維持管理

を行う。

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う。
- 土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、市町村が適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供する。

(山地災害への対策)

- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。
- ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。
- 発電専用ダムなど、我が国の電力システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性について不断の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する。

(情報関係施策の推進)

- Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(重要業績指標)

- ◆農業用ため池の耐震診断の実施：565箇所(2014) → 735箇所(2023)

- ◆農業用ため池の耐震化等の整備：45 箇所（2014） → 132 箇所（2023）
- ◆農業用ため池のハザードマップの作成：548 箇所（2014） → 735 箇所（2023）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

（有害物質の流出等の防止対策の推進）

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める。
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める。
- 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づくデータベースの有効活用を図る。

（石綿飛散防止対策）

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。
- 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく。

（PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。また、県有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

（環境測定機能の強化）

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境調査センターにおける環境測定機能を強化する。

（高圧ガス施設の耐震化の推進等）

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。

（重要業績指標）

- ◆特定化学物質等管理書の提出率：100%（2023）
- ◆解体工事現場立入検査：200件程度/年（2013）→400件程度/年（2023）
- ◆高濃度PCB変圧器・コンデンサー等の処理の進捗率：79%（2013）→100%（2022）
- ◆高濃度PCB安定器及び汚染物等の処理の進捗率：100%（2015～2021）
- ◆高濃度PCB廃棄物の処理の進捗率：100%（2015～2020）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆毒物劇物大量保管施設への立入検査件数：15件程度/年（2015～2023）

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

（農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）

- ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。
- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

（適切な森林の整備・保全）

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムを設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

（土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等）

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。

（自然と共生した多様な森林づくりの推進）

- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。
- 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

(農地・農林等の荒廃の防止)

○農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

(重要業績指標)

◆森林・農地の保全活動面積：年間 32,660ha（森林 200ha、農地 32,460ha）（2016～2020）

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

○発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

(災害廃棄物処理計画の策定等)

○2016年10月に策定した愛知県災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)

- 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。
- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。
- 処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する。
- 市町村による災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する。

(漂着ごみの処理)

○台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。

(災害廃棄物輸送体制の構築)

○災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

(重要業績指標)

- ◆本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率：100%（2015～2023）
- ◆業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガスの回収・処理に向けた事業者等への立入検査の実施：450 件程度/年（2015～2023）※2019 年度改訂時に指標追加

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

○地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。

○大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。

○大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 市町村における事前復興まちづくりの取組を促進する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 県内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。
- また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、隣県や国と連携体制の構築について協議を進める。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

(医療機関の耐災害性の向上)

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。

(重要業績指標)

- ◆三河の山里サポートデスク登録者数（累計）：27人（2014） → 100人（2020）
- ◆県が抛出すべき死体袋の確保（充足）率：県の需要量に対し100%（2015～2023）
- ◆火葬場連絡協議会及び訓練の実施：1回/年（2014） → 1回以上/年（2023）
- ◆県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の実施：1回/年（2015～2023）
- ◆応急仮設住宅建設模擬訓練の実施：1回以上/年（2015～2023）
- ◆高校新規学卒者の建設業への就職者数：2,850人（2020～2024）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆ヘリテージマネージャーの養成：80名程度登録（2014） → 180名程度（2023）
- ◆被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの見直し：1回/年（2018～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆防災ボランティアコーディネーター講座受講者数：500人程度/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆防災のための愛知県ボランティア連絡会の開催：4回程度/年（2015～2023）※2019年度改

訂時に指標追加

- ◆広域ボランティア支援本部設営訓練の実施：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆地域別災害ボランティア連携強化に関する情報交換会の実施：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加
- ◆ボランティアフォーラム等の開催：1回以上/年（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

（災害情報共有の取組の推進）

- 平常時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星7機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G空間情報センター、国によるSIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組を進める。

（浸水等の被害軽減に資する対策の推進）

- 河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策、洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化を進める。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

（地盤沈下対策の推進）

- 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

（ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

- 河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

（湛水からの復旧の調整・検討）

- 濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧・復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開・航路啓開など総合啓開について、

堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。

(地籍整備の促進)

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。

(重要業績指標)

- ◆地籍整備の推進：全市町村（2015～2023）
- ◆排水路の耐震化：39.3km（2015～2023）
- ◆可搬式応急ポンプの更新：100台（2015～2023）
- ◆水準測量調査等の実施及び調査結果の公表：1回/年（2014～2023）
- ◆尾張地域の地下水揚水量：49万 m^3 /日以下（2014～2023）

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。
- 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を検討する。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。
- 県民の保険・共済への加入の促進を図る。

(重要業績指標)

- ◆応急仮設住宅建設候補地の確保：30,191戸分（2015～2023）※2019年度改訂時に指標追加

- ◆県産木材の生産量：11.6 万³m (2014) → 18.0 万³m (2020)
- ◆被災建築物応急危険度判定士登録者：7,435 人 (2013) → 10,000 人程度 (2023)
- ◆被災宅地危険度判定士：800 人を維持 (2015～2023)

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

○石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(コミュニティの活力の確保)

○都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。

(博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

○博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。

○文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。

(重要業績指標)

- ◆指定文化財等（建造物）の台帳作成：全 12 ブロック (2015～2023) ※2019 年度改訂時に指標追加

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進等)

○市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS 測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。また、「登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画」に基づき、大都市等において重点的に登記所備付地図を作成する。

○電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波等の対策に役立つ情報を提供する。また、電子基準

点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する。

- 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する。

（建設業の担い手確保等）

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

（所有者不明土地への対策）

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。

（復興体制や手順の検討等）

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、市町村における事前復興まちづくりの取組等を促進する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

（用地の活用に係る平常時からの調整等）

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。

8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

（災害からの復旧復興施策等の推進）

○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。

（市町村における災害廃棄物処理計画の策定の促進等）

○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、市町村の災害廃棄物処理計画の策定の促進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

（金融機関における BCP の策定の促進）

○大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促すとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。

（災害に強い民間物流施設の整備促進等）

○地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。

5. 1. 2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

16 の施策分野（11 の個別施策分野／5 の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示す。これら 16 の推進方針は、8 つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

なお、本計画策定後に発生した災害から得られた教訓や社会情勢の変化、2018 年 12 月に変更された国の基本計画の内容を踏まえ、2020 年 3 月に強靱化施策の推進方針の見直しを行った。

（1）個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

【行政機能】

（業務継続計画等の見直し）

○南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画（BCP）や各種防災対策計画等については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに、不断の見直しを図る。また、市町村における BCP の策定、見直し及び実効性確保のための取組を促進する。

（非常時優先業務の実施）

○南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、BCP 等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等について検討、推進する。

（災害対応力の強化）

○民間事業者、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設・設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続する。地方公共団体間の広域連携や相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制の強化など、災害対応力を高める。

○災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間など関係機関の効果的な連携、大規模自然災害に対する人工衛星、IoT、ビッグデータなどの最新の科学技術を大限活用した研究開発と社会実装及び広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等の体制・機能の拡充・強化を進め、平常時から地方公共団体の体制の強化や支援体制の強化を図る。

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

○復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安

否情報や被災者情報の取扱について検討する。

- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うほか、外部からの支援を早期に要請することについても検討する。
- 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。
- 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る。

(基幹的広域防災拠点の整備の推進)

- 応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点について、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港などの整備を推進する。

(地方分権の推進)

- 地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国に働きかける。また、地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による気運の醸成を図る。

(防災の主流化)

- 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、県民の命と暮らしを守る喫緊の取組みが不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する。

(市町村への支援)

- 災害対応力を高めるため、国や関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平常時より継続的に必要な人材を育成する。とりわけ絶対的な人員不足が懸念される市町村に対する支援を、非常時のみならず平常時から継続的に実施し、県全体の体制強化を図る。

【警察・消防等】

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 救助・救急活動や道路・航路啓開等に必要な航空機、船舶、車両、通信資機材などの装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する。
- 防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する。また、民間事業者等

との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化に加え、水防団の充実強化や自主防災組織の育成・教育訓練、道路啓開等を担う建設業の人材確保の推進等により、地域防災力の充実強化を図る。

- 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE、初動対処部隊（FAST-Force）等の装備資機材の充実、体制・機能の拡充・強化等を図る。

（災害対応の装備資機材等の充実）

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に推進する。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る。
- 指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。

（応援部隊の受援体制等の整備）

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する。

（地域における防災体制の強化）

- 地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や水防団・自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める。

（交通制御機能の強化）

- 自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制等に活用する。また、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着実な整備を進める。

【防災教育等】

（効果的な教育・啓発の実施）

- 広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う。また、ハザードマップの作成・周知などによる教育・啓発の取組を促進する。この他、旅行先における火山噴火など大規模自然災害の被害に遭う可能性もあることから、幅広い分野の防災教育や意識啓発のあり方を検討する。
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意

識啓発や訓練を実施する。

- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進する。

②住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。
- ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。さらには、県民向けの分かりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修、家具の転倒防止対策を誘発する効果的な取組を推進する。
- 防災拠点、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療・社会福祉施設、矯正施設等については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策等を進める。
- 超高層建築物等について、東日本大震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する安全対策を進める。さらに、住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

（大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進）

- 大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

（災害時の水の確保）

- 各家庭・地方公共団体等における飲料水等の備蓄、地下水や雨水・再生水を活用することによる生活用水や医療・消防等に必要の水の確保、自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等による災害時における各種施設のライフラインの代替機能確保を図る。その際、まとまりのある区画単位を基本として実施することに留意する。

(渇水対策等の推進)

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

(水道施設の耐災害性の強化)

- 水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、人材やノウハウの強化等を県や県内市町村等の水道事業者などが連携して進める。

(下水道施設の耐震化等の推進・下水道 BCP の充実)

- 大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化等を着実に推進するとともに、下水道 BCP の充実を促進する。

(汚水処理施設の災害対応の強化)

- 施設の耐震化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(危険な空家等の除却等への支援)

- 市町村が行う危険な空家等の除却や空家等対策計画の策定を支援する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する。また、混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 災害時の的確な情報提供、業務・商業地域における地区としての業務継続の取組、一斉帰宅抑制のための取組など、大都市の主要駅周辺等における帰宅困難者・避難者等の安全を確保するための取組について官民が連携して推進する。
- 帰宅困難者対策については、主要駅周辺等における普及、促進を図るとともに、公共・民間建築物の一時滞在施設等としての活用について事前の情報共有、訓練等を通じた対策を強化する。
- 一時滞在施設の防災機能の強化を促進する。また、家族の安全を確信できる条件整備を進めるとともに、円滑な避難・帰宅のための交通施設等の耐災害性の着実な向上を図る。
- 徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。

(各種施設の災害対応機能の強化)

- ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を実施する。
- 事業者における BCP・BCM（事業継続マネジメント）の構築や関係機関の連携による人材やノウハウの強化を促進することにより、迅速な復旧に資する減災対策を進める。さらに、路面下空洞探査、地下構造物の耐震化と漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等の道路の陥没を防ぐ対策を進める。
- 指定避難所となる施設等について、非構造部材を含めた耐震対策、自家発電設備、備蓄倉

庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、施設のバリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策を進める。

- 多数の負傷者が発生した際、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等の確保に取り組む。

(関係機関による連絡調整)

- 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等の実施に向け、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。

(道路の防災対策の推進)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流拠点を結ぶ、名古屋環状2号線、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス、西知多道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進める。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する。また、「道の駅」の防災活動拠点としての活用を検討する。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市町村と連携して復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と市町村が協働する取組を支援していく。

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。
- 生業（農畜産業等）上の理由により自宅を離れることができない被災者を始め、沿岸部・農村部・山間部などの地域における被災者など、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める。

(復興に向けた住まいの在り方)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
- 県民の保険・共済への加入の促進を図る。

(都市の防災・災害対策の推進)

- 地下街や地下鉄の浸水等の都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、高潮、内水によ

る浸水対策を推進する。

- 地下空間等についてハード・ソフト両面からの防災対策を推進する。また、複合的な施設における統括防火・防災管理者による避難誘導や合同訓練等を通じて、災害対応力を向上させる。

(浸水対策の推進)

- 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。
- 都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する。

(住居の安全な地域への誘導等)

- 災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等の地域特性を考慮し、地域住民の意向を踏まえつつ、新たな住宅への構造規定の追加による規制、既存の住宅の安全な構造への改修又は移転等への対策を行うとともに、災害リスクについて充実した情報提供や関係法令に基づく規制区域の指定を促進する。

(総合的な治水対策の推進)

- 都市化の進展の著しい新川流域及び境川・猿渡川流域は、従来の河川整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難であるため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する。また、その他の流域においても関係機関と連携して総合的な治水対策に努める。

(文化財の防災対策等)

- 文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるため、博物館における展示方法・収蔵方法等の点検や、各地の有形無形の文化を映像等に記録するアーカイブなど、文化財の保存対策を進める。

③保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む。
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。

- 関係機関と連携し、水や燃料が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。さらに、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、大量かつ広域的に発生する被災者等について必要かつ適切なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

(医療施設等の耐震化等)

- 大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、医療・福祉施設の耐震化と南海トラフ地震における浸水予想区域からの移転を促進するとともに、災害時における医療・福祉機能を支えるため、情報通信、下水道機能及び非常電源設備の確保、水・食糧・燃料等の備蓄、地下水や雨水・再生水の活用など多様な水源・多様なエネルギー源の活用等を進める。
- また、災害拠点病院における風水害対策（浸水被害に備えた水・食糧・医薬品等の備蓄及び医療機器の高所配置等）についても引き続き取り組んでいく。

(医療施設等における燃料の確保)

- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援など、防災・減災機能の強化を図る。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する石油連盟と協定を締結するなど、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

(災害医療活動の確保)

- 医療救護を担う災害派遣医療チーム（DMAT）については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、訓練等による能力の維持・向上を図る。さらに、急性期の災害派遣活動後に必要となる現地の医療ニーズを把握して医療資源を適切に配分、調整する仕組みを含む全国的な支援体制を構築する。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）や災害時に県、保健所等が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する災害医療コーディネーター、災害時に医療支援活動等に対応できる職種を横断した人材の養成に取り組む。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、地震対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、情報通信の災害対応力の強化、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を推進する。また、日本DMAT（災害派遣医療チーム）隊員については、養成研修受講の要望に対する受講枠を確保するほか、県内のみで活動できる都道府県DMAT隊員養成研修を継続的に実施する。
- 効率的な災害救援派遣や、救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材や派遣調整や本部等での指揮調整等を行う人材の養成など、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。
- 県における総合的な防災の拠点となる施設において、重症患者を含めた患者の受入れが可

能となるよう、診療ユニット（医療モジュール等）について平常時の活用を含め検討する。また、救護所を設置する市町村や災害拠点病院等地域の医療機関に必要な資機材を配備するとともに、地域における医療に関する各種講習を充実させること等により、医療機能や医療関係者の絶対的な不足を回避するための取組を推進する。さらに、患者及び医薬品等の搬送ルートの耐災害性の向上を図るとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係機関との連携を強化する。

○被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について平常時の活用策も含めて検討し、具体化を進める。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

○災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

○災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を図る。また、要配慮者に対する緊急的な支援を図るため民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する。

○県内で大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム（DCAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。

（防疫の確保）

○災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平常時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。

○避難者の間で感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持するとともに、指定避難所となる施設については、災害時にも衛生環境を良好に保てるよう、薬剤や備品を的確に確保できる体制を構築する。

（災害時保健活動の確保）

○広域かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、軽傷者について地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制について官民が連携して検討する。

○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る。

○保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ストレス性疾患や災害による精神的な問題などから健康を害することがないように、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

○平常時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を

進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。

- 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

④エネルギー

（エネルギーサプライチェーン等の強化）

- 大規模被災時であっても必要なエネルギーの供給量を確保できるよう燃料供給インフラの災害対応能力の強化に努める。
- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る。
- 供給側における企業連携型の BCP・BCM 構築の持続的な推進を図るとともに、サプライチェーンの確保も念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施し、応急復旧に必要な資機材・燃料・人材等の迅速な確保など BCP・BCM の実効性を高める。また、PDCA サイクルにより一層の機能強化や技術開発を推進する。

（燃料供給バックアップ体制の充実強化）

- 製油所の石油製品、石油ガスの備蓄の確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する。また、訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る。

（エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化）

- 電気設備や製油所のエネルギー供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る。
- 石油コンビナートなどのエネルギー供給施設、高圧ガス設備の損壊は、エネルギー供給の途絶のみならず、大規模な火災や環境汚染等に拡大するおそれがあるため、その耐災害性の向上及び防災体制の強化を図る。

（燃料供給ルート確保に向けた体制整備）

- 発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。
- エネルギー輸送に係る陸上・海上交通基盤、輸送体制の災害対応力を強化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための情報共有や輸送協力、諸手続の改善等を検討する。

(エネルギーの確保対策の促進)

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- 減少している末端供給能力（サービスステーションやLP ガス充填所等）の維持・強化、各家庭や災害時に避難所となる公共施設、学校、災害拠点病院、矯正施設などの重要施設における自家発電設備等の導入、軽油やLP ガスなどの燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じることを前提に、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(電力設備の早期復旧体制整備等の推進)

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(停電時における電動車等の活用)

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

- コジェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LP ガス等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す。また、農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する。
- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化し、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築を図る。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、石油連盟との協定に基づき、石油連盟と共有する防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報の整備を図る。

⑤情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む。
- 地域全体の災害対策を着実に推進するとともに、電力及び通信施設・ネットワークそのものの耐災害性を向上させる。また、予備電源装置・燃料供給設備・備蓄設備等の整備により、情報通信施設・設備等の充実強化を図る。
- 各事業者は電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性の自己確認を行う。

(情報通信手段の多様性の確保)

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進、ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等により、市町村や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する。
- 災害関連情報について、準天頂衛星、地理空間情報（G空間情報）、陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）などの先進技術やSNS等の活用や、平常時及び災害時の各事業者との連携体制の構築により、官・民からの多様な収集手段を確保するとともに全ての県民が正確な情報を確実に入手できるよう、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等、公衆無線LAN（Wi-Fi）等により旅行者、高齢者・障害者、外国人等にも配慮した多様な提供手段を確保する。また、地上基幹放送ネットワークの整備及びケーブルテレビネットワーク光化等の災害対策を推進する。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」や無料公衆無線LANの整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立を図る。また、平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備等を図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 情報通信の提供に必要な電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

(地震・津波観測体制の充実・強化等)

- 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新

設等により、地震・津波観測体制の充実・強化の促進を図る。また、GPS 波浪計で検知した津波の情報を住民等へ迅速に伝達する仕組みを検討する。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- 地震、津波、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する。

⑥産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった実態を把握し、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、脆弱性の観点から分析・評価し、必要となる対策を検討する。
- 個別企業のBCP・BCMの構築に加え、民間企業や経済団体等が連携した、海外の生産拠点を含めたサプライチェーンや被災地外の活動も念頭に置いたグループBCP・BCMや業界BCP・BCM等の構築、災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を促進する。

(企業BCP策定の促進等)

- 各企業等におけるBCP・BCMの構築を促進する。また、企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCAサイクルにより企業BCPの改善を図っていく。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業連携型BCP・BCMの策定への取組を行うとともに、幅広く関係機関や関連他業種が連携できる体制を構築する。
- 中小企業については、地域経済の中核的な役割を果たす企業やサプライチェーンの担い手となる企業を中心に事前の防災・減災対策の支援や普及啓発を一層強化する。
- 各企業のBCP・BCMの実効性の一層の向上等を図るため、国、地方公共団体、経済団体等の連携を進める。
- ハード対策と並行し、BCP・BCMの実効性の確保・定着に向け、事業継続の仕組み及び能力を評価する枠組み作りや、継続的な教育・訓練等を通じた企業内の人材確保・育成、特に経営者への普及・啓発に努めるとともに、PDCAサイクル等によりBCP・BCMの改善を図る。

(企業BCP策定マニュアル等の普及)

- 各企業における BCP の策定促進や実効性向上に向けて、企業 BCP 策定マニュアルの普及啓発を行うとともに、各企業と関係機関等の災害時の協力体制の確立を図る。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- BCP 策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源設備の確保等を促進するとともに、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、工業用水道、物流基盤、情報通信基盤等の災害対応力を強化する。
- 他地域での災害による影響を含む多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、加えて災害リスクが高いエリアを踏まえた工場・事業所等の移転・分散配置・設備投資等について検討・促進を図る。また、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する。
- 各企業に対し、産業活動の継続に必要となる災害時の非常用電源設備の確保に努めるよう促すとともに、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する。その際、迅速な復旧復興に向けて、常時通電が必要な業種・工程等に配慮する。
- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保や BCP の策定を引き続き促進する。

(臨海部の安全対策)

- 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関が連携して、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。

(建設業における担い手の確保等)

- 復旧復興を担う建設業における技能労働者等の高齢化の進展などといった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表（2019年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

（あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進）

○あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う。また、あいち・なごや強靱化共創センターの今後の在り方（「中部圏強靱化共創センター」（構想））について検討する。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進）

○産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

（愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用）

○様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

⑦交通・物流

（災害時における代替輸送ルート等の検討）

- 災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網、緊急輸送道路や重要物流道路（代替路・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク及びスマートインターチェンジの整備を着実に推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図ることで代替輸送ルートを確保する。また、西知多道路の整備推進や名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港道路、名古屋三河道路、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する。また、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進める。
- 併せて、新東名高速道路を始めとする高速道路・高規格幹線道路ネットワークの着実な整備を図ることとする。
- 経済を支える人流・物流の大動脈及び拠点については、大規模自然災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から陸・海・空の輸送モード間の連携による代替輸送ルートを早期に確保するとともに、平常時の輸送力を強化する。
- 雪や大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する新幹線ネットワークや、大都市圏環状道路などの高速道路ネットワークについてそれぞれ事業評価などの総合的な評価を踏まえた着実な整備、高速道路における暫定2車線区間の4車線化などの機能強化、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を推進する。
- 代替輸送ルートの整備に当たっては、求められる容量及び機能を見極めるとともに、平常時も含めて安定的な輸送を確保するために必要なハード対策を行う。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 153 号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道 153 号伊勢神改良などの推進やう回路として活用できる道路等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する。
- 地域の災害特性に応じて、交通・物流施設等の浸水対策や停電対策を含めた耐災害性の向上を図るとともに、それらの老朽化対策、周辺構造物等による閉塞対策等及び沿道区域の適切な管理を進める。特に、人流・物流の大動脈及び拠点、中枢管理機能の集積している大都市の交通ネットワークについては、地震、津波、高潮、洪水、土砂災害、豪雪等、地域の災害特性に応じた備えを早期に講じるほか、災害リスクの高い場所からの分散化を図る。
- ハード対策である施設整備のみならず、陸・海・空路の交通管制等の高度化や訓練の強化、研究開発の推進などソフト対策の充実を図る。
- 取組へのインセンティブとなるよう、各施設管理者が行う施設の耐災害性向上の進捗状況の公表を進める。
- 緊急輸送道路等の耐震補強や道路の斜面崩落防止などの防災対策、信号機電源付加装置を含む交通安全施設等の安全対策を推進する。さらに、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建築物の損壊等を防ぐため無電柱化等を推進する。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策や貨物等の流出防止対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。
- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。
- 大規模津波、地震、洪水、高潮、土砂災害等に備え、避難路・避難地・広域応援の受入拠点等を整備するとともに、避難路・避難地を守るハード対策を推進する。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や情報共有・提供など必要な体制整備を構築する。
- それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、人材、資機材の充実、技術開発を含めて災害対応力を強化する。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

（物流に係る各種 BCP の策定）

- 交通・物流事業者等による企業ごとの BCP や企業連携型 BCP の策定、訓練など、ソフト対策の取組を促進する。また、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾 BCP を確実に推進する。

（物流施設・ルートの耐災害性の強化）

- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の整備等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する。

（港湾・空港における津波避難対策の強化）

- 港湾・空港における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する。また、避難路や避難場所の整備を進める。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。
- 災害等発生後速やかに代替輸送が機能するよう、交通・物流事業者等は連携強化、企業連携型 BCP 策定を含めた BCP・BCM の充実、訓練などソフト対策の備えを万全にしておく。さらに、台風等で交通網が利用できない事態を想定して、あらかじめ物流の時間調整を行う体制を構築する。

（迅速な道路啓開、復旧の体制整備）

- それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、道路啓開等総合啓開などの復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成や資機材の充実を促進し、災害対応力の強化を図る。
- また、「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

（漂流物防止対策の推進）

○コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の流出による甚大な二次災害を防ぐため、漂流物防止対策等を推進する。

(孤立集落の防止に向けた対策)

○孤立集落の発生を防ぐため、アクセスルートの多重化等を行うとともに、空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめ場外離着陸場の許可手続き等を行うとともに、必要な装備の整備を進める。

(リニア中央新幹線の開業)

○我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、建設主体である JR 東海が、国、地方公共団体等と連携・協力しつつ、整備を推進する。

○また、リニア中央新幹線の高速特性による効果をより広域的に波及させるとともに、災害に強い強靱な地域づくりを進めるため、リニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討し、結節機能の強化を図る。

(公共交通機関の利便性等の向上)

○高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。

(交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供)

○避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく。また、避難手段として、県自転車活用推進計画を基に、自転車の活用も検討する。さらには、港の船上や空港の機内など様々な状況を想定した避難方法を検討する。

○交通遮断時の帰宅困難対策等として、交通情報を確実かつ迅速に提供するため、手段の多重化・多様化を推進するとともに、関係機関が災害リスク等の情報を共有して、徒歩や自転車で安全で円滑に帰宅できる経路の確保を図る。また、鉄道不通時や運行再開時の混乱を防ぐため、代替輸送や運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。

○交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、官民の自動車プローブ情報の活用や現地調査における自転車等の活用を図るとともに、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるよう、光ビーコン、ETC2.0等の活用など、道路の通行可否を迅速に把握するための対策を推進する。

○南海トラフ地震等の事態に対応した必要な人員・物資等の調達体制を構築するとともに、ラストマイルも含めて円滑に被災地に供給できるよう、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との間の情報共有及び連携体制の強化とともに、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備を図る。

○貨物鉄道や海上輸送等の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制を検討する。

(施設管理、危機管理体制)

- 集中的な大雪時に、道路・鉄道等の交通を確保するため、道路管理者間の連携や待避場などのスポット対策等、ソフト・ハード両面において除雪体制の整備を進めるとともに、多数の利用者が取り残されるのを回避するため、道路の通行止めや交通機関の運行中止の的確な判断と早い段階からの利用者への情報提供を行う。
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車・船舶、LNG 燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

(中部国際空港の機能強化)

- リニア中央新幹線の全線開業によるスーパー・メガリージョンの誕生という大きなインパクトの活用や国の中枢機能の分担等を推進するとともに、災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港の二本目滑走路の整備をはじめとした機能強化を促進する。

(日本海・太平洋2面活用型国土の形成)

- 国土全体の強靱性を確保するため、整備新幹線の整備や道路ネットワークの強化を着実に進めるなど、日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成を推進・促進する。

(旅行者対策)

- 外国人を含めた県内旅行者等が安心して移動・滞在できるよう、災害時における旅行者等に対する情報提供や避難誘導の徹底等、防災体制の充実を図る。
- 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターにより緊急時に観光関連施設等での通訳サービスを提供したり、災害時にも利用できる無料公衆無線 LAN 簡易接続化アプリ (AICHI Free Wi-Fi Connect) を提供するなど環境整備促進、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。

(空港運用における広域リスク対策)

- 空港においては、遠隔地を含めた台風等による強風や、火山噴火による火山噴出物の影響を受けやすく、運用時の影響の把握や対策の検討を行う。

(空港の早期復旧計画等)

- 空港における早期復旧計画や、訓練を通じた体制の整備に加え、航空会社の資機材やスタッフの確保など、空港機能の維持に係る関係機関との連携体制を継続・強化していく。

(被災状況の迅速な把握・共有)

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、ヘリコプター等による情報収集体制を整えるとともに、電子基準点による広域の地殻変動の検出、空中写真を使用した津波・土砂災害時の被害状況、標高データなどの情報を早期に収集する体制、各防災対応機関が人命救助活動などに共通して使用できる地図、情報図等を整備する。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実・迅速に復旧できる体制を確立する。

（災害時における食料確保対策の強化）

- 地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する。食品産業事業者や関連施設管理者のBCP策定等についての取組を関係機関が連携して強化する。
- 適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時においては、備蓄の活用を着実に実施する。

（食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大）

- 災害時において、被災直後に想定される応急食料等の必要供給量を踏まえた上で、複数の調達先の確保、食料等の生産・加工・流通の確保、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工BCP・BCM構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する。

（サプライチェーンの災害対応力の強化）

- 広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、被災直後における被災地への応急食料等の供給を確保するのみではなく、それ以降における全国的な食料等の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階のBCP・BCM構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等による連携・協力体制の構築などのソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する。

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路や排水機場を始めとする農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。
- 渇水について、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な対策を推進する。

（農山漁村の防災機能の強化）

- 農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減のため、重要な保全対象施設の整備や漁港・漁村の防災機能の強化を推進する。
- ため池のハザードマップ作成支援・周知、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する。
- 2019年5月に新たな基準により選定した「防災重点ため池」（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等に取り組む。
- 自然環境の持つ「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 人口の減少や高齢化等により、地域の共同活動等による農地・農業水利施設、森林等の保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による地域資源の保全管理を進めつつ、災害時には自立

的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

(農地や森林等の保全管理と体制整備)

- 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、地域の特性に即した植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、農地・森林等の荒廃を防ぎ、これらが持つ洪水の緩和や土砂災害防止等の県土保全機能を適切に発揮させる。
- 森林については、森林経営の集積・集約化を図りつつ、間伐や主伐後の再生林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策等による多様で健全な森林の整備を推進する。

(森林の有効活用)

- 地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、災害時における県有林材の仮設住宅資材としての供給を検討する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することから、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木・建築分野における CLT（直交集成板）などの新たな木質部材の普及を進める。

(農山漁村地域整備交付金等の事業の促進)

- 再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業水利施設を活用した小水力発電の導入などを促進する。

(都市農業の振興等)

- 都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。
- 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の市町村の取組を支援する。

⑨ 県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

- 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、引続き土砂災害防止施設の整備、河川改修、河川・海岸堤防等の耐震化、高潮防波堤の整備、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備、海岸保全施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、土砂災害警戒区域等の指定、最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。
- 既存ストックを有効活用した対策を推進する。特に、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する水災害に対しても被害を最小化するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を進める。

- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する。
- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

(効果的な施設整備)

- 施設整備については、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。

(既存施設の管理・活用の推進)

- 海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設、土砂災害防止施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を行い効果的な長寿命化対策を進めるとともに、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを検討する。その際、水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理・運用、水力エネルギーの有効活用、地域コミュニティとの連携、自然との共生及び環境との調和等に配慮する。

(市町村等への技術的支援)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している市町村等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する。

(健全な水循環の維持、回復)

- 水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

(総合的な土砂管理の取組の推進)

- 土砂の流れに起因する安全上の問題の解決を図るため、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行う。

(遠州灘の砂浜の回復・保全)

- 海岸侵食の原因である土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、また、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う。

(ダム建設事業の推進)

- 下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保する必要があることか

ら、ダム建設事業を推進する。

(活断層に関する情報提供の実施)

○愛知県内の活断層について、引き続き県民に広く周知する。

(災害対応策の高度化等)

○防災気象情報の利活用推進・基盤的施設の継続性確保を進めるとともに、GPS 及び準天頂衛星等の衛星測位システム (GNSS) による観測データや、防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報 (G 空間情報) を活用した県土監視、各種災害リスク情報の一元化、社会インフラの新技术等の研究開発・科学的知見の充実等を推進する。また、災害関連情報の共有プラットフォーム等の整備、迅速な復旧に資する体制・資機材等の充実及び先進技術の活用を推進する。

○県土保全を担う人材・コミュニティの確保・育成等の体制整備を推進するとともに、それが可能となる社会・経済構造の構築を目指す。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく。

⑩環境

(市町村における災害廃棄物処理計画の策定促進等)

○県、市町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む災害に強い廃棄物処理施設の整備、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保、災害廃棄物の再生利用の推進等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、市町村、業界団体等との災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靱化を図る。

(浄化槽の災害対応力の強化)

○浄化槽の被災に係る対応強化を図る。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進し、災害に強く早期に復旧できる個別分散型処理施設として普及を図る。併せて、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進めるとともに、浄化槽の維持管理状況も把握し、浄化槽システム全体の災害対応力強化を図る。

(有害物質の漏えい対策等の強化)

○有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を進めるとともに、環境調査センターの環境測定機能を強化する。

○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止

等について、国と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築・維持する。

（地球環境問題への対応等）

- 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める。
- 地域循環共生圏の創造を推進し、自立・分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能の活用等を通じて、地域資源の活用を通じた地域のレジリエンス向上に貢献する。
- 海岸林、湿地などの自然環境が有する防災・減災機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然環境の持つ「グリーンインフラ」としての機能を活用した防災・減災対策を推進するとともに、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。
- 鳥獣による森林等の荒廃に伴う県土保全機能の低下を防ぐために、鳥獣害対策を推進する。また、防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。
- 夏季の災害の発生に備えるため、避難所の避難者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供できるよう、平常時から熱中症予防情報の発信体制を強化する。

⑪土地利用

（安全な地域づくり）

- 南海トラフにおいて発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める。
- 災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、新たな国土形成計画に示された「コンパクト＋ネットワーク」の考えを基本に、持続可能な集約型まちづくりを推進する。
- 気候変動の影響等から従来の社会資本だけでは対応できない想定外の災害が起こり得るという前提に基づき、地域のレジリエンスを高める Eco-DRR やグリーンインフラの考え方を普及し、県土利用・県土管理の在り方に組み込んでいく。

（避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保）

- 大規模自然災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、地方公共団体は、国や民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める。

（復興事前準備・事前復興の推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。

○市町村における事前復興まちづくりの取組を促進する。

(地籍整備の促進)

○市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等を整備し、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業を計画的に実施することで、災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。

(所有者不明土地への対策)

○今後増加することが見込まれる所有者不明土地について、公共的事業のために活用できる制度や所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。

(迅速な復興のための環境整備)

○平常時から基本的な地理空間情報（G 空間情報）を整備するとともに、防災・減災・災害対応等の場面においてデータの利活用を進める。

(首都機能をバックアップできる県土構造の構築)

- 東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、中枢機能を適切に分担、バックアップできる県土構造の構築に取り組む。
- 「自律・分散・協調」型社会を実現するため、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携し、それぞれの地域や市町村の強靱化を進める。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 自助、共助、公助の理念に基づく国や地方公共団体、県民や民間事業者等全ての関係者が参加した自発的な取組を、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出することで促進し、リスクに対して強靱な社会を築き被害を減少させる。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進や、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代が生涯にわたり地域強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害の減少を図る。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する県民の意識を高めるためのコンテンツの開発やリスク情報のデータベース化などの情報の統合化を促進する。

(地域の災害対応力の向上)

○災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な

役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する。

（民間投資の促進）

○BCP の策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。その際、地域強靱化に貢献する商品やサービス等が県民にわかるよう必要な普及啓発のための施策を推進する。

（非被災地への情報発信）

○非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。

（要配慮者への対応）

○避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。

（災害対応業務の標準化等）

○大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

（共助社会づくり）

○地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。

○また、地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく。

（高齢者の役割の再認識）

○高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する取組を推進する。

（避難の円滑化、迅速化等）

○「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。

○高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。

○各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。

○避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムラインの策定等を促進すると

- ともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
- 想定し得る最大規模の洪水・高潮・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を検討する。
 - 水害に直面した際に県民が正しい行動に移せるよう、県民目線の情報提供と、県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する。

②人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を進める。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
- 道路啓開・航路啓開など総合啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、民間事業者のレジリエンス向上を牽引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成に取り組む。
- 災害に関する専門家の育成や、大規模災害の経験、教訓、研究成果を現場に活かしていく人材の育成等を進めるとともに、各地域における多様な学術分野に精通した技術者等の育成に取り組む。

(指導者等の育成)

- 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。特に、復興の観点から、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

③老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

○高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画（2015年3月策定）とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

(維持管理の体制整備)

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る。
- 非破壊検査技術などの点検・診断技術、新材料研究や補修・補強技術等の新築・更新時の長寿命化技術など、新技術の開発・普及や分野横断的な活用・共有化等を推進する。
- 官民の連携・支援の下で、管理や更新等の現場を担う技術者の育成・配置、点検・診断に関する資格制度の確立、研究体制の強化など、地域強靱化の取組を支える体制を国、地方公共団体等の各段階で構築する。

(市町村への支援)

○社会資本の多くは市町村が管理を行っているが、技術面、人材面で課題を抱える市町村が持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、関係機関が連携して支援する。

④研究開発

(強靱化に関する研究開発の促進)

○地域強靱化に関する研究開発による科学技術イノベーションを促進するため、教育・研究機関、民間事業者において優れた人材を育成するとともに、研究開発・技術開発に対するインセンティブを導入して、先端技術の導入促進を進めるとともに、大規模自然災害に対する国・地方公共団体・民間など関係機関の災害対応力の強化等のため、優れた技術や最新の科学技術を活用することで、防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・普及・社会実装を推進する。

(技術開発成果の転用と活用)

○Society 5.0の実現とともにSDGs達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る県民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進する。その際、地域強靱化に係る研究施設の機能強化、研究開発の他目的への転用など、他目的の研究開発の地域強靱化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的

な研究開発に努める。

- CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。

（イノベーションの創造）

- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、国家レジリエンス（防災・減災）の強化等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る。

⑤産学官民・広域連携

（大規模災害時の広域連携）

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等について、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議などの場を活用し、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。
- 広域的な連携体制や応援体制の構築にあっては、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮し、大規模地震や火山噴火等により、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与する。

（産学官民の連携）

- 道路・航路啓開など総合啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する。これを実効あるものとするために、国、地方公共団体と民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各々の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、県内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る。
- 愛知県の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる。
- 被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入

れる体制の検討を進める。

- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。また、地方公共団体とインフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、地方公共団体と経済団体等とが協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、民間事業者のBCP等、災害に対応するための取組を支援する。

(あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進)

- あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市の強靱化を推進するための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う。また、あいち・なごや強靱化共創センターの今後の在り方(「中部圏強靱化共創センター」(構想))について検討する。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。

(広域防災拠点の整備等)

- 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点の確保に取り組む。
- 大規模災害時における司令塔機能や国内外からの緊急支援物資・支援人員の受入れ、配分等の機能を担う中部圏の基幹的広域防災拠点として、名古屋市三の丸地区、県営名古屋空港、名古屋港等の整備を促進するほか、首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替(バックアップ)・支援機能の強化等も視野に入れ、検討を進める。
- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。

(南海トラフ地震の関係都府縣市との連携)

- 県域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府縣市との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

(対流促進型国土の形成)

- 「新たな国土形成計画」で示されている「対流」とは、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の流れであり、地域の活力やイノベーションを創出するものであるが、災害時における地

域間の連携・協力にも資するものであることから、様々な主体が主体的、戦略的に「対流」の発生、維持、拡大に努め、「対流促進型国土」の形成に貢献する。

(地域の民間企業等との連携)

- 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。
- 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する。

5. 2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策

「あいちビジョン 2020」（2014 年 3 月）では、リニア中央新幹線の開業後の 2030 年頃を展望し、2020 年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにするとともに、地域づくりの方向性や重要な施策等を盛り込んでいる。また、「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」（2014 年 12 月）では、2023 年度までを計画期間とし、防災・減災に資する各種施策を盛り込んでいる。これらの施策は、愛知県の強靱化の基本目標を実現するため、愛知県が優先的に取り組んでいくべき強靱化施策にも位置付けられるものである。他に、本計画の策定に参画いただいた関係団体（「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員）の取組や本計画の検討段階で連携・協力した名古屋市の取組、「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」（国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（2019 年 8 月 2 日開催））に位置付けられる施策など、各主体が優先的に取り組むべき施策もある。こうした施策について、次頁以降の「個別具体的施策一覧」として掲載した。

なお、個別具体的施策は複数のリスクシナリオに関係することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

<個別具体的施策として掲載したもの>

- ・「あいちビジョン 2020」において位置づけた重要施策
- ・「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具体的な事業
- ・第 3 次あいち地震対策アクションプランの各アクション項目に基づく施策
- ・その他関係団体（「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員（国等関係行政機関、ライフライン事業者、経済団体等））の取組で本計画に位置付けられる施策
- ・本計画の検討段階で連携・協力した名古屋市の施策
- ・「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」（国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（2019 年 8 月 2 日開催））に位置付けられる施策

など

個別具体的施策の実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、前節（3. 3）に述べた「愛知県の強靱化を進める上での留意事項」に留意するとともに、具体的な実施箇所の詳細な検討を行い、効率的に取り組むこととする。また、本節に記載していないあらゆる施策においても、少しでも愛知県の強靱化に寄与するよう、それぞれ創意工夫しながら取り組むこととする。

なお、強靱化のために取り組む施策は、中長期的に多様な主体が相互に連携して推進していく必要があるため、今後も継続的に検討を行い、個別具体的施策を充実させていく。

「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置付けられる個別具体的施策の詳細は、別紙「愛知県地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細」（国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進 関係分）に明記する。別紙は毎年度更新を行い、着実な推進を図る。

個別具体的施策一覧

- 【 】に記載した記号は、それぞれの個別具体的施策が対応するリスクシナリオ（記号）を示している。なお、リスクシナリオ全般に対応する個別具体的施策については、【全般】と記載している。
- 第3次あいち地震対策アクションプランにおいて重点的に取り組むこととしている83の施策については、「★」を付している。
- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の取組については、各施策の語末に[特別強化地域]を記している。
- 該当する施策分野が複数ある場合は、最も関連が深い施策分野に記載している。

(1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

- 市町村地震対策事業の促進★【1-1】
 - ・市町村が行う地震対策事業への補助
- 実践的な防災訓練の実施【1-1】【1-3】【4-3】
 - ・実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練
- 耐震性貯水槽始め市町村消防水利の確保の支援【1-2】【7-1】
- 県有施設の耐震化の推進★【1-1】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進★【1-1】【2-3】【3-1】【3-3】
- 市町村浸水・津波避難計画の策定の促進★【1-3】【1-4】
- ゼロメートル地帯のための広域的な防災活動拠点の確保★【1-3】【1-4】【2-1】
- 緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施【1-3】【1-4】【4-3】
- 無線中継所の非常用電源設備の強化【2-2】【4-1】【4-3】
- 職員の家庭における地震対策の促進【2-1】【3-3】【4-3】
- 地方機関の非常用電源設備の確保【3-3】【4-1】【4-3】
- 初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保★【2-1】
- 食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備★【2-1】
- 市町村の食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備の促進★【2-1】【3-3】
- 防災活動拠点の見直し、確保★【2-1】【2-3】【3-3】
- 孤立集落等におけるヘリスポットの確保【2-2】【2-3】
- 救出救助資機材等の整備の推進【1-1】【2-3】【7-1】
- 救出救助を担う機関との連携強化【1-1】【1-3】【4-3】 ※2019年度改訂時に追加
- 緊急消防援助隊の受援体制の強化【2-3】
- 職員の地域防災活動状況の調査【2-3】

- 地域ぐるみの消防団支援の促進★【2-3】【7-1】
- 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進★【2-3】【7-1】
 - ・市町村における「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定支援
- 消防団員の参集状況を把握するシステムの構築【2-3】【7-1】
- 救助活動を行う県内消防本部職員の災害対応力の強化【2-3】
- 少年消防クラブ員の育成★【2-3】【7-1】
- 被災者等に対する警察安全相談等の受理体制の充実【2-3】
- 安全かつ円滑な航空消防防災活動の推進【2-3】【5-4】
- 学生への消防団加入促進活動の実施★【2-3】【7-1】
- 消防団の施設・設備の充実★【2-3】【7-1】
 - ・市町村が行う消防団の施設・設備の整備への補助
- 市町村が行う緊急消防援助隊設備整備費補助金による装備資機材等の整備に対する支援【2-3】【7-1】
- 市町村が行う消防防災施設整備費補助金による消防施設等の整備に対する支援【2-3】【7-1】
 - ・災害対応講習の実施等
- 消防学校の機能の拡充【2-3】【7-1】
 - ・消防学校の教育機能の拡充強化
- 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化★【2-3】【7-1】
- 感震ブレイカーの普及啓発等【7-1】※2019年度改訂時に追加
- 災害へ対応する各種システムの整備の推進【3-1】
 - ・災害警備システム等の更新
 - ・警察官に対する通信指令システムの整備
- 被災地域における地域安全活動の推進【3-1】
 - ・地域安全情報の手段、配信先等の検討・見直し
 - ・地域安全活動の効果的な支援の検討・見直し
- 警察施設の非常用電源設備の確保【3-1】
- 警察施設の耐震化【3-1】
- 警察職員の精神的ケア対策の推進【3-1】
- 非常用食糧等の備蓄の推進【3-1】
 - ・警察職員及び被留置者の非常用食糧及び飲料水の計画的な備蓄
- 県警察災害警備訓練の実施【3-1】
- 警察災害派遣隊の受援体制の整備【3-1】
 - ・警察災害派遣隊の受援運用計画策定、受援に係る図上訓練等
- 県警察地震警備計画の見直し【3-1】
- 行方不明者相談体制の整備【3-1】※2019年度改訂時に追加
- 県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進【3-3】
- 県有施設の家具固定等の推進【3-3】
- 愛知県庁BCPの見直し【3-3】【4-1】
 - ・PDCAサイクルの継続的な取組
- 災害応急体制の見直し★【3-3】

- ・災害対策本部等要員の登録制度等の見直し
- ・災害応急対策に従事する人的資源の配置等の運用体制の再整備
- 発災時の庁内の人的・物的資源の最適な配置等を定めたマニュアルの見直し【3-3】
- 各施設の被災状況の把握の仕組みの見直し【3-3】
- 外部委託業務の継続性の確保【3-3】
- 広域防災拠点の整備の促進★【2-3】【3-2】【3-3】
 - ・中部圏の基幹的広域防災拠点の整備の促進
- 広域的な応援体制の充実【3-3】
- 発災時の職員のメンタルケアの体制の確保【3-3】
- 参集時の物資・資材の確保【3-3】
- 防災部門機能の充実・強化★【3-3】
 - ・専門職員の人員確保等
- 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施【3-3】
- 県庁の新規採用職員の防災意識の向上【3-3】
- 県職員への防災人材育成プログラムの実施【3-3】
 - ・防災人材育成プログラムの体系化
 - ・新任次長級・課長級研修に専門家による防災講話を導入
 - ・専門家による防災に関する研修の実施
 - ・新規採用職員の防災・減災カレッジの受講
- 市町村幹部職員危機管理研修会の開催【3-3】
- 県の防災部門職員に対する防災専門研修・派遣研修の実施【3-3】
- 愛知県庁BCPに関する職員研修の充実【3-3】
- 市町村BCPの策定の支援★【3-3】
 - ・市町村の業務継続計画策定に関する担当職員向けの研修や個別相談
 - ・市町村BCP策定の説明会の開催
- 職員の安否・参集状況及び家族の安否を把握する仕組みの見直し【3-3】
- 本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上【3-3】【4-1】
- 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保【2-5】【3-3】【4-1】【6-1】
- 復興体制の事前整備及び復興方針の事前策定★【3-3】【8-2】
- 地震の発生を前提とした通信設備の運用【4-1】
 - ・防災訓練等による通信機器や非常用電源の使用方法の習熟
- 県庁等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し【3-3】【5-2】【6-1】
- 防災航空隊の充実強化【2-3】【5-4】
- 生活相談対応の充実【2-7】
- 災害時要配慮者の避難生活の支援★【2-7】
 - ・市町村が実施する避難所等に必要災害時要配慮者生活支援資機材の整備への支援
- 避難行動要支援者の支援体制の整備の促進★【2-7】
 - ・市町村における避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定、福祉避難所の設置の促進
- 市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施★【2-7】
- 指定避難所の指定の促進【2-7】※2019年度改訂時に追加

- 南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進【8-2】
- 重要施設への電力の臨時供給のための体制整備【3-3】※2019年度改訂時に追加
- 被災市町村への応援体制及び受援体制の整備★【1-4】【3-3】【8-3】※2019年度改訂時に追加
- 現地災害対策本部の機能強化【3-3】※2019年度改訂時に追加
- 震災後復旧マニュアルの見直し★【8-2】
- 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の推進【3-1】
- 学校教育における学校安全推進体制の構築★【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 私立学校における防災教育の取組の支援★【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 地震防災教育参考資料の作成・配布★【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 教職員研修の実施【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 高校生防災セミナーの実施★【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 防災教育指導者研修会の実施【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 防災マニュアルの充実【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 教職員の初任者の防災教育指導力の向上【1-1】【1-3】【1-4】【3-3】【4-3】
- 防災教育啓発の充実★【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 防災教育センターの充実強化【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 防災教育用教材・啓発資材の作成【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 全庁的な防災教育啓発事業の共有【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】
- 幅広い世代や障害に対応した避難所としての指定を想定した学校施設の整備【2-7】※2019年度改訂時に追加
- 地震防災対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し【全般】
- アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進★【全般】
- 愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築★【全般】
- 愛知県地震防災推進条例の見直し【全般】
- アクションプランのフォローアップ【全般】
- 愛知県防災対策有識者懇談会の開催【全般】

など

（その他関係団体の取組）

- 災害応急体制の見直し【3-3】〔（一社）中部経済連合会〕
- TEC-FORCEの派遣体制の確立【8-2】〔中部地方整備局〕
- 職員を対象とした防災研修・訓練【1-1】【2-3】【4-3】〔名古屋市〕
- なごや市民総ぐるみ防災訓練【1-1】【1-3】【1-5】【3-1】【4-3】〔名古屋市〕
- 総合水防訓練【1-3】【1-5】【3-1】【4-3】〔名古屋市〕
- 道路・河川等の防災情報の収集、提供【1-4】【4-2】【4-3】【8-3】〔名古屋市〕
- 災害時の情報収集・伝達体制の充実【3-3】【4-2】【4-3】〔名古屋市〕
- 災害時の外国人支援に関する研修【4-3】〔名古屋市〕
- 地区防災カルテを活用した防災活動の推進【4-3】〔名古屋市〕

- 職員向け被災地派遣職員報告会【4-3】[名古屋市]
- 防災拠点の機能確保【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【4-3】[名古屋市]
- 基幹となる広域防災拠点の整備検討【2-1】【2-3】【3-2】[名古屋市]
- 災害救助用物資の備蓄【2-1】【2-7】[名古屋市]
- 消防車両等の充実【2-3】【3-3】【7-1】[名古屋市]
- 消防活動資機材の整備【2-3】【3-3】【7-1】[名古屋市]
- 消防団の充実強化【2-3】【3-3】【7-1】[名古屋市]
- 大規模地震発生に備えた警防体制の充実【1-1】【1-2】【2-3】【7-1】[名古屋市]
- 救急隊の増隊【2-3】【3-3】【7-1】[名古屋市]
- 関係活動機関との連絡会議の開催【2-3】[名古屋市]
- 関係活動機関との連携訓練【2-3】【5-3】[名古屋市]
- 地域防災マネジメント事業【1-1】[名古屋市] ※2019年度改訂時に追加
- 防災安心まちづくり事業【1-1】【7-1】[名古屋市] ※2019年度改訂時に追加
- 防災関係機関との情報共有等による連携の強化【2-3】[名古屋市]
- 国及び自治体間の相互連携の推進【3-3】【4-3】[名古屋市]
- 消防署等の整備【2-3】【3-3】[名古屋市]
- 土木事務所の防災体制の維持・強化に係る訓練【3-3】[名古屋市]
- 職員の健康管理・メンタルヘルスケアにかかる教育・啓発【3-3】[名古屋市]
- 名古屋市業務継続計画（震災編）の改定・検証【3-3】[名古屋市]
- 業務継続における職員OBとの協力体制の運用【3-3】[名古屋市]
- 動員・参集計画の運用・検証【3-3】[名古屋市]
- 避難所建物の応急対応防災訓練【2-7】[名古屋市]
- 災害用トイレの充実【2-7】[名古屋市]
- 被災建築物応急危険度判定体制の強化【8-2】[名古屋市]
- 被災宅地危険度判定体制の強化【8-2】[名古屋市]
- 災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練【8-2】[名古屋市]
- 災害ボランティアコーディネーター養成講座【8-2】[名古屋市]
- 復興イメージトレーニング【8-2】【8-4】[名古屋市]
- 災害対策住民リストの整備【3-1】[名古屋市]
- 防災に関する教員研修 [名古屋市]
- 児童・生徒への防災教育 [名古屋市]
- 児童・生徒の保護者の防災意識の啓発 [名古屋市]
- 保育所入所児童への防災教育 [名古屋市]
- 保育所入所児童の保護者への防災教育 [名古屋市]
- 無限消防水利の確保【1-2】【7-1】[名古屋市]
- 受援計画の策定【2-1】[特別強化地域]
- 防災備蓄倉庫の整備推進【2-1】[特別強化地域]
- 飲料水及び生活用水の確保【2-1】[特別強化地域]
- 地域防災力の向上【2-1】[特別強化地域]
 - ・市内自主防災会の訓練、指導、防災意識の向上

- 関係機関合同訓練の実施【2-3】〔特別強化地域〕
 - ・田原市との合同訓練
- 消防団の体制・装備の充実強化【2-3】〔特別強化地域〕
- 広域防災拠点及び防災拠点の整備【2-3】〔特別強化地域〕
 - ・「道の駅とよはし」における防災拠点機能整備
- 要配慮者の避難支援対策の推進【1-3】【2-7】〔特別強化地域〕
 - ・避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、福祉避難所の指定、協定締結による避難所確保
- 庁舎の書庫等転倒防止、ガラス飛散防止【3-3】〔特別強化地域〕
- 非常用電源設備の強化【3-3】〔特別強化地域〕
- 遺体処置体制等の確保【8-2】〔特別強化地域〕
 - ・遺体処理計画等の見直し、遺体取扱訓練の実施等
- 防災教育の推進【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】〔特別強化地域〕
 - ・防災・減災カレッジ、出前講座、防災講習会、子供防災教育、防災キャンプの開催等

など

②住宅・都市

- 大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進★【1-1】
- 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進【1-1】【3-3】
 - ・市町村や関係団体と連携し情報提供を実施
 - ・ブロック塀等除却費補助
- 建築物の耐震化の促進★【1-1】【1-3】【2-1】【2-3】【2-5】【2-6】【2-7】【4-3】【7-3】【8-1】
 - ・耐震化に係る啓発活動
 - ・耐震診断費・改修費補助 等
- 地区レベルにおける都市防災事業の促進【1-1】【1-3】【2-1】【4-3】
 - ・地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備等
- 帰宅困難者等支援対策の推進【2-4】
- 愛知県庁 BCP 等における帰宅困難者等への対応ルールの整備【2-4】 ※2019 年度改訂時に追加
- 無電柱化の推進【1-1】【2-5】【3-3】【4-1】【5-1】【6-4】【7-1】
- 災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進【1-2】【7-1】
- 密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進★【1-2】【7-1】
- 市街化区域内の公園緑地整備の推進【1-2】【7-1】
 - ・大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地
- 住宅の耐震化の促進★【1-1】【4-3】【7-3】
 - ・耐震化に係る啓発活動
 - ・耐震診断・改修費補助 等
- 被災時における県有施設の継続使用に係る体制の整備【3-3】

- ・ 県有施設の管理者による応急危険度判定の実施体制整備
- ・ 県有施設管理者を対象にした応急危険度判定士講習会の実施
- 私立学校施設の耐震化の支援【1-1】
- 県立学校施設の耐震化の推進★【1-1】【2-7】【3-3】
- 市町村立学校施設の耐震化の促進★【1-1】【2-7】【3-3】
- 緊急輸送道路等の歩行及び自転車通行空間の確保やバリアフリー化の推進【1-3】【2-3】【2-4】
【2-5】
- 浸水対策の促進【1-4】
- 総合治水対策の推進【1-4】
 - ・ 新川流域、境川・猿渡川流域
- 内水ハザードマップの作成の促進【1-4】【4-3】
- 市町村水道施設（災害拠点病院へ至る配水管）の耐震化の促進【2-1】【6-2】
- 市町村水道施設（災害拠点病院へ至る配水池）の耐震化の促進【2-1】【6-2】
- 必要水量を確保するための実効性のある計画作成の指導【2-1】【6-2】
- 広域避難場所等となる公園緑地整備の推進【2-3】
 - ・ 大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園
- 流域下水道施設の耐震化の推進【2-6】【6-3】【7-3】
- 流域下水道 BCP の充実【2-6】【6-3】
- 流域下水道施設の耐水化の推進【2-6】【6-3】 ※2019 年度改訂時に追加
- 流域下水道施設の非常用自家発電設備の整備推進【2-6】【6-3】 ※2019 年度改訂時に追加
- 流域下水道施設の戦略的維持管理・更新の推進【6-3】【7-3】 ※2019 年度改訂時に追加
- 公共下水道施設の耐震化・耐水化・老朽化対策の促進【1-3】【1-4】【2-6】【6-3】【6-5】【7-2】
【7-3】【7-4】【8-3】
- 公共下水道 BCP の充実の促進【2-6】【6-3】 ※2019 年度改訂時に追加
- 県立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進【2-7】【3-3】
- 市町村立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進【2-7】【3-3】
- 私立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進【2-7】【3-3】 ※2019 年度改訂時に追加
- ライフライン関係機関との連携の推進【6-1】
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立【8-4】【8-6】 ※2019 年度改訂時に追加
- 被災者生活再建支援金を支給する市町村への支援【8-4】【8-6】 ※2019 年度改訂時に追加
- 地震保険の加入促進【8-4】 ※2019 年度改訂時に追加
- 県営浄水場施設の耐震化の推進【6-2】
- 県営水道施設の整備の推進【6-2】
- ヘリテージマネージャーの養成【8-2】【8-5】
- 文化財レスキュー実施台帳の作成【8-2】【8-5】
- 震災復興都市計画模擬訓練の実施【8-2】
- 事前復興まちづくりの取組の促進【8-2】

- ・地域住民と市町村との協働による模擬訓練の実施
- ・「事前復興の取組に関するガイドライン（案）」の内容の充実、周知
- 被災住宅の応急修理に係る体制の整備【2-7】【8-2】【8-4】【8-6】
- 被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備【8-4】
- 被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備【8-4】
- 応急仮設住宅建設に係る体制の整備【8-4】
 - ・応急仮設住宅建設候補地の確保、応急仮設住宅建設模擬訓練の実施
- 公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備【8-4】
- 賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備【8-4】
- 土砂災害対策の推進★【1-5】※2019年度改訂時に追加
 - ・民間住宅・建築物の土砂災害対策改修費補助
 - ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助
- （昭和56年以前建設の）公営住宅の整備の推進【1-1】※2019年度改訂時に追加
- 危険な空き家の除却等への支援【7-3】※2019年度改訂時に追加
- 超高層建築部等における長周期地震動対策の促進【1-1】※2019年度改訂時に追加
- 防災協力農地の取組の支援【1-1】※2019年度改訂時に追加
- 平常時からの吹付石綿飛散防止対策の推進【7-5】※2019年度改訂時に追加
 - ・住宅・建築物アスベスト改修補助
 - ・アスベスト改修の啓発活動
- 学校施設の安全確保【1-1】【2-7】【3-3】※2019年度改訂時に追加

など

（その他関係団体の取組）

- 無電柱化の推進【1-1】【2-5】【3-3】【4-1】【5-1】【6-4】[中部電力（株）][中部地方整備局]
- 市営住宅の耐震対策【1-1】[名古屋市]
- 大規模盛土造成地の調査【1-1】[名古屋市]
- 防災協力農地登録制度の推進【1-1】[名古屋市]
- 久屋大通の再生【1-1】[名古屋市]
- 広域避難地・一次避難地に指定されている公園の整備【7-1】[名古屋市]
- 民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進【2-4】[名古屋市]
- 都市再生安全確保計画等の作成・運用【1-1】【2-4】[名古屋市]
- 帰宅困難者対策の推進【1-1】【2-4】【4-3】[名古屋市]
- 市有建築物の天井等落下防止対策【1-1】【3-3】[名古屋市]
- 市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 老朽木造住宅の除却等による木造住宅密集地域の減災対策【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 市有建築物の耐震対策【1-1】【3-3】【7-3】[名古屋市]
- 民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等【1-1】【3-1】【7-3】[名古屋市]
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定【1-3】[名古屋市]
- 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援【1-3】[名古屋市]

- 水道基幹施設の更新及び耐震化【6-2】[名古屋市]
- 配水管の更新及び耐震化【6-2】[名古屋市]
- 下水道基幹施設の改築及び耐震化【6-3】[名古屋市]
- 下水管の改築及び耐震化【6-3】[名古屋市]
- 水道基幹施設の停電対策及び耐水化【6-2】[名古屋市]
- 工業用水施設の更新及び耐震化【6-2】[名古屋市]
- 下水道基幹施設の停電対策及び耐水化【6-3】[名古屋市]
- 小中学校等における非構造部材の防災対策【2-7】[名古屋市]
- 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備【8-4】[名古屋市]
- 市街化区域内の公園緑地整備の推進【1-2】[特別強化地域]
- 住宅の耐震化の推進【1-1】[特別強化地域]
- 大規模集客施設の非構造部材の耐震化【1-1】[特別強化地域]
- 学校施設等の非構造部材の耐震化【1-1】[特別強化地域]
- 市有施設の耐震化【1-1】【3-3】[特別強化地域]
 - ・陸上競技場のスタンド建替
- 公共施設の非構造部材の耐震化の推進【1-1】【2-7】【3-3】[特別強化地域]
- 学校施設等の耐震化の推進【1-1】[特別強化地域]
- 上下水道施設の耐震化の推進【2-1】【2-6】【5-4】【6-2】【6-3】[特別強化地域]
- 帰宅困難者等支援対策の推進【2-4】[特別強化地域]
- 帰宅困難者の受入体制の確保【2-4】[特別強化地域]
- 応急仮設住宅建設候補地台帳の整備【8-4】[特別強化地域]
- 賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備【8-4】[特別強化地域]

など

③保健医療・福祉

- 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備★【2-5】【2-7】
- 社会福祉施設の耐震化の支援【1-1】
- 医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援★【1-2】【2-6】
- 救急救命士の処置範囲拡大に係る講習の実施【2-3】【2-5】
- 広域医療搬送体制の確立★【2-3】【2-5】
- 災害医療調整機能の強化★【2-3】【2-5】【2-6】
- 遺体の処置体制の確保【8-2】
- 入院患者や透析患者等の搬送手段の確保【2-5】※2019年度改訂時に追加
- 災害拠点病院等の機能の強化★【2-5】
- DMATの活動体制の確保★【2-5】※2019年度改訂時に追加
- 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備★【2-5】
- 災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保【2-5】

- 災害時の心のケア活動に関する研修会の実施【2-5】【3-3】
- 消毒等防疫体制の整備【2-6】
- 災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備★【2-5】
- 「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知【2-7】
- 火葬場連絡協議会の開催及び訓練の実施【8-2】
- 検視・身元確認用資機材の整備の推進【8-2】
- 災害時保健活動体制の整備の促進【2-7】
- 災害時の市町村保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しの支援【2-7】
- 改訂版「愛知県災害時保健師活動マニュアル」の普及啓発【2-7】
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備【2-7】※2019年度改訂時に追加

など

（その他関係団体の取組）

- 愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに則っての活動【2-5】〔公益社団法人愛知県医師会〕
- 愛知県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用【2-5】〔公益社団法人愛知県医師会〕
- 「仮称 災害応援ボランティア中継センター」の設置によるボランティア需給調整【8-2】〔愛知県社会福祉協議会〕
- 災害拠点病院の医療機能の充実【2-5】〔名古屋市〕
- 医療救護所等運営体制の充実【2-5】〔名古屋市〕
- 医療救護所設置訓練【2-5】〔名古屋市〕
- 災害時におけるお薬手帳の活用の啓発【2-7】〔名古屋市〕
- 医療関係者との連絡会議の開催【2-5】【2-6】〔名古屋市〕
- 被災者の健康保持のための啓発【2-6】【2-7】〔名古屋市〕
- 要配慮者の避難場所の充実【2-7】〔名古屋市〕
- 災害時の医療ネットワーク強化【2-1】【2-2】【2-5】〔特別強化地域〕
- 市民病院、公的病院の機能充実、アクセスルートの確保【2-5】〔特別強化地域〕
 - ・豊橋市民病院
- 津波浸水・液状化地域における第二次医療機関の移転等の措置【2-5】〔特別強化地域〕
- 医療救護体制、保健活動体制の整備【2-5】〔特別強化地域〕
 - ・市内医師会等との意見交換、マニュアル作成、訓練、トリアージの実施、人的資源の有効活用、備蓄消費量のコントロール、優先復旧要請と緊急用備蓄の確保等

など

④エネルギー

- 警察・消防車両等の石油燃料の確保【2-5】

- 防災拠点への再生可能エネルギーの導入の支援【3-3】【4-1】【6-1】
- 避難所への再生可能エネルギーの導入の支援【2-7】【3-3】【4-1】【6-1】【6-6】
- 災害応急活動を実施するための石油燃料の確保【2-5】【5-2】【6-1】
- 石油コンビナート泡消火薬剤の整備の推進【5-3】【7-2】
- LP ガス確保のための体制の整備【6-1】

など

（その他関係団体の取組）

- 電力供給ネットワークの災害対応力強化【6-1】〔中部電力（株）〕
- 被害情報の共有手法や道路啓開、燃料調達など復旧迅速化のための連携強化【6-1】〔中部電力（株）〕
- 主要な供給設備への水密扉や防水壁の設置【6-1】〔東邦ガス（株）〕
- 非常用電源設備の機能強化【2-5】【3-3】【4-1】【4-3】【6-1】〔名古屋市〕
- 避難所等への再生可能エネルギーの導入【6-1】〔特別強化地域〕

など

⑤情報通信

- 次世代型災害情報システムの構築★【4-3】
- 震度情報ネットワークシステムの充実【4-3】
- Jアラートの運用【4-3】
- 高度情報通信ネットワークの運営・更新【4-3】
- 地域衛星通信ネットワークによる衛星通信網の確保【4-3】
- 耐震衛星通信施設・設備の運営【4-3】
- 防災情報システムの運用【4-3】
- 市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進★【3-3】【4-3】
- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築★【4-2】【4-3】
- 孤立可能性のある集落と市町村役場等との通信の確保【2-2】
- ヘリコプターテレビ電送システムの更新【2-3】
- 方面本部等の通信手段の多重化【3-3】
- 市町村の災害対応業務を支援する「市町村防災支援システム」の導入の促進【4-3】※2019年度改訂時に追加
- 公衆無線 LAN の活用等による災害時の情報伝達手段の確保【4-2】※2019年度改訂時に追加
- 障害の特性に応じた災害情報の提供体制の整備【2-7】※2019年度改訂時に追加

など

(その他関係団体の取組)

- Lアラート（旧名称：公共情報コモンズ）の導入【4-2】[東海総合通信局]
- 情報の集約化と提供体制の確立【4-2】[東海総合通信局]
- 公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備【4-2】[東海総合通信局]
- 非常通信協議会の通信訓練【4-2】[東海総合通信局]
- 対災害 SNS 情報分析システムの利用検討【4-2】[東海総合通信局]
- 事業用電気通信機器の非常電源の確保【4-1】[東海総合通信局]
- ラジオ中継局の整備【4-2】[東海総合通信局]
- 非常用電源の確保や印刷工場の耐震化、用紙倉庫の整備【4-2】[中日新聞社]
- 緊急時相互発行協定の締結【4-2】[中日新聞社]
- 総合防災情報システムの充実【3-3】【4-1】【4-3】[名古屋市]
- 情報システムの早期復旧対策等【3-3】【4-1】【4-3】[名古屋市]
- 情報伝達手段の整備【4-3】[特別強化地域]
 - ・情報伝達手段の多重化・多様化
- コミュニティ FMによる情報提供強化【4-2】【4-3】[特別強化地域]

など

⑥産業・経済

- 事業所の防災対策の促進★【5-1】
- 中小企業の BCP 策定の促進★【5-1】
- 中小企業向け融資制度の充実★【5-1】
- 被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の作成【5-1】
- 産業活動の維持のための対策の検討★【5-1】【6-4】
- テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組の促進【5-1】※2019 年度改訂時に追加
- 高圧ガス等の事業所の防災対策の促進【5-3】
- 特定製造事業所の高圧ガス設備の耐震化の促進【5-3】
- 災害時等の金融措置に係る農業・漁業協同組合への指導の実施【5-5】
- 道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備【5-1】【5-2】※
2019 年度改訂時に追加
- 上水道、工業用水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の 2 条化等の管路対策【6-2】
※2019 年度改訂時に追加

など

(その他関係団体の取組)

- 中小企業の BCP 策定支援及び普及活動【5-1】[中部経済産業局]
- 被災中小企業の情報収集や相談窓口の設置【5-1】[中部経済産業局]

- エネルギー施設等の重要拠点への優先啓開経路の見直し【5-2】[中部経済産業局]
- 地域連携BCPの深化及び普及【5-3】[中部経済産業局]
- 名商安否確認アプリケーションの開発・サービス化【5-1】[名古屋商工会議所]
- 企業防災の啓発・防災人材の育成支援【5-1】[名古屋商工会議所]
- 平常時からの企業への啓発【5-1】[(一社)中部経済連合会]
 - ・会員企業に防災意識の醸成、国土強靱化地域計画等の啓発
- 事業所の防災対策の促進【5-1】[(一社)中部経済連合会]
 - ・事業継続計画の策定をはじめとする企業における防災対策の促進
 - ・工場の耐震化や非常電源の確保、移転などについて、税制の優遇措置の創設を要望
- 事業継続計画の策定支援事業【5-1】[名古屋市]
- 孤立可能性の高い集落への対応【2-2】[特別強化地域]
- 事業所の防災対策の促進【5-1】[特別強化地域]
 - ・BCP策定支援、融資制度充実等

など

⑦交通・物流

- 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し【2-1】【5-4】【6-4】
- 災害時の物流体制の強化★【2-1】【6-4】
- 道路ネットワークの整備
 - ◇高規格幹線道路等の整備の推進【2-1】【2-3】【2-5】【5-1】【5-2】【5-4】[中部地方整備局、中日本高速道路(株)]
 - 新東名高速道路(豊田東JCT～浜松いなさJCT)(6車線化)、名古屋環状2号線(西南部・南部)、三遠南信自動車道、(国)23号名豊道路、(国)247号西知多道路、(国)41号名濃バイパス(6車線化)、(国)155号豊田南バイパス、(国)153号豊田北バイパス、(国)153号豊田西バイパス、(国)153号伊勢神改良 など
 - ◇基幹的道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-5】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - ◇都市・地域間道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-5】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - ◇山間部の暮らしを支える道路整備【2-2】
 - ◇主要都市等の交通機能強化【2-1】【2-3】【2-5】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - ◇緊急輸送道路等の整備【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - ◇広域道路ネットワークの整備の推進及び検討【5-4】
 - ・西知多道路など国際物流・交流拠点へのアクセス多重化の推進
 - ・名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路(仮称)の実現に向けた取組
 - ・名古屋を中心とした広域道路ネットワーク及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上の検討
 - ・一宮西港道路、名古屋三河道路、名浜道路の具体化に向けた検討

- 緊急輸送道路の防災対策等の推進【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【4-3】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】【7-1】
- 緊急輸送道路の整備の推進【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】※2019年度改訂時に追加
- 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進★【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【4-3】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【7-1】
- 臨港道路橋梁の耐震化の推進★【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- 緊急輸送道路等の交差点改良等の推進【2-3】【2-4】【2-5】【5-4】【6-4】
- 港湾・漁港の臨港道路の耐震化の推進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- 港湾活動を支える土砂処分場の確保【2-1】【2-5】【3-3】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
 - ・名古屋港、衣浦港、三河港
- 港湾施設の耐震化の推進【2-1】【2-2】【2-5】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
 - ・田原ふ頭の耐震強化岸壁の耐震化
 - ・神野地区ガントリークレーンの耐震化
 - ・名古屋港における耐震強化岸壁の整備
- 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進【5-6】
 - ◇防波堤の耐震・耐津波強化
 - 豊浜漁港、篠島漁港、師崎漁港、知柄漁港、赤羽根漁港
 - ◇岸壁の耐震・耐津波強化
 - 篠島漁港、師崎漁港、大浜漁港、赤羽根漁港、豊浜漁港
- 中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】
- 県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化の推進★【2-1】【2-3】【5-4】【6-4】
- 県営名古屋空港の災害時における運用面の充実【2-1】【5-4】【6-4】
 - ・県営名古屋空港 BCP 等の充実
- 港湾 BCP に基づく事前対策及び港湾 BCP の充実【2-1】【2-2】【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】
- 国際及び国内物流ターミナル整備【2-1】【2-5】【3-3】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
 - ・衣浦港亀崎地区、三河港蒲郡地区、三河港御津地区、三河港田原地区 など
- 背後地とのアクセス強化に向けた臨港道路の充実【2-1】【2-5】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
 - ・衣浦港、三河港
- 貨物保管用地の確保【2-1】【2-5】【3-3】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
 - ・衣浦港、三河港
- 災害時の避難地・活動拠点として活用可能な港湾緑地の整備促進【1-1】
 - ・衣浦港高浜地区、衣浦港東浦地区、三河港御津地区 など
- 港湾及び漁港における災害時ネットワークの構築【2-1】【2-2】【2-5】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
 - ・離島航路への船舶の発着岸壁等の耐震強化
 - ・港湾施設及び漁港施設の耐震化や耐波性能等の強化

- ・荷役機械等の強化 など
 - ふ頭用地の嵩上げ、流出防止対策等の推進【2-1】【2-5】【3-3】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
 - 災害時における放置車両対策【2-5】【6-4】
 - 道路における冠水対策【6-4】
 - 災害時の道路被害情報共有の強化【2-1】【2-4】【2-5】【4-2】【4-3】【5-4】【6-4】
 - 大規模災害時における道路啓開の連携強化【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【4-3】【5-4】【6-1】【6-4】【7-3】【8-3】
 - 港湾・漁港施設の予防保全対策の推進【5-6】【6-4】
 - 緊急交通路の確保【3-1】
 - 交通対策資機材の整備の推進【3-1】
 - 交通管制施設の整備の推進【3-1】
 - 放置艇対策の推進【7-2】
 - 環状交差点の推進【2-4】【2-5】【3-1】【5-4】【7-3】※2019年度改訂時に追加
 - 「道の駅」の整備の推進【2-1】【4-3】※2019年度改訂時に追加
 - 緊急輸送道路等の橋梁の段差対策の推進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【4-3】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【7-1】※2019年度改訂時に追加
 - トンネル照明 LED 化対策の推進【6-4】※2019年度改訂時に追加
 - 道路施設の老朽化対策の推進【1-1】【5-4】【6-4】※2019年度改訂時に追加
 - 道路情報板停電対策の推進【3-1】※2019年度改訂時に追加
 - 道路の雪寒対策の推進【4-3】※2019年度改訂時に追加
 - 民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修の促進【5-4】【6-4】※2019年度改訂時に追加
 - 訪日外国人旅行者向け安全確保策の周知【4-3】※2019年度改訂時に追加
 - ・愛知県公式観光ウェブサイト「Aichi Now」や中部国際空港観光案内所での情報発信
 - ・緊急時の観光関連施設等における通訳サービスとして愛知県多言語コールセンターの活用
 - ・災害時の情報収集支援が可能な外国人旅行者向けの無料公衆無線 LAN 簡易接続化アプリ (AICHI Free Wi-Fi Connect) の提供
 - 信号機電源付加装置の整備【2-4】【3-1】【4-3】【5-4】【7-3】
- など

(その他関係団体の取組)

- 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し【2-1】【5-4】【6-4】[(一社)中部経済連合会]
- 港湾施設の耐震化の推進【5-1】【5-4】【6-4】[(一社)中部経済連合会]
- リニア中央新幹線の整備の推進【5-4】[東海旅客鉄道(株)、関係事業者等]
- ターミナル駅となる名古屋駅の整備【5-4】[関係機関等]
- 特定鉄道等施設に耐震化の促進【1-1】【5-4】【6-4】[中部運輸局]
- 名古屋港の港湾施設の耐震化の推進【2-1】【2-2】【2-5】【3-3】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】[名古屋港管理組合]
- 名古屋港の港湾 BCP に基づく事前対策及び内容の充実化【2-1】【2-2】【5-1】【5-3】【5-4】【6-4】【7-2】[中部地方整備局、名古屋港管理組合、関係事業者等]

- 名古屋港における国際物流ターミナルの整備【2-1】【2-2】【2-5】【3-3】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
 - ・金城ふ頭地区、北浜ふ頭地区
- 名古屋港におけるふ頭再編整備【2-1】【2-2】【2-5】【3-3】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
 - ・飛島ふ頭地区
- 名古屋港における国際海上コンテナ物流機能の強化【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
 - ・鍋田ふ頭地区、飛島ふ頭地区
- 名古屋港の予防保全【1-1】【1-4】【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-3】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
- 国際物流ターミナル整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局〕
 - ・衣浦港武豊北ふ頭地区、衣浦港外港地区、三河港神野地区
- 岸壁再編改良整備【2-1】【2-5】【3-3】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】〔中部地方整備局〕
 - ・三河港神野地区
- 防波堤（改良）整備【2-1】【2-5】【3-3】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】〔中部地方整備局〕
 - ・衣浦港外港地区
- 支援物資輸送に関する課題の解消に向けた対策の検討【2-1】〔中部運輸局〕
- 伊勢湾緊急確保航路における航路啓開体制の構築【2-1】【7-2】〔中部地方整備局〕
- ポートアイランドの土砂流出対策【5-4】〔中部地方整備局〕
 - ・名古屋港
- 電線類の地中化【1-1】【2-1】【5-4】【6-4】〔中部地方整備局〕
- 道路施設被害情報の収集・提供【5-4】【6-4】〔中部地方整備局〕
- 広域的な防災体制の整備・訓練の実施【5-4】【6-4】〔中部地方整備局〕
- 緊急輸送道路等の道路啓開計画の策定【5-4】【6-4】〔中部地方整備局〕
- 道路インフラの老朽化対策の推進【6-4】〔中部地方整備局〕
- 道路斜面や盛土等の防災対策【2-1】【2-3】【2-5】〔中部地方整備局〕
- 緊急輸送道路の橋梁の補修・補強の推進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】〔中部地方整備局〕
- 中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】〔中部国際空港（株）、国〕
- 電源施設等の耐水対策工事の実施【5-4】〔中部国際空港（株）〕
- 物流・交通ネットワークの強靱化に資するCNG車の普及・促進【2-1】〔東邦ガス（株）〕※2019年度改訂時に追加
 - ・輸送手段のエネルギーセキュリティ（CNG車両の普及）に効果的なレジリエンスステーション（仮称）の普及等に向け、天然ガスの利用を推進
- 金山総合駅連絡通路橋の耐震対策【1-1】【6-4】〔名古屋市〕
- 電線類の地中化【1-1】【2-1】【5-4】【6-4】【7-1】〔名古屋市〕
- 地下鉄構造物の耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】〔名古屋市〕
- 緊急輸送道路の整備【1-1】【5-4】【6-4】【7-1】〔名古屋市〕

- 橋りょうの耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】【7-1】[名古屋市]
- 大規模小売業者等との協定締結の推進【2-1】[名古屋市]
- 大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の開催【2-1】[名古屋市]
- 名古屋港の防災機能の強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】[名古屋市]
- 道路被害情報の収集・提供【5-4】【6-4】[名古屋市]
- 緊急輸送道路等の応急対策実務に関する合同訓練【5-4】【6-4】[名古屋市]
- 側溝の補修・改良及び側溝しゅんせつ等の実施【5-4】【6-4】[名古屋市]
- 地下鉄施設の浸水対策【5-4】【6-4】[名古屋市]
- 道路の維持補修【6-4】[名古屋市]
- 街路樹の適正管理【6-4】[名古屋市]
- 緊急輸送道路等の防災対策の促進【2-1】【2-3】【2-5】[特別強化地域]
- 海上輸送基地としての港湾の耐震強化岸壁の整備促進【5-1】【5-4】【7-2】[特別強化地域]
- 緊急輸送道路等の橋梁の地震対策の促進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-3】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】[特別強化地域]

など

⑧農林水産

- 海岸防災林の機能の維持・向上【1-3】
- 農業水利施設の浸水・津波避難施設としての利用の推進★【1-3】
- 農業用排水機場の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【5-6】【7-2】【7-4】【8-3】
- 基幹的農業水利施設の耐震化等の推進【1-4】【1-5】【5-6】【5-7】【7-4】【8-3】
- 農業用ため池の整備の推進★【1-5】【5-6】【5-7】【7-4】
- 農業用ため池のハザードマップの作成★【1-5】【7-4】
- 農業用ため池の耐震診断の実施【1-5】【7-4】
- 保安林制度等の適正な運用【1-5】【7-4】【7-6】
- 山地災害対策の推進【1-5】【7-4】【7-6】
- 間伐等森林整備の推進【1-5】【7-4】【7-6】
- 林道等の林内路網の整備促進【1-5】【7-4】【7-6】
- 森林計画制度の円滑な運営【7-6】【8-4】
- ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備【2-1】【5-6】【6-4】
- 避難路に利用できる林道の整備の推進【2-2】【6-4】
- 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進【5-6】
- 農道橋を対象とした点検・診断の推進【5-6】【6-4】
- 農業集落排水処理施設の機能診断の推進【6-3】
- 地域コミュニティ等と連携した森林整備の推進【7-6】
- 県有林野の適切な管理と利活用【8-4】
- 可搬式応急ポンプの更新【8-3】

- 県産木材生産量の増大【8-4】
- 低コスト木材生産技術の開発【7-6】【8-4】
- 木材の生産・流通・加工体制の強化【8-4】
- サプライチェーンの災害対応力の強化【5-6】※2019年度改訂時に追加
- 農作物鳥獣被害防止対策【7-6】※2019年度改訂時に追加

など

（その他関係団体の取組）

- 国営尾張西部土地改良事業（国営施設機能保全）【1-4】【5-6】【7-4】【8-5】〔東海農政局〕
- 国営矢作川総合第二期土地改良事業（国営総合農地防災）【5-6】〔東海農政局〕
- 国営新濃尾土地改良事業（国営総合農地防災）【1-4】【5-6】〔東海農政局〕
- 土地改良機械器具無償貸付【5-6】〔東海農政局〕

など

⑨県土保全

- 河川・海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-3】
 - ◇農村振興局所管海岸の耐震化
 - 海部海岸、衣浦港海岸、豊橋海岸
 - ◇河川堤防の耐震化
 - 木曾川他〔中部地方整備局〕、新川、天白川、日光川、善太川、蟹江川、大田川、阿久比川、豆搦川、須賀川、矢作古川、矢崎川、猿渡川、蜷川（碧海）、柳生川、蜷川（渥美）、新堀川（渥美）、紙田川
 - ◇水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化
 - 名古屋港海岸（飛島）、半田海岸、常滑海岸、東浦海岸、西尾海岸、一色海岸、幡豆海岸、刈谷海岸、高浜海岸、豊橋海岸、田原海岸、渥美海岸、福江漁港海岸
 - ◇水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修
 - 常滑海岸、南知多海岸、師崎海岸、美浜海岸、一色海岸、高浜海岸、御津海岸、蒲郡海岸、三河港海岸、渥美海岸
- 港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-3】
 - ◇港湾局所管海岸堤防の耐震化
 - 福江港海岸、衣浦港海岸（洲の崎東浦地区、半田地区、平坂地区）、常滑港海岸、衣浦港海岸（富貴武豊地区）、三河港海岸（豊橋地区、三谷地区）
 - ◇水産庁所管海岸堤防の耐震化
 - 豊浜漁港海岸、師崎漁港海岸、一色漁港海岸、西幡豆漁港海岸、福江漁港海岸、三谷漁港海岸
 - ◇港湾局所管海岸堤防の補強・補修
 - 衣浦港海岸（平坂地区）、三河港海岸（豊橋地区、大崎・老津地区、大塚地区）

- ◇漁港の津波対策施設の新規設置
 - 豊浜漁港海岸、篠島漁港海岸、赤羽根漁港海岸
- 河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-3】
 - ◇河川の水門・排水機場等の耐震化
 - 木曾川他[中部地方整備局]、日光川、鍋田川、筏川、蟹江川、西條小切戸川、水場川、大田川、山王川、内海川、山海川、石川、神戸川、明德寺川、五箇村川、下り松川、前川（碧海）、高浜川、新川（碧海）、蜷川（碧海）、内張川、天白川（渥美）、精進川、池尻川
 - ◇水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化
 - 名古屋港海岸（飛島）、半田海岸、常滑海岸、知多海岸、美浜海岸、西尾海岸、幡豆海岸、高浜海岸、蒲郡海岸、田原海岸、渥美海岸
 - ◇港湾局所管海岸の水門等の耐震化
 - 河和港海岸、富具崎港海岸、福江港海岸、衣浦港海岸（亀崎地区、半田地区）、常滑港海岸、衣浦港海岸（高浜地区）、衣浦港海岸（武豊地区）、三河港海岸（老津地区）
 - ◇水産庁所管海岸の水門等の耐震化
 - 一色漁港海岸、西幡豆漁港海岸、知柄漁港海岸、福江漁港海岸、大浜漁港海岸、形原漁港海岸、三谷漁港海岸
- 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進★【1-3】【1-4】
 - ◇河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化
 - 天白川（渥美）、池尻川、精進川
 - ◇水管理・国土保全局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化
 - 常滑海岸、美浜海岸、西尾海岸、幡豆海岸、田原海岸、渥美海岸
 - ◇港湾局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等
 - 師崎港海岸、河和港海岸、富具崎港海岸、福江港海岸、衣浦港海岸（半田地区）、常滑港海岸、衣浦港海岸（武豊地区）、三河港海岸（蒲郡地区）
 - ◇水産庁所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化
 - 豊浜漁港海岸、師崎漁港海岸、大浜漁港海岸
- 河川の改修【1-4】
 - ・新川、五条川、矢田川、乙川、日光川、天白川、境川、逢妻川 他
- 遠州灘の砂浜の回復・保全【1-4】
 - ◇潜堤等の設置による砂浜の回復・保全
 - ◇侵食対策
 - 赤羽根漁港海岸、田原・豊橋海岸
- 浸水想定区域の指定・見直し【1-4】【4-3】
 - ・高潮浸水想定区域図、洪水浸水想定区域及び浸水予想図の作成・公表
- 土砂災害対策の推進★【1-5】
 - ・土砂災害防止施設の整備、土砂災害防止施設の適切な維持管理及び更新、土砂災害防止法に基づく基礎調査
- 亜炭坑跡地対策の促進【1-5】
- 浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進★【1-3】
- 市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進★【1-3】【1-4】

- 水防テレメータシステムの整備【4-2】
 - ・水位計及び河川監視カメラ等を必要に応じて設置
- 水資源関連施設の改築及び建設の促進【5-1】【5-7】
- 異常渇水や火山噴火等に対する水利調整等の促進【5-1】【5-7】
- 活断層に関する情報提供の実施【1-5】※2019年度改訂時に追加
- 浸水対策の促進【1-4】※2019年度改訂時に追加
- 公共下水道施設の耐震化・耐水化・老朽化対策の促進【1-3】【1-4】【2-6】【6-3】【6-5】【7-2】
【7-3】【7-4】【8-3】※2019年度改訂時に追加
- 土砂災害警戒情報の提供【4-2】※2019年度改訂時に追加
 - ・土砂災害監視システムの維持・更新
- 危機管理型ハード対策【1-4】※2019年度改訂時に追加
 - ・越水の危険性がある場所で危機管理型ハード対策を実施することで、越水の防止又は越水による決壊までの時間を引き延ばす対策を必要に応じて実施
- 排水機場等の防災対策の推進【1-4】【7-4】※2019年度改訂時に追加
 - ・長寿命化計画に基づく計画的な整備・更新
- ダムの防災対策の推進【7-4】※2019年度改訂時に追加
 - ・長寿命化計画に基づく緊急性の高い改良

など

（その他関係団体の取組）

- 名古屋港における防災施設等の強化【1-3】【1-4】【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】【6-5】【7-2】【8-3】
[中部地方整備局、名古屋港管理組合]
 - ・高潮防波堤や防潮壁等の防災施設の整備
- 河川改修の推進【1-4】[中部地方整備局]
 - ・木曾三川、庄内川、矢作川、豊川
- ダムの建設事業の推進【1-4】[中部地方整備局]
 - ・新丸山ダム、設楽ダム
- ダムの再生事業の推進【1-4】[中部地方整備局]※2019年度改訂時に追加
 - ・矢作ダム再生
- ダムの安全性や二次災害発生後の対応計画の策定【7-4】[中部地方整備局]
- 濃尾平野の排水計画の策定【8-3】[中部地方整備局]
- 木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画策定に向けたアクションプランの策定【8-3】[中部地方整備局]
- 名古屋港の防災機能の強化【1-3】【1-4】【5-3】【7-2】[名古屋市]
- 河川堤防の耐震対策・津波対策【1-3】【1-4】【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 排水施設の耐震対策【1-4】【6-4】【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 河川台帳の調製【1-4】【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 長期湛水に対する復旧・復興体制の強化【1-4】【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 土地改良区の排水機場の長寿命化【1-4】【7-4】【7-6】【8-3】[名古屋市]

- ポンプ施設の維持修繕及び運転管理【1-4】【8-3】[名古屋市]
- 河川・水路等の維持管理【1-4】[名古屋市]
- 水防活動準備【1-4】[名古屋市]
- 農業用水路の改良【1-4】【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 名古屋市総合排水計画に基づく浸水対策【1-4】[名古屋市]
- 排水ポンプ施設の改築【1-4】【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 民間施設における雨水流出抑制の促進【1-4】[名古屋市]
- 公園内のがけ崩れ危険箇所対策【1-5】[名古屋市]
- 公園樹の適正管理【6-4】[名古屋市]
- 排水路の改良・補修【6-4】【7-4】【8-3】[名古屋市]
- ポンプ施設の更新・整備【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 河川の整備【7-4】【8-3】[名古屋市]
- 地盤沈下状況の把握【8-3】[名古屋市]
- ため池の改良【7-4】[名古屋市]
- 津波避難マウンドの整備【1-3】[特別強化地域]
- ハザードマップの作成【1-3】【1-4】【1-5】【4-3】[特別強化地域]
- 避難場所の確保、避難路の設置、避難誘導標識等の設置の促進【1-3】【2-2】[特別強化地域]
- 排水機場等の機能強化【1-3】【1-4】【7-2】【7-4】[特別強化地域]
- 津波防災センターの整備【1-4】[特別強化地域]
- 津波避難対策事業の推進【1-4】[特別強化地域]
 - ・津波避難計画策定、津波避難マップの作成・配布、津波避難ビルの指定、浸水想定域における実践的な避難訓練、避難誘導標識の整備
- 浸水・津波避難計画の策定の促進【1-4】[特別強化地域]
 - ・浸水・津波避難計画策定の指針の作成

など

⑩環境

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進【2-6】【2-7】【6-3】
- 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導【7-5】
- 有害化学物質の流出等防止対策の指導【7-5】
- 石綿飛散防止対策の周知【7-5】
- 産業廃棄物飛散流出等防止対策の指導【7-5】※2019年度改訂時に追加
- PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減【7-5】
- 災害時機能強化対策の推進【7-5】
- 災害廃棄物処理体制の構築★【8-1】
- 業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器からの適正なフロンガス回収・処理の促進【8-1】
- 地盤沈下防止対策の推進【8-3】

- ・地下水採取の規制指導、地盤沈下状況の調査・観測など
- 大規模災害時における環境測定機能の維持対策の推進【7-5】※2019年度改訂時に追加
- 位置情報を付与した浄化槽台帳システムの整備【2-6】【2-7】【6-3】※2019年度改訂時に追加
- 農業用石綿セメント管の更新【7-5】※2019年度改訂時に追加

など

（その他関係団体の取組）

- アスベストの飛散防止【7-5】[名古屋市]
- 災害廃棄物処理に係る訓練【8-1】[名古屋市]

など

⑪土地利用

- 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【2-2】
- 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供【2-2】
- 地籍整備の促進★【8-3】

など

（その他関係団体の取組）

- 街区の世界座標化の推進【8-3】[名古屋市]
- 集約連携型まちづくりの推進【-】[名古屋市]
- 高台移転の促進【1-3】[特別強化地域]

など

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 消防団員の確保★【1-1】【2-3】【7-1】
- 浸水・津波避難訓練の実施★【1-3】【1-4】
- 災害教訓の伝承【1-3】【8-2】
- みずから守るプログラムの推進【1-4】【4-3】
 - ・手づくりハザードマップ及び大雨行動訓練の実施
- エリア減災計画に基づく対策の推進・促進【2-1】【2-2】【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】※2019年度改訂時に追加
- 地震防災出前講座の実施【1-1】
- 防災協働社会形成の推進★【1-1】【2-3】
- 家具等の転倒防止対策の促進★【1-1】【2-5】
 - ・家具固定推進検討会での検討
- 地震に関する県民意識調査の実施【1-1】
- 防災ボランティアの意識啓発のためのイベントの開催【8-2】
- イベント等における防災啓発の実施【1-1】
- 地震体験車による啓発の実施【1-1】
- 防災学習システムの充実【1-1】
- 外国人に対する災害支援体制の整備★【2-7】【3-1】【4-3】【8-2】
- 防災まちづくりの啓発活動の推進【1-1】【2-3】
- 家庭内備蓄の促進★【2-1】
- 自主防災組織の活動の活性化★【2-3】【3-1】【7-1】
- 平常時からの企業への啓発の実施★【5-1】
- 石油コンビナート等防災訓練の実施【5-2】
- 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】
- 災害時ボランティア活動支援体制の整備【8-2】
- 防災ボランティア団体・NPOとの連携による人材育成等の推進【8-2】
- 防災人材のネットワーク化の推進【3-1】【8-2】

など

(その他関係団体の取組)

- GPS 波浪観測情報提供システムの構築【4-3】[中部地方整備局]
- 統合災害情報システム (DiMAPS) のシステム連携【4-3】[中部地方整備局]
- 社会全体での水害被害軽減対策 (水防災意識社会再構築ビジョン)【1-4】[中部地方整備局]
 - ※2019年度改訂時に追加
- 外国人防災啓発事業 [名古屋市]
- 男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発 [名古屋市]

- 市民向け防災に関するイベント・訓練等による普及啓発 [名古屋市]
- 市民向け被災地支援講演会等 [名古屋市]
- 防災啓発媒体の更新 [名古屋市]
- 地域防災マネジメント事業 [名古屋市]
- 防災安心まちづくり事業の推進 [名古屋市]
- 港防災センターによる普及啓発 [名古屋市]
- 自然災害に関する歴史的文献の公開 [名古屋市]
- 地震災害危険度評価図情報の提供 [名古屋市]
- 市民の防災意識を高める講座・事業 [名古屋市]
- 水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成 [名古屋市]
- 防災コミュニティの推進【2-3】 [特別強化地域]
 - ・防災リーダー養成講座、防災まちづくりモデル校区事業、実践的な防災訓練の実施
- 家具等の転倒防止対策の推進【1-1】 [特別強化地域]
- 家庭内備蓄の推進【2-1】 [特別強化地域]
- 防災人材のネットワーク化の推進【8-2】 [特別強化地域]
- 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】 [特別強化地域]
- 災害ボランティアの円滑な受入【8-2】 [特別強化地域]
 - ・ボランティアコーディネーター養成講座の実施、災害ボランティアセンター運営体制の整備

など

②人材育成

- 県立高校における防災人材育成の推進★【2-3】【8-2】
- 防災・減災カレッジの開催★【3-1】【8-2】
- 地域の防災リーダーの育成・資質の維持【3-1】

③老朽化対策

- 愛知県公共施設等総合管理計画（2015年3月策定）の推進【1-1】【1-3】【1-4】【1-5】【2-7】
【3-1】【3-2】【3-3】【5-4】【6-2】【6-3】【6-4】【7-4】
 - ・点検・診断等（基準類の整備、点検結果の収集・蓄積・活用等）
 - ・維持管理・修繕・更新等（予防保全の実施、施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定、ニーズ変化への対応、多様な主体との連携）
 - ・安全確保（同種・類似リスクへの対応、利用見込みのない施設の除却等）
 - ・耐震化（耐震改修の推進、BCP（業務継続計画）対策の強化）
 - ・長寿命化（予防保全の実施、建物の大規模改修の実施）

- ・施設総量の適正化（将来的な施設の必要性・集約化の検討、広域的な視野での検討 等）
- ・体制の構築（部局横断的組織の構築、管財・技術・財政の各部門の連携強化 等）
- 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定
 - ・施設類型：庁舎等、学校、県営住宅、空港、都市公園、下水道、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、道路交通法上の工作物、水道、工業用水道、病院
- 愛知県道路メンテナンス会議の開催【1-1】【5-4】【6-4】
 - ・関係機関の連携により課題の状況を継続的に把握・共有
- 流域下水道施設の戦略的維持管理・更新の推進【6-3】【7-3】※2019年度改訂時に追加

（その他関係団体の取組）

- 名古屋港の長寿命化計画（個別施設計画）の策定【1-1】【1-3】【1-4】【7-4】[中部地方整備局、名古屋港管理組合]
- 名古屋港・衣浦港・三河港における予防保全の実施 [中部地方整備局、名古屋港管理組合]
- 道路・河川施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定[中部地方整備局]
- 道路・河川施設の点検計画の策定・実施[中部地方整備局]
- 愛知県道路メンテナンス会議の開催【1-1】【1-3】【1-4】【1-5】【3-1】【3-2】【3-3】【6-2】【6-3】【6-4】【6-6】【7-4】 [中部地方整備局]
- 公共施設等総合管理計画の策定及び推進【1-1】[特別強化地域]
- 公園施設老朽化対策の推進【1-1】[特別強化地域]

など

④研究開発

- 「継続して検討し解決すべき5課題」の議論・検討【1-3】【1-4】【3-2】【4-3】【5-1】
 - ・ゼロメートル地帯対策、産業を守る対策、社会全体の防災教育、災害情報力の強化、行政の災害対応力の向上
- 大学・研究機関と連携した防災体制の強化★【全般】
 - ・国の動きや最新の調査・研究の成果の把握
 - ・大学・研究機関との共同研究
 - ・対策検討のための基礎データの継続的な収集・分析
- 震度観測・調査の実施【全般】

など

⑤産学官民・広域連携

- 県域を越えた近隣県との連携による広域的な訓練の実施【1-1】【1-3】【1-4】【4-3】

- 国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による地震想定での防災訓練の実施★【1-1】【1-3】【3-3】【4-3】
- 産官学連携による防災人材の育成★【8-2】
- 南海トラフ地震の関係都府縣市との連携の推進【全般】
 - ・防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等への参加
 - ・様々な課題についての情報収集、情報交換
 - ・相互の認識の共有化
- 建設業者等との防災協定等を活用した緊急的な応急復旧体制の充実【全般】

など

(その他関係団体の取組)

- 南海トラフ等の巨大地震に対する関係機関との広域的な連携【2-3】[国]
- 広域防災拠点の整備の促進【3-2】【3-3】[名古屋商工会議所、(一社)中部経済連合会]
- 大学・研究機関と連携した防災体制強化推進【1-3】[特別強化地域]
- 代替輸送手段確保のためのタクシー協会との協定締結【2-4】[特別強化地域]
- 備蓄食料等の備蓄機能等の強化【2-1】[特別強化地域]
 - ・物流や小売店等を含めた物資の安定供給体制の構築

など

5. 3 愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策

本計画の策定に当たっては、県・市で有効活用でき、より効果的な計画に結びつくよう名古屋市と連携し検討を行った。この地域の強靱化にあたっては、愛知県と政令指定都市である名古屋市が方針を共有し、効果的に連携や役割分担を行うことが必要である。以下に、愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策例を示す。

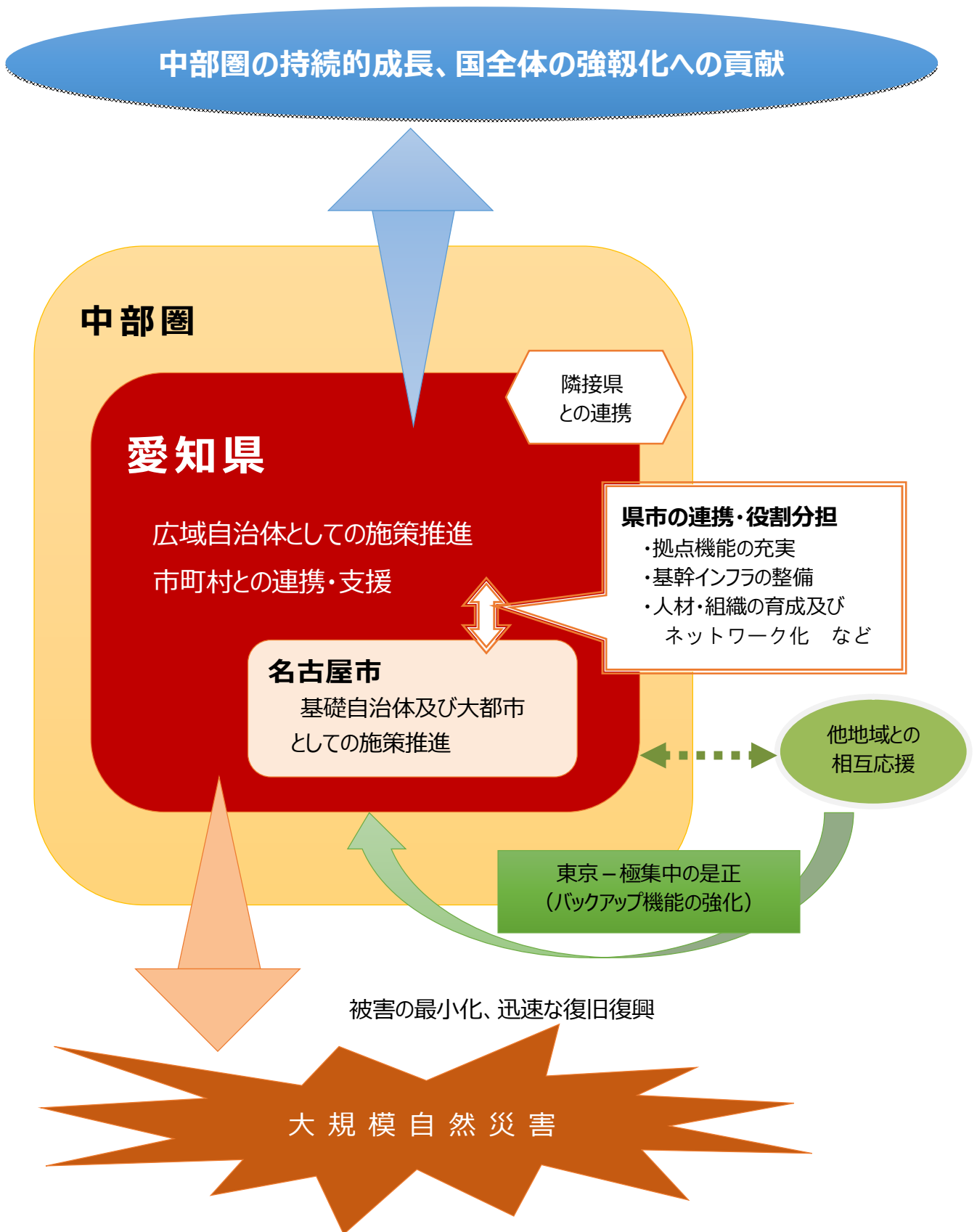
<愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策（例）>

- 広域防災拠点の整備の促進★【2-3】【3-2】【3-3】
 - ・中部圏の基幹的広域防災拠点の整備の促進
- 防災・減災カレッジの開催★【3-1】【8-2】
 - ・産学官民の連携による防災人材の育成[あいち防災協働社会推進協議会]
- 帰宅困難者等支援対策の推進【1-1】【2-5】
 - ・名古屋駅周辺での帰宅困難者等の支援対策の推進[名古屋駅周辺地区安全確保計画部会]
- 住宅・建築物の耐震化の促進★【1-1】【1-3】【2-1】【2-3】【2-5】【2-6】【2-7】【4-3】【7-3】【8-1】
 - ・耐震化工法の開発・評価、住民向け普及啓発等[愛知建築地震災害軽減システム研究協議会、愛知県建築物地震対策推進協議会]
- 都市再生安全確保計画等の作成・運用【1-1】【2-4】
 - ・発災後の名古屋駅周辺の滞在者の安全確保や都市機能の維持に向けた官民連携による対策協議[名古屋駅周辺地区安全確保計画部会]
- 河川・海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-3】
 - ・河川海岸等における地震・津波対策の整備促進
- 総合的な治水対策の推進【1-4】
 - ・河川整備や流域での流出抑制対策などを合わせた総合的な治水対策の推進[新川流域総合治水対策協議会、境川流域総合治水対策協議会]
- 道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-5】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - ・西知多道路の早期事業化促進
 - ・名古屋環状2号線西南部・南部の整備促進
- 中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】
 - ・二本目滑走路（完全24時間化）の早期実現に向けた取組[中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会]
- 名古屋港の防災機能の強化【1-3】【1-4】【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】【6-5】【7-2】【8-4】
 - ・名古屋港の機能強化に向けた取組の促進

など

今後、さらなる県市の連携・強化を図り、各地域の市町村間の協調・連携に係る取組もあわせて推進する必要がある。国土の強靱化に貢献するため、東京一極集中の是正や首都機能のバックアップなども考慮しつつ、圏域の防災力や自立性を高めるための拠点機能の充実、基幹インフラの着実な整備、人材・組織の育成及びネットワーク化などについて、名古屋市始め市町村間の相互の連携を強化しながら進めていく。

＜連携に基づく強靱化の取組イメージ＞



5. 4 愛知県内市町村における強靱化施策の推進

県土全体の被害を最小限に留め、県土の強靱化を実効あるものとするためには、各地域の強靱化を担う市町村における取組も不可欠である。「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」(国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(2019年8月2日開催))などを受け、現在、各市町村では国土強靱化地域計画の策定に向けた動きが加速している状況にある。県としては、愛知県地域強靱化推進本部の下に2019年12月4日に設置した全庁的な体制となる「市町村国土強靱化地域計画策定推進プロジェクトチーム」などにより、市町村における国土強靱化地域計画の策定を支援していく。

<西三河地域での取組事例>

西三河地域9市1町では、国土強靱化地域計画の策定に向けた検討が進められており、策定検討にあっては、広域にわたる大規模自然災害の発生も想定し、西三河地域全体の強靱化に向けて方針を共有、連携を強化し、さらには、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した、「広域連携」の視点を取り入れられている。

西三河地域は、製造品出荷額等が全国の8.3%(年間約25兆円)を占め、日本を代表する産業集積地である。こうした活発な産業活動を背景に約160万人が居住しており、製造業の従業員とその生活を支える3次産業に携わる住民によりまちが形成されている。

このため、大規模災害が発生した場合には、住民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靱化や、国全体の強靱化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。

なお、西三河地域では、2013年7月の西三河災害時相互応援協定の締結を機に、西三河防災減災連携研究会が立ち上がり、企業や大学との連携により、水(上下水道、工業用水、農業用水等)をテーマにしたワークショップの開催など、広域連携に向けた取組が進められている。

第6章 計画推進の方策

愛知県の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

6. 1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、愛知県地域強靱化推進本部及び同幹事会を中心とした全庁的な体制の下、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組、さらには近隣県を始め他自治体や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等との連携・協力・調整により取組を進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る必要がある。

6. 2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「第3次あいち地震対策アクションプラン」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

6. 3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第5章「推進すべき施策」を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しに当たっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- 高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化していく必要がある。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地のマップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。

(地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 地下空間については、大規模地震発生時の利用者の混乱や閉じ込めを防止するため、ソフト・ハード両面から防災対策を進める必要がある。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助及び捜索関係施策を推進する必要がある。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波防災地域づくり)

- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、市町村における災害履歴調査の具体実施、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める必要がある。
- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進めていく必要がある。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める必要がある。また、これらの避難場所に至る、通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備のほか、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階

段設置等を進める必要がある。さらに、避難路等のバリアフリー化方策について検討をする必要がある。

- 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく必要がある。また、避難手段として、県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する必要がある。
- 港の船上や空港の機内など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整えていく必要がある。
- 逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する必要がある。

(河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

- 海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能の維持・向上を図っていく必要がある。

(海岸レジャー施設等の安全確保)

- 海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導體制を構築する必要がある。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)

- Jアラートなどの仕組みが非常時に確実に動作するよう、情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 津波避難は、情報システムがなくても、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人ひとりが速やかに沿岸部から離れ、可能な限り高い場所へ避難するのが基本であることを念頭に、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、国による広域のかつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化していく必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化、既設ダムの施設改良や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせる実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下街等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等

を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。

(地下空間における浸水対策等の強化)

- 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及びGIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る必要がある。

(河川の改修)

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の日光川等の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。
(県管理河川：時間雨量おおむね50mm～80mmに対応)

(高潮対策施設の整備)

- 沿岸地域においては、高潮に対して堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場等の整備などの高潮対策を進める必要がある。
- 高潮等から背後地を防護するため、また県土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

(ダム建設事業の推進)

- 下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める必要がある。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS など、ICT を活用した情報共有などの情報関係施策を推進する必要がある。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(災害対応力の強化)

- 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- 地方公共団体等の防災部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、水防団の充実

強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

(TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化)

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める必要がある。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める必要がある。
- 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する必要がある。
- 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し支援を行う必要がある。

(山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応)

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の県土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念される。また、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策が進められているが、その進捗に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する必要がある。森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。
- 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める必要がある。
- 山地における災害に対して人的被害を防止するため、治山施設の整備を着実に進める必要がある。

(亜炭坑跡地対策の促進)

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。

(警戒避難体制の整備等)

- 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練等の地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。
- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する必要がある。

(情報関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS など、ICT を活用した情報共有などの情報関係施策を推進する必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理などのソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化)

- 国による地方公共団体等の支援のため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める必要がある。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(死傷者の発生防止のための対策)

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の利活用を進めるとともに、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内、航空機内及び空港内に多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。
- 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備など、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施していく必要がある。

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

- 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。

(災害対応力の強化)

- 降雪の影響等の情報の収集を行うため、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める必要がある。

(道路交通対策等の推進)

- 集中的な大雪に備え、タイムライン（時系列の行動計画）や除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、新幹線鉄道網の整備を進める必要があるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める必要がある。
- 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域などの甚大な被害のおそれのある地域や中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながる災害に強い道路の整備や離島航路の確保、発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。また、大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、関係機関においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を進める必要がある。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プロー

ブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。

- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。
- 非常災害時に迅速に航路啓開を実施し、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項をBCP等において検討・計画し、発災時においては、その計画に基づき作業を進めることが必要である。

（水道施設の老朽化対策等の推進）

- 水道施設に関し、水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化の推進が必要である。
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組が必要である。

（ガス管の耐震対策等の推進）

- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する必要がある。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する必要がある。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。

（停電時における電動車等の活用）

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

（応急用食料等の調達）

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る必要がある。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する必要がある。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査していく必要がある。

（食料・燃料等の備蓄）

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。公的施設・避難所等における燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。
- 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

（燃料等の仮貯蔵）

- 燃料仮貯蔵施設が多く立地する臨海部においては、BCP等の策定を促進させる必要がある。また、消防庁の「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する必要がある。
- 災害関連情報の収集・提供を行うため、小型無人機の導入、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・

整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送を実施する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を推進する必要がある。特にゼロメートル地帯等甚大な被害のおそれのある地域や中山間地域、半島部等では、道路網の充実に努める必要がある。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。
- 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、津波・洪水・高潮・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進していく必要がある。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める必要がある。

(山間地等における避難路等の確保の促進)

- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において、民間を含め多様な主体が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

(孤立集落等の救出計画の策定等)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の地域の実情に即した堅牢化・高度化、小型無人機の導入、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する必要がある。

(離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等)

- 離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備を活用する必要がある。

(家庭における食料備蓄の促進等)

- 災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する必要がある。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、民間と国が連携して、調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する必要がある。

(TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化)

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める必要がある。

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、災害派遣医療チーム (DMAT) の養成、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。さらに、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。
- SNS による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。
- 地域における活動拠点となる警察施設の耐災害性をさらに強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動を支援する必要がある。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路 (代替・補完路を含む。) などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車ブローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われるようにする必要がある。

(離島における救助・救急活動の検討等)

- 離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動を実施する必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助を実施する必要がある。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み

合わせて対処する必要がある。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見直しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。
- 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。また、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進していく必要がある。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進していく必要がある。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅対策支援として徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。

(鉄道の運行再開の調整等)

- 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順に則り、速やかに運行を再開できるよう備えておく必要がある。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、全体への影響を考慮し、事業者間での運行再開手順を調整する仕組みを構築する必要がある。

(プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

- 災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、自動車の ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 地方行政機関等（警察等含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するとともに、庁舎等における帰宅困難者に対応する必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

- 地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保される

ようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路などを、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築しておく必要がある。

(公共交通事業者等との連携強化)

- 海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の帰宅困難者になることから、公共交通事業者等と連携しながら受入態勢の確保を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立していく必要がある。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

(災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保する必要がある。
- 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、自立・分散型エネルギー設備の導入、LP ガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用等、耐災害性を向上させていく必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(災害拠点病院の耐震化等の促進)

- 災害拠点病院の内、耐震化が未了の施設については、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に推進する必要がある。
- 南海トラフ地震等における浸水想定区域内の医療施設については、移転等の対策を取っていく必要がある。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておく必要がある。さらに、災害対応機能の高度化に向け、設備・人材を拡充していく必要がある。

(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)

- 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における訓練の実施等を行う必要がある。さらに、浸水想定区域内にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。

(人工透析患者等への対策)

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

(災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の計画的な養成等)

- DMAT及びDPATについては、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成するとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図っていく必要がある。DMAT・DPAT以外にも、災害時の医療支援活動等に対応できる、職種

を横断した人材養成に取り組む必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- 県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成していく必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。
- 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく必要がある。

(医師の確保)

- 離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討する必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 各市町村における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化等)

- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討し、具体化していく必要がある。また、これら災害時に必要がある医療用資機材等を常に維持していくため、その平常時の活用策について検討していく必要がある。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組んでいく必要がある。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持しておく必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を促進する必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進めていく必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、全市町村において、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取り組みを促す必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。
- 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市町村とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(避難所における必要物資の確保等)

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進め

る必要がある。

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
- 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。

(防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進)

- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

(保健医療機能の確保等)

- 災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。
- 県内で大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム（DCAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 市町村における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(治安確保のための体制と装備資機材の充実強化)

- 治安の確保に必要な体制を確保するとともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。また、各機関の派遣要領に基づく派遣体制の確立が必要である。
- 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

(警察施設の耐震化等)

- 警察施設の耐震化を完了させるとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信機能、指令機能の更新整備や、警察用航空機、機動警察通信隊等の機能の更なる高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。また、地域特性や実災害を踏まえた実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能力の更なる向上に取り組むとともに、訓練から得られた知見は速やかに関係機関と共有するなど、治安の悪化に対応する体制づくりをハード・ソフト一体的に進める必要がある。

(緊急交通路の確保)

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機能の停止を回避するため、整備が遅れている信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく必要がある。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。
- 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察/消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る必要がある。

3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備等)

- 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。
- 名古屋市三の丸地区における基幹的広域防災拠点の整備検討にあつては、三の丸地区再整備研究会公表（2019年8月）の提言「名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて～ポスト・リニア時代の核心を展望する～【再整備構想】」も踏まえながら行う必要がある。

3-3 名古屋市三の丸地区などの地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、国と県が協力して活動する拠点が必要である。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。警察署や消防庁舎などの防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。
- 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する

可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体に共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。

(住民等の自発的な防災行動の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する必要がある。
- 大型台風等の接近時など実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 市町村の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。
- 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに愛知県庁BCPの見直しを図る必要がある。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証

基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る必要がある。
- 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する必要がある。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに、電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。
- また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める必要がある。

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。また、甚大な災害が発生した場合は、自治体自らが遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供するため臨時災害FM放送局の開局も検討する必要がある。さらには、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める必要がある。

(民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等)

- 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図る必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(情報通信インフラの整備)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を維持する必要がある。また、観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。

(臨海部への災害情報提供)

- 大規模自然災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組み作りを進める必要がある。

(水防テレメータシステムの整備)

- 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

(土砂災害警戒情報等の提供)

- 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。また、市町村におけるJアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する必要がある。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する必要がある。

(情報収集手段の多様化の推進等)

- ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化を図る必要がある。
- SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する必要がある。

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達手段を確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を整備する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールを検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う必要がある。また、通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。

(災害対応力の向上)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策の充実が必要である。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないように交通ネットワークの確保対策を進める必要がある。
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進めていく必要がある。

(避難勧告等の発令)

- 市町村が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく市町村への技術的助言等を行う必要がある。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。
- 市町村の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの運用を引き続き行うとともに、市町村への導入を促進する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市町村における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる必要がある。

5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業 BCP 策定等の促進)

- 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進する必要がある。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。
- 企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口などの体制を整える必要がある。さらには、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する必要がある。
- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

(耐災害性を高める施策等の推進)

- 効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に加えて、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表（2019 年 5 月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進め

る必要がある。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する必要がある。

(あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進)

- あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市の強靱化を推進するための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う必要がある。また、あいち・なごや強靱化共創センターの今後の在り方（「中部圏強靱化共創センター」（構想））について検討する必要がある。

(地域連携 BCP 策定の促進)

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高めていくことが必要である。

(物流事業者 BCP 策定の促進)

- 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する必要がある。

(港湾 BCP の推進)

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾 BCP を確実に推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、名古屋環状 2 号線、国道 23 号名豊道路、国道 41 号名濃バイパス、国道 153 号豊田北バイパス、国道 155 号豊田南バイパス、西知多道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進める必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等を実施する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給/バックアップ体制の充実強化)

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列 BCP の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しも行う必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する必要がある。

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

- 住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する

必要がある。

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LP ガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。
- また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するために、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路の検討が必要である。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表（2019年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する必要がある。

(中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進)

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)

- 石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る必要がある。
- コンビナートにおける災害は、港湾機能や周辺地域の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、常備消防力の強化に加え、関係機関による連携体制を構築・強化していく必要がある。
- ドラゴンハイパー・コマンドユニットについて、関係機関との合同訓練の実施等を通じた運用体制の強化を図る必要がある。

(コンビナートに係る設備の耐震化等)

- 南海トラフ地震等を始めとする地震・津波に備えるため、製油所設備などについて、耐震化や護岸の強化等の津波対策についても着実に推進する必要がある。

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。
- また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を整理する必要がある。

(地域連携BCP策定の促進)

- コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高めていくことが必要である。

(港湾 BCP の充実)

- 製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP について、実効性を確保する必要がある。

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網の着実な整備を推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図る必要がある。また、西知多道路の整備推進や名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港道路、名古屋三河道路、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進めていく必要がある。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道、港湾及び空港の施設の耐震化、液状化対策、耐波対津波対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要がある。また、洪水、土砂災害、高潮、津波等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等などの装備の徹底、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等など、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る必要がある。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。
- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する必要がある。

(海上輸送機能に係る災害対応能力の強化)

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾 BCP の実効性を高めるとともに、より広域的な港湾機能の代替性について検討する必要がある。
- 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進していく施策を展開していく必要がある。
- 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、防災訓練に際して試験運用を行うなどにより、今後より一層、実効性の確保を推進する必要がある。
- 航路標識や港湾施設など、海上輸送の維持に必要なインフラ施設の耐震、耐波浪補強の強化について推進していく必要がある。

(災害時の空港機能確保)

- 災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保していく必要がある。また、空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保について、推進する必要がある。

- 空港機能確保のため耐震強化対策の他、津波・高潮による浸水時の空港機能を早期復旧に資するため、電源施設等の浸水対策工事等を実施する必要がある。
- 災害時における運用面の充実及び実効性の強化を図るため、空港における早期復旧計画や、訓練を通じた体制の整備に加え、航空会社の資機材やスタッフの確保等、空港機能の維持に係る関係機関との連携体制を継続・強化していく必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。
- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者及び研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映していく必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯をう回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく必要がある。
- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他回路となり得る道の情報把握と共有、効果的な海上交通管制の構築、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく必要がある。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく必要がある。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・県民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮しておく必要がある。

(貨物等の流出防止対策の推進)

- 臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ、木材等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する必要がある。

(名古屋港におけるポートアイランドの土砂流出対策)

- 社会経済上重要な航路閉鎖とならないよう、ポートアイランドの土砂流出対策を実施する必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

(郵便局舎における防災対策の推進)

- 耐震性が確保されていない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、直営の郵便局舎について耐震化を進める必要がある。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

- 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する必要がある。
- 金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。
- 漁港管理者や漁協等に対して BCP ガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定を推進する必要がある。また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を推進する必要がある。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設・農地海岸の耐震化、耐津波性の向上等に加え、ため池などの農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。また、水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進する必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る必要がある。

5-7 異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化が進められているが、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等を実施する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が急増している現状を踏まえた、国による電気設備の自然災害に対する耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、市町村や道路管理者等との間で土砂災害情報を共有するなどの連携強化が必要である。

（製油所の非常時出荷能力等の確保）

- 製油所の非常時出荷能力等を確保するため、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震強化（耐震・液状化対策、設備の安全停止対策等）や護岸の強化等を着実に推進する必要がある。また、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する必要がある。さらには、関連する供給連携計画やBCPについて、訓練の実施等によりその実効性を高めるとともに、製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾BCPについて、実効性を確保する必要がある。

（石油関連施設の防災対策の強化）

- 港湾機能を早期回復させるため、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPを策定する必要がある。

（石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

（自立・分散型エネルギーの導入の促進等）

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

（施設の耐災害性強化）

- 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する必要がある。
- また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する必要がある。

（輸送基盤の災害対策の推進等）

- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

（エレベーター閉じ込め対策）

- エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の推進）

- 上水道、工業用水道施設について地震防災対策実施計画等に基づき、耐震性の不足している施設について耐

震化を推進する必要がある。また、県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。
- 上水道、工業用水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める必要がある。
- 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

（上水道等の復旧の体制等の強化）

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化、道路防災対策等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。
- 上水道、工業用水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実）

- 下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する必要がある。

（農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進）

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。

（汚水処理施設等の防災対策の強化）

- 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 道路啓開・航路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる必要がある。
- 被害を最小限に留めるため、新幹線構造物の計画的な大規模改修、道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要がある。
- 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化していく必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の

粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。

- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する必要がある。

（交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備）

- 発災後、ETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、代替輸送ルート計画の支援などについて検討を進める必要がある。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めておく必要がある。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- 地方行政機関等（警察・消防等を含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- ALOS シリーズに代表される広域高分解能衛星についての確に運用するなど、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持していく必要がある。また、電子基準点について位置情報インフラとしての安定的な運用を行っていく必要がある。さらに、天候や昼夜を問わず、被災状況をより正確・迅速に把握できる衛星の開発・導入を進めていく必要がある。また、人の立ち入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーターの育成を進めていく必要がある。

（道路における冠水対策）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。

（災害時における放置車両対策）

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

（道路啓開など総合啓開の連携強化）

- 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める必要がある。

（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

（基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討）

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める必要がある。

（ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進）

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなどソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについては、県民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める必要がある。

(関係機関における円滑な情報共有)

- 国によるSIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進めていく必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進していく必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要がある。

(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)

- 農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進が必要である。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進めていく必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練していく必要がある。

(消防水利の確保)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。

(消防団員の確保等)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾の災害対応力の強化)

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。関係機関による合同訓練については、より実戦的な訓練を心掛け、周辺住民への情報伝達及び避難の促進まで含めた関係機関の連携体制を確認するとともに、より実効性のある体制づくりを推進する必要がある。併せて、地域の災害特性を踏まえた防災訓練・教育を継続的に実施していく必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。

(河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。

(漂流物防止対策の推進)

- 大規模自然災害によるコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の漂流物防止対策を推進する必要がある。また、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する必要がある。
- 特に、放置艇については、実効的かつ抜本的な解消、既存の水域等を有効活用した利用環境改善や地域振興に向け、取り組むべき施策や更なる対策の強化を総合的に取りまとめ、関係機関が着実な実践を図る必要がある。

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

(港湾BCPの推進)

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の推進)

- 災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化及び段差対策の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を推進する必要がある。

(自然環境の保全・再生)

- 自然環境を保全し、その自然が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。

7-3 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE等の体制・機能の拡充・強化を進める必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。

(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を道路管理者が促す必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討していく必要がある。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。

(危険な空き家の除却等への支援)

- 市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援する必要がある。

(地下構造物の耐震化等の推進)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。
- 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報、既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておく必要がある。

(交通渋滞の回避)

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。

7-4 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する必要がある。

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

(ダムの防災対策の推進)

- ダムは、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な維持管理を行う必要がある。

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う必要がある。
- 土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、市町村が適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供する必要がある。

(山地災害への対策)

- 森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- ため池の耐震化等が進められているが、想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。
- ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を実施する必要がある。
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を行うなど推進する必要がある。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを踏まえるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する必要がある。
- 発電専用ダムなど、我が国の電力システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性について不測の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する必要がある。

(情報関係施策の推進)

- Jアラートについて連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

(有害物質の流出等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める必要がある。
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高めていく必要がある。
- 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度に基づくデータベースの有効活用を図る必要がある。

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握す

るとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める必要がある。

- 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める必要がある。

(PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、県有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる必要がある。

(環境測定機能の強化)

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境調査センターにおける環境測定機能を強化する必要がある。

(高圧ガス施設の耐震化の推進等)

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する必要がある。

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

(農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備)

- ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。
- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。
- 近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害が発生する危険性の高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

(土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等)

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の警戒避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。
- 地域の活動組織による森林の保安全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する必要がある。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

(農地・森林等の荒廃の防止)

- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発

揮させる必要がある。

8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

- 災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する必要がある。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 2016年10月に策定した愛知県災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

- 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入等、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める必要がある。
- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進め、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。
- 処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する必要がある。
- 市町村による災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する必要がある。

(漂着ごみの処理)

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める必要がある。

(災害廃棄物輸送体制の構築)

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する必要がある。

8-2 復興を支える人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復

興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

- 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成が必要である。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。
- 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。
- 市町村における事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく必要がある。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 県内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。
- また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、隣県や国と連携体制の構築について協議を進める必要がある。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。

(医療機関の耐災害性の向上)

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(災害情報共有の取組の推進)

- 平常時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星7機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G空間情報センター、国による SIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組を進める必要がある。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策、洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備しておく必要がある。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

(地盤沈下対策の推進)

- 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(湛水からの復旧の調整・検討)

- 濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開・航路啓開など総合啓開について、堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。

(地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備の促進が必要である。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。
- 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る必要がある。また、仮設住宅資材として、県有木材の緊急時の供給を検討する必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。
- 県民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

(コミュニティの活力の確保)

- 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。そのため、平常時から地域での共同活動等を仕掛けていく必要がある。

(博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進等)

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、地籍調査を推進するとともに、GNSS 測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する必要がある。また、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」に基づき、大都市等において重点的に登記所備付地図を作成する必要がある。
- 電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波等の対策に役立つ情報を提供するなど、防災・減災等へ貢献する必要がある。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する必要がある。
- 国・地方公共団体等が、大規模自然災害が発生した直後から、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する必要がある。

(建設業の担い手確保等)

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(所有者不明土地への対策)

- 高齢人口が増加し、今後大量の相続が発生する時期を迎える中、所有者不明土地が一層増加することが見込まれる。このため、所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するようにする必要がある。

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、市町村における事前復興まちづくりの取組等を促進する必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 大規模災害の発生による、貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

(災害からの復旧復興施策等の推進)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る必要がある。

(市町村における災害廃棄物処理計画の策定の促進等)

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、市町村の災害廃棄物処理計画の策定の促進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

(金融機関における BCP の策定の促進)

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促していくとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく必要がある。

(災害に強い民間物流施設の整備促進等)

- 地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める必要がある。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する必要がある。

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

■行政機能

(業務継続計画等の見直し)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画(BCP)や各種防災対策計画等について、さまざまな事態を想定した教育・訓練を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。また、市町村におけるBCPの策定、見直し及び実効性確保のための取組を促進する必要がある。

(非常時優先業務の実施)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る必要がある。そのためには、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保とともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続していく必要がある。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めておく必要がある。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化や電力・エネルギーの確保等の取組を進める必要がある。
- 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する必要がある。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE等の体制・機能の拡充・強化を進める必要がある。
- 庁舎の耐震化・津波対策を計画的かつ重点的に推進するとともに、庁舎内の什器の固定、天井などの非構造部分の耐震化等についても促進する必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- 復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する必要がある。
- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる必要がある。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断や外部の支援の要請を行う必要がある。
- 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する必要がある。
- 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る必要がある。

(基幹的広域防災拠点の整備の推進)

- 応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点について、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港などの整備を推進する必要がある。

(地方分権の推進)

- 地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国に働きかける必要がある。また、地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による気運の醸成を図る必要がある。

(防災の主流化)

- 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、県民の命と暮らしを守る喫緊の取組みが不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する必要がある。

(市町村への支援)

- 災害対応力を高めるため、国や関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平常時より継続的に必要な人材を育成する必要がある。とりわけ絶対的な人員不足が懸念される市町村に対する支援を、非常時のみならず平常時から継続的に実施し、県全体の体制強化を図る必要がある。

■警察・消防等

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等を推進する必要がある。
- ヘリコプターテレビ電送システムの整備など、自衛隊の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。
- 警察活動に必要な通信機能・指令機能の更新整備、警察用航空機・機動警察通信隊等の機能の更なる高度化や、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、電力・エネルギーの確保等に早急に取り組むなど、耐災害性をさらに強化する必要がある。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。
- 地域特性や実災害を踏まえた実戦的訓練や関係機関との合同訓練等を通じ、警察災害派遣隊の災害対応能力の更なる向上に取り組むとともに、訓練から得られた知見は速やかに関係機関と共有するなど、治安の悪化に対応する体制づくりをハード・ソフト一体的に進める必要がある。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。
- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための広域支援を含めた体制整備、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を図るとともに、防災訓練を含む各種訓練の実施に当たっては様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練の実施や訓練施設の整備を推進する必要がある。加えて、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させるとともに、消防の広域化などによる常備消防力の強化、民間事業等と給水活動等についての協定締結などによる水利確保、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に行う必要がある。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。
- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新等を進める必要がある。

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する必要がある。

(地域における防災体制の強化)

- 地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や水防団・自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める必要がある。

(交通制御機能の強化)

- 国等との連携により、災害時の活動経路の耐災害性の向上、装備資機材の充実を図るとともに、自動車のETC2.0 プローブ情報や民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制等に活用することが必要である。また、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着

実な整備を進める必要がある。さらには、衛星・人工知能（AI）技術・ビッグデータ・IoT・ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など、必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。

■防災教育等

（効果的な教育・啓発の実施）

- 広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う必要がある。また、ハザードマップの作成・周知などによる教育・啓発の取組を促進する必要がある。この他、旅行先における火山噴火など大規模自然災害の被害に遭う可能性もあることから、幅広い分野の防災教育や意識啓発が行われる必要がある。
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育の実践を考える必要がある。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する必要がある。
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進していくとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進する必要がある。また、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。
- 地方公共団体等の防災部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、防災に関する研修の充実、水防団の充実強化等による人材育成や適切な組織体制を構築する必要がある。
- 過去の災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成が必要である。

②住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化）

- 地震による死傷者の発生、閉じ込めの発生、建築物の倒壊等に伴う避難経路や緊急輸送路等の閉塞、家族の安否への不安から生じる一斉帰宅に伴う混乱、自宅の損傷や喪失による大量の避難者の発生及び地域住民の離散に伴うコミュニティの崩壊等を回避するためには、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進するとともに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。
- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- 地震時による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

（大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進）

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物は脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る必要がある。

（災害時の水の確保）

- 災害時の避難所等での飲料水や生活用水、人工透析等に必要な衛生的な水、消防水利としての水、工業や農

業等に必要な水を確保する必要がある。

- 災害時の水の確保に向け、水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化、長寿命化も含めた戦略的な維持管理・更新、病院に対する優先的な水道復旧などの協力体制の構築、都道府県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化、雨水や再生水などの水資源の有効な利用等を進める必要がある。

(渇水対策等の推進)

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

(水道施設の耐災害性の強化)

- 水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、人材やノウハウの強化等を県や県内市町村等の水道事業者などが連携して進める必要がある。

(下水道施設の耐震化等の推進・下水道 BCP の充実)

- 大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化等を着実に推進し、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。
- 下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理を進める必要がある。

(汚水処理施設の災害対応の強化)

- 施設の耐震化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

(危険な空家等の除却等への支援)

- 市町村が行う危険な空家等の除却や空家等対策計画の策定を支援する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する必要がある。
- 滞在场所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な滞在场所を確保していく必要がある。また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 子供の安否情報を逐次的確に提供できるようするなど、家族の安全を確信できる条件整備を進め、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院などに電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

(関係機関による連絡調整)

- 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。

(道路の防災対策の推進)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流拠点を結ぶ、名古屋環状 2 号線、国道 23 号名豊道路、国道 41 号名濃バイパス、国道 153 号豊田北バイパス、国道 155 号豊田南バイパス、西知多道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進める必要がある。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要

がある。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する必要がある。また、「道の駅」の防災活動拠点としての活用を検討する必要がある。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市町村と連携して復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と市町村が協働する取組を支援する必要がある。

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する必要がある。
- 生業（農畜産業等）上の理由により自宅を離れることができない被災者を始め、沿岸部・農村部・山間部などの地域における被災者など、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める必要がある。

(復興に向けた住まいの在り方)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討していく必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。
- 県民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

(都市の防災・災害対策の推進)

- 地下街や地下鉄の浸水等の都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、高潮、内水による浸水対策を推進する必要がある。
- 地下空間については、大規模地震発生時の利用者の混乱や閉じ込めを防止するため、ソフト・ハード両面から防災対策を進める必要がある。また、倒壊のおそれのある建築物等から一時避難する空間や経路の整備を進める必要がある。

(浸水対策の推進)

- 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する必要がある。

(住居の安全な地域への誘導等)

- 災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等の地域特性を考慮し、地域住民の意向を踏まえつつ、新たな住宅への構造規定の追加による規制、既存の住宅の安全な構造への改修又は移転等への対策を行うとともに、災害リスクについて充実した情報提供や関係法令に基づく規制区域の指定を促進する必要がある。

(総合的な治水対策の推進)

- 都市化の進展の著しい新川流域及び境川・猿渡川流域は、従来の河川整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難であるため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する。また、その他の流域においても関係機関と連携して総合的な治水対策に努める必要がある。

(文化財の防災対策等)

- 石垣等も含め、文化財の耐震化等を進める必要がある。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

(災害時における医療機能の確保)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む必要がある。
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する必要がある。さらに、浸水により医療機能が停止することがないよう対策を講じる必要がある。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する必要がある。
- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させるなどの協力体制を構築していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

(医療施設等の耐震化等)

- 大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、医療施設、社会福祉施設等の耐震化を進めていく必要がある。特に、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化未了施設を解消していく必要がある。南海トラフ地震等における浸水想定区域内の医療施設については、移転等の対策を取っていく必要がある。
- また、災害拠点病院における風水害対策（浸水被害に備えた水・食糧・医薬品等の備蓄及び医療機器の高所配置等）についても引き続き取り組んでいく必要がある。

(医療施設等における燃料の確保)

- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやガスコジェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援など、防災・減災機能の強化が必要である。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報共有する石油連盟との協定の締結など、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。
- 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。

(災害医療活動の確保)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた検討を行い、医療リソースの供給体制を確立していく必要がある。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。
- DMAT 及び DPAT については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成して行くとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システム等装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図っていく必要がある。DMAT・DPAT 以外にも、災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。
- DMAT が活動の拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し、医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、地震対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を推進することにより、災害時の活動経路の早期啓開及び医療物資物流を確保する必要がある。また、日本 DMAT（災害派遣医療チーム）隊員については、養成研修受講の要望に対する受講枠を確保するほか、県内のみで活動できる都道府県 DMAT 隊員養成研修を継続的に実施する必要がある。
- 県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行う等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターや、保健医療調整本部又は保健所の指揮調整機能の支援のため訓練を受けたチームを養成していく必要がある。
- 災害時において、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材の養成など、災

害対応機能の高度化に向け、設備・人材を拡充していく必要がある。

- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討し、具体化していく必要がある。また、これら災害時に必要がある医療用資機材を常に維持していくため、その平常時の活用策について検討していく必要がある。
- 災害拠点病院等の機能停止を回避するためのBCPを策定しておく必要がある。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者に対する支援体制や、受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。
- 県内で大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム(DCAT)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。

(防疫の確保)

- 避難者の間で麻疹、風しん、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などの感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持するとともに、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。さらに、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

(災害時保健活動の確保)

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開する体制整備を図る必要がある。
- 主に災害急性期～亜急性期において、静脈血栓閉塞症(いわゆるエコノミークラス症候群)やストレス性の疾患が多発しないよう、また、亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
- 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

④エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る必要がある。

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 製油所の石油製品、石油ガスの備蓄の確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する必要がある。また、訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- 電気設備や製油所のエネルギー供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る必要がある。

- 製油所設備や高圧ガス設備について、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震強化（耐震・液状化対策、設備の安全停止対策等）や護岸の強化等を進めるとともに、高圧ガス設備について、南海トラフ地震を想定した耐震設計基準の見直しに対応することにより、設備の耐震化を着実に推進する必要がある。
- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する必要がある。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する必要がある。
- 太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が急増している現状を踏まえ、電気設備の自然災害に対する耐性評価や、基準の整備等を進める。これらを踏まえ、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、訓練の実施や、関係者間における優良事例の展開を図ること等によりその実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う必要がある。

（燃料供給ルート確保に向けた体制整備）

- 発災後の燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を引き続き推進するとともに、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討し、迅速な輸送経路啓開や施設復旧に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。
- 円滑な燃料輸送のための諸手続きの改善につき検討を進めるなど、災害時の燃料輸送を速やかに行う体制づくりを行う必要がある。

（エネルギーの確保対策の促進）

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- 住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

（電力設備の早期復旧体制整備の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。
- 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

（停電時における電動車等の活用）

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

（地域における自立・分散型エネルギーの導入促進）

- 再生可能エネルギーやLP ガス・灯油等の活用、コジェネレーションシステム、自動車から各家庭やビル、病院などに電力を供給するシステムの普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、石油連盟との協定に基づき、石油連盟と共有する防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報の整備を図る必要がある。

⑤情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む必要がある。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施されることとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る必要がある。
- 耐震性が確保されない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める必要がある。また、BCP について実効性を確保できるように、必要に応じて見直しを行う必要がある。
- システムダウン、記憶媒体の損失に至らせない関係施策の充実が必要である。
- 情報収集・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進めていく必要がある。

(情報手段の多様性の確保)

- 全ての住民にJアラート（全国瞬時警報システム）による緊急情報を確実に提供するため、Jアラートの自動起動機の整備やJアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。また、防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、市町村や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する必要がある。高齢者・障害者にも配慮した住民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する必要がある。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。
- 外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」や無料公衆無線LANの整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する必要がある。
- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時中断しないよう、送信所の移転、FM補完局・予備送信所・中継局の整備等を推進する必要がある。また、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう準天頂衛星などの代替手段の整備と積極的な活用や、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める必要がある。
- 官民の自動車プローブ情報等を活用した交通状況の迅速な把握を推進するとともに、IT・SNS等も活用した情報収集・提供手段の多様化・確実化を進める必要がある。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 避難誘導や情報伝達等に係る共通ルール の確立が必要である。また、平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 情報通信の提供に必要な電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(地震・津波観測体制の充実・強化等)

- 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化の促進を図る必要がある。また、GPS波浪計で検知した津波の情報を住民等へ迅速に伝達する仕組みを構築する必要がある。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- 地震、津波、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む必要がある。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料

確保等について体制を構築・強化する必要がある。

⑥産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった実態を把握し、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、脆弱性の観点から分析・評価する必要がある。

(企業BCP策定の促進等)

- 個別企業のBCPについて、引き続き策定を促進する必要がある。また、企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCAサイクルにより企業BCPの改善を図っていく必要がある。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業連携型BCPの策定への取組を行うとともに、幅広く関係機関や関連他業種が連携できる体制を構築する必要がある。

(企業BCP策定マニュアル等の普及)

- 各企業におけるBCPの策定促進や実効性向上に向けて、企業BCP策定マニュアルの普及啓発を行うとともに、各企業と関係機関等の災害時の協力体制の確立を図る必要がある。特に経営者への普及啓発に努めるほか、BCP策定や事業継続の中核を担う人材の育成を行う必要がある。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- BCP策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図るとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流、情報通信基盤等における取組を推進する必要がある。
- 他地域での災害による影響を含む多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の災害リスクが高いエリアを踏まえた移転・分散配置等について検討・促進する必要がある。また、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する必要がある。
- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する必要がある。

(臨海部の安全対策)

- 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関が連携して、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める必要がある。

(建設業における担い手の確保等)

- 災害時の道路啓開等総合啓開などの復旧復興の基盤整備を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による将来的な担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表（2019年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。

(あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進)

- あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う必要がある。また、あいち・なごや強靱化共創センター

の今後の在り方（「中部圏強靱化共創センター」（構想））について検討する必要がある。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進）

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。

（愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する必要がある。

⑦交通・物流

（災害時における代替輸送ルート等の検討）

- 災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網、緊急輸送道路や重要物流道路（代替路・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク及びスマートインターチェンジの整備を着実に推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図ることで代替輸送ルートを確保する必要がある。また、西知多道路の整備推進や名岐道路、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港道路、名古屋三河道路、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。また、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進める必要がある。
- 併せて、新東名高速道路を始めとする高速道路・高規格幹線道路ネットワークの着実な整備を図る必要がある。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に、支援物資、救助部隊、DMAT等の支援活動チーム、復旧要員や資機材を送り込むため、又は広域避難や重症患者の搬送ルート確保のため、その軸となる代替性の高い高規格道路網等の構築、緊急輸送道路等の整備を進めていく必要がある。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道153号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進やう回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する必要がある。
- 交通施設（道路、鉄道、港湾、航路標識、空港等）の橋梁の耐震補強など耐震化、液状化対策、法面保護、斜面崩落対策、盛土補強、地下街等の浸水対策、波浪・津波・高潮対策等の耐災害性の向上策や老朽化対策を進めるとともに、これらに交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等占用物の倒壊による閉塞を防ぐ周辺対策又は除却を進める必要がある。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策や貨物等の流出防止対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。
- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。
- 緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上、新幹線鉄道網の整備、陸・海・

空の輸送モード間の連携等による複数輸送ルート確保、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化等を進めていく必要がある。

- サプライチェーンを途絶させないため、リードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた、物流インフラ網の構築及び維持、港湾機能・空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保を進めていく必要がある。
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。
- 津波等からの避難路・避難場所を整備しておく必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る必要がある。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有・提供など必要な体制整備を構築する必要がある。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。

(物流に係る各種 BCP の策定)

- 交通・物流事業者等による企業ごとの BCP に加え、企業連携型 BCP の策定、訓練など、ソフト対策の取組を促進する必要がある。また、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾 BCP を確実に推進する必要がある。
- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映していく必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の整備等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する必要がある。また、物流上重要な道路輸送網においては、平常時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。
- 物流上重要な道路輸送網について、災害時には当該道路網及びその代替・補完路の道路啓開・災害復旧を国が代行し、迅速な機能回復を図る必要がある。

(港湾・空港における津波避難対策の強化)

- 港湾・空港における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する必要がある。また、避難路や避難場所の整備を進める必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。
- 平常時には地域コミュニティの活動拠点として機能し、災害時には広域の応援の受入拠点等となる場所を構築していく必要がある。
- ラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送のため、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備、海上船舶の緊急輸送活用に向けた「災害時の船舶活用マニュアル」の策定や「民間船舶マッチングシステム」の活用、効果的な海上交通管制の構築、物流事業者の BCP 策定、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握活用する体制の構築等を進める必要がある。
- サプライチェーンを途絶させないため、製造業（荷主）と物流事業者間など、企業が連携した BCP の策定、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の枠組みを活用した災害に強い民間物流施設の整備、輸送モード相互の連携と平常時における物流コスト削減、港湾 BCP の実効性向上策等を進める必要がある。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

- 道路啓開等総合啓開などの復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進することで、迅速な道路啓開等総合啓開など、復旧の体制を整備する必要がある。
- また、「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める必要がある。

(漂流物防止対策の推進)

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、市街地の損壊や大規模火災など甚大な二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。

(孤立集落の防止に向けた対策)

- 孤立集落の発生を防ぐため、アクセスルートの多重化等を行う必要がある。また、空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめ場外離着陸場の許可手続き等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく必要がある。

(リニア中央新幹線の開業)

- 我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、国、地方自治体、関連事業者等が連携・協力しつつ、万全な体制で整備を着実に進める必要がある。
- また、リニア中央新幹線の高速度特性による効果をより広域的に波及させるとともに、災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、リニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討し、結節機能の強化を図る必要がある。

(公共交通機関の利便性等の向上)

- 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。

(交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供)

- 避難路を確保するため、海拔表示シートの整備、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握・活用することなどの取組等を促進する必要がある。また、避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく必要がある。また、避難手段として、県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する必要がある。
- 港の船上や空港の機内など様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整えていく必要がある。
- 災害に伴い鉄道・家用車が利用できないときに、多くの市民が帰宅困難・通勤困難となる事態を回避するため、関係機関が連携して、あらかじめ、帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等の被災リスクその他の情報を共有し、徒歩や自転車で安全円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、翌日以降の通勤通学等も含め、鉄道不通時の代替輸送、急増する自転車需要への対応について計画しておく必要がある。また、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順ののっとり、速やかに運行を再開できるよう備えておく必要がある。さらに、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、全体への影響を考慮し、事業者間での運行再開手順を調整する仕組みを構築する必要がある。
- 救助活動等の緊急通行車両等の遅延を防止し、また災害発生後にも交通の安全と円滑を確保するため、官民のプロープ情報の活用、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める必要がある。
- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制を検討する必要がある。
- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、早期かつ適切な退避行動を促し、鉄道やバスの車内、航空機内、空港内に多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。
- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報を逐次的確に提供できるようにし、一斉帰宅に伴う混乱や、交通遮断時の甚大な影響を回避していく必要がある。

(施設管理、危機管理体制)

- 救助活動等の経路確保、支援活動チームや支援物資・燃料等の移動・輸送経路確保、幹線交通の分断防止・サプライチェーンの途絶防止、被害の最小化と迅速な復旧等のため、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、冬期の鉄道交通等を確保するための除雪体制の構築等を進める必要がある。また、協定等に基づく訓練等を積み重ねるとともに、装備資機材の充実、患者及び医薬品の搬送ルートの優先的な確保の検討など、啓開計

画、除雪体制の実効性向上に向けた取組を継続していく必要がある。

- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策など、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するための除雪体制の構築等を進める必要がある。
- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を、道路管理者が促す必要がある。

(中部国際空港の機能強化)

- リニア中央新幹線の全線開業によるスーパー・メガリージョンの誕生という大きなインパクトの活用や国の中枢機能の分担等を推進するとともに、災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港の二本目滑走路の整備をはじめとした機能強化を促進する必要がある。

(日本海・太平洋2面活用型国土の形成)

- 国土全体の強靱性を確保するため、整備新幹線の整備や道路ネットワークの強化を着実に進めるなど、日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成を推進・促進する必要がある。

(旅行者対策)

- 外国人を含めた県内旅行者等が安心して移動・滞在できるよう、災害時における旅行者等に対する確実かつ迅速な提供手段の多重化・多様化や避難誘導の徹底等、防災体制の充実を図る必要がある。
- 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターにより緊急時に観光関連施設等での通訳サービスを提供したり、災害時にも利用できる無料公衆無線LAN簡易接続化アプリ（AICHI Free Wi-Fi Connect）を提供するなど環境整備促進、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る必要がある。

(空港運用における広域リスク対策)

- 空港においては、遠隔地を含めた台風等による強風や、火山噴火による火山噴出物の影響を受けやすく、運用時の影響の把握や対策の検討が必要である。

(空港の早期復旧計画等)

- 空港における早期復旧計画や、訓練を通じた体制の整備に加え、航空会社の資機材やスタッフの確保など、空港機能の維持に係る関係機関との連携体制を継続・強化していく必要がある。

(被災状況の迅速な把握・共有)

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、ヘリコプター等による情報収集体制を整えるとともに、電子基準点による広域の地殻変動の検出、空中写真を使用した津波・土砂災害時の被害状況、標高データなどの情報を早期に収集する体制、各防災対応機関が人命救助活動などに共通して使用できる地図、情報図等を整備する必要がある。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実・迅速に復旧できる体制を確立する必要がある。
- 官民の自動車プローブ情報、既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておくとともに、自動車の通行が困難な区間を効率よく現地調査を行うための自転車などの手段の確保、人の立ち入りが困難な災害現場でも調査が可能な災害対応ロボット等の開発・導入を進めていく必要がある。

⑧農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

- 地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する必要がある。また、食品産業事業者や関連施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。
- 適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時においては、備蓄の活用を着実に実施する必要がある。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

- 災害時において、想定される必要供給量を踏まえた上で、複数の調達先の確保、食料等の生産・加工・流通の確保、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工BCP/BCM構築、食品産業事業者や関連産

業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する必要がある。

- 応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する必要がある。特に、南海トラフ地震は、必要とされる応急用食料が最も多いことから、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討する必要がある。また、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査していく必要がある。

（サプライチェーンの災害対応力の強化）

- 食品産業事業者が、大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するための食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を促進するために、食品産業事業者、関連産業事業者等との連携・協力体制を構築につき、普及啓発や事業者による BCP の策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、ため池や農業用排水路、排水機場を始めとする農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等の総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。
- 水産物の流通拠点となる漁港や、生産基盤施設等の BCP については、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定や、農業水利施設の管理者の BCP 策定等のソフト対策についても、推進・促進する必要がある。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う必要がある。

（農山漁村の防災機能の強化）

- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる必要がある。
- 農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減のため、重要な保全対象施設の整備や漁港・漁村の防災機能の強化を推進する必要がある。
- ため池のハザードマップ作成支援、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要がある。
- 2019年5月に新たな基準により選定した「防災重点ため池」（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等に取り組む必要がある。
- 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進していく必要がある。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。
- 農業集落排水施設の老朽化について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。

（農地や森林等の保全管理と体制整備）

- 近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害が発生する危険性の高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置等の流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。
- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、間伐や主伐後の再造林等による多様で健全な森林の整備を着実に実施するため、施業コストの低減や鳥獣害対策等の推進を行うとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化を推進する必要がある。

（森林の有効活用）

- 地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、災害時における県有林材の仮設住宅資材としての供給を検討する必要がある。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することから、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木・建築分野における CLT（直交集成板）などの新たな木質部材の

普及を進める必要がある。

(農山漁村地域整備交付金等の事業の促進)

- 再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業水利施設を活用した小水力発電の導入などを促進する必要がある。

(都市農業の振興等)

- 都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る必要がある。
- 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の市町村の取組を支援する必要がある。

⑨ 県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

- 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、引続き土砂災害防止施設の整備、河川改修、河川・海岸堤防等の耐震化、高潮防波堤の整備、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備、海岸保全施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、土砂災害警戒区域等の指定、想定し得る最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組む必要がある。
- 近年の豪雨の頻発・激甚化にも対応するため、河道掘削や築堤、堤防強化、洪水調節施設、雨水貯留浸透施設等の整備、既設ダムの改良・柔軟な運用等による機能強化、排水機場、雨水貯留管などの排水施設の整備等を推進し、地下街等の浸水対策を含めた様々な治水対策を推進する必要がある。特に、ゼロメートル地帯等において、大規模水害による社会経済の壊滅的被害を回避するための取組を推進する。
- 高潮等から背後地を防護するため、また県土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する必要がある。
- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。
- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

(効果的な施設整備)

- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

(既存施設の管理・活用の推進)

- 海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設、土砂災害防止施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を行い効果的な長寿命化対策を進めるとともに、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを検討する必要がある。

(市町村等への技術的支援)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している市町村等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する必要がある。

(健全な水循環の維持、回復)

- 水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する必要がある。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと

思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

（総合的な土砂管理の取組の推進）

- 土砂の流れに起因する安全上の問題の解決を図るため、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行う必要がある。

（遠州灘の砂浜の回復・保全）

- 海岸侵食の原因である、土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う必要がある。

（ダム建設事業の推進）

- 下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する必要がある。

（活断層に関する情報提供の実施）

- 愛知県内の活断層について、引き続き県民に広く周知する必要がある。

（災害対応策の高度化等）

- 適切・迅速な災害関連情報の収集・提供と災害発生時の機動的・効率的な活動の確保のため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害対応ロボットの開発・導入・オペレーターの育成、災害対策用小型無人機の導入、地理空間情報や官民の自動車プローブ情報の活用など災害関連情報の共有のための取組を推進する必要がある。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、訓練の実施による総合的な防災力の強化、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、道路防災対策等を進める必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- 大規模地震、台風・豪雨、暴風雪・豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の適切な利活用について平常時からの取組を一層強化・推進することにより、地震・津波・気象災害による死傷者数の低減を図る必要がある。
- 電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、その観測データを着実に提供する必要がある。
- 地図情報・防災情報などの多様な地理空間情報を平常時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する必要がある。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく必要がある。

⑩環境

（市町村における災害廃棄物処理計画の策定促進等）

- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、市町村、業界団体等との広域連携を図る必要がある。
- 災害廃棄物の発生推計に合わせた仮置場の確保の推進や、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入等を進める必要がある。

（浄化槽の災害対応力の強化）

- 浄化槽の被災に係る対応強化を図る必要がある。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。さらに、浄化槽台帳システム整備を進めるとともに、浄化槽システム全体の災害対応力強化について調査検討する必要がある。

(有害物質の漏えい対策等の強化)

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を進めるとともに、環境測定の設備等の整備を進める必要がある。また、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う必要がある。
- 高压ガス施設の耐震化を速やかに実施する必要がある。

(地球環境問題への対応等)

- 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。
- 自然環境のもつ防災・減災機能の定量評価及びそれを踏まえて自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。
- 鳥獣による森林等の荒廃に伴う県土保全機能の低下を防ぐために、鳥獣害対策を推進する必要がある。また、防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 夏季の災害の発生に備えるため、避難所の避難者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供できるよう、平常時から熱中症予防情報の発信体制を強化する必要がある。

⑪土地利用

(安全な地域づくり)

- 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める必要がある。
- 災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、新たな国土形成計画に示された「コンパクト+ネットワーク」の考えを基本に、持続可能な集約型まちづくりを推進する必要がある。
- 気候変動の影響等から従来の社会資本だけでは対応できない想定外の災害が起こり得るという前提に基づき、地域のレジリエンスを高める Eco-DRR やグリーンインフラの考え方を普及し、県土利用・県土管理の在り方に組み込んでいく必要がある。

(避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保)

- 大規模自然災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、地方公共団体は、国や民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める必要がある。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。
- 市町村における事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。

(地籍整備の促進)

- 緊急輸送道路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化するとともに、大都市等において重点的に登記所備付地図を作成する必要がある。

(所有者不明土地への対策)

- 今後増加することが見込まれる所有者不明土地について、公共的事業のために活用できることとする制度や所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。

(迅速な復興のための環境整備)

- 平常時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星7機体制の実現により得られる高精度測位データ等の活用や、G空間情報センター、国によるSIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえた対策を進める必要がある。

(首都機能をバックアップできる県土構造の構築)

- 東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、中枢機能を適切に分担、バックアップできる県土構造の構築に取り組む必要がある。

- 「自律・分散・協調」型社会を実現するため、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携し、それぞれの地域や市町村の強靱化を進める必要がある。

2) 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 地域強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO 等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助、共助の取組を効果的で持続的なものとする必要がある。このため、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、地域強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに対して強靱な社会を築き被害を減少させる必要がある。
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等を促進する必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する必要がある。

(民間投資の促進)

- BCP の策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める必要がある。

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を構築する必要がある。

(要配慮者への対応)

- 要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(共助社会づくり)

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する必要がある。
- 地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく必要がある。

(高齢者の役割の再認識)

- 高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する必要がある。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る必要がある。
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う必要がある。
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する必要がある。
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビル

などの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する必要がある。

- 想定し得る最大規模の洪水・高潮・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。
- 水害に直面した際に県民が正しい行動に移せるよう、県民目線の情報提供と、県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する必要がある。

②人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する必要がある。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。また、DMAT 等の計画的養成をはじめ、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備に取り組む必要がある。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成が必要である。
- 道路啓開・航路啓開など総合啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 民間企業等による自助・公助の取組を強化するため、民間企業等の内部でのBCPの担い手の育成に加えて、民間企業等のレジリエンス向上を牽引する専門人材を各地域に育成する必要がある。
- 大規模災害の経験、教訓、研究成果を現場にいかしていく人材の育成等を進めるとともに、各地域においては多様な学術分野に精通した技術者等の育成が必要である。

(指導者等の育成)

- 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する必要がある。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進する等のため、地域社会等において、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材を育成する必要がある。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む必要がある。

③老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。限られた財源の中で膨大な固有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画(2015年3月策定)とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する必要がある。

(維持管理の体制整備)

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る必要がある。

(市町村への支援)

- 社会資本の多くは市町村が管理を行っているが、技術面、人材面で課題を抱える市町村が持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、関係機関が連携して支援する必要がある。

④研究開発

(強靱化に関する研究開発の促進)

- 地域強靱化に関する研究開発による科学技術イノベーションの活用を促進するため、研究開発の体制づくりと先進技術導入促進を進め、研究開発・普及・社会実装を推進する必要がある。

(技術開発成果の転用と活用)

- 衛星、人工知能 (AI) 技術、ビッグデータ、IoT、ICT 技術、第5世代移動通信システム (5G) の活用等による迅速な災害情報の収集・共有・分析等 Society 5.0 実現とともに SDGs 達成に向けた取組、耐震化向上技術や新たな構造材料及び老朽化点検・診断技術の開発、人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入技術等、基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の技術開発が求められることを踏まえつつ、技術の社会実装に向けた研究開発を進める必要がある。
- CASE (コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化) や MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス) など、地域強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める必要がある。

(イノベーションの創造)

- 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) による、国家レジリエンス (防災・減災) の強化等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る必要がある。

⑤産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等、被災市町村のみでは対応できないことが想定されることから、広域的に行政や関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築する必要がある。
- 広域的な連携体制や応援体制の構築にあつては、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮し、大規模地震や火山噴火等により、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与する必要がある。

(産学官民の連携)

- 道路・航路啓開など総合啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、国、地方公共団体と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても平常時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、県内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する必要がある。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る必要がある。
- 愛知県の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる必要がある。
- 被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供等の取組を推進する必要がある。
- 個人ボランティアや NPO 等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体と社会福祉協議会、自治会、地域 NPO が連携した受入体制の整備をする必要がある。また、災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める必要がある。
- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進

する必要がある。また、地方公共団体とインフラ・ライフラインに関する企業等が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、地方公共団体と経済団体等とが協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、民間企業等がBCP等、災害に対応するための取組を行いやすくする必要がある。

(あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進)

- あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市の強靱化を推進するための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う必要がある。また、あいち・なごや強靱化共創センターの今後の在り方（「中部圏強靱化共創センター」（構想））について検討する必要がある。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する必要がある。

(広域防災拠点の整備等)

- 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点の確保に取り組む必要がある。
- 大規模災害時における司令塔機能や国内外からの緊急支援物資・支援人員の受入れ、配分等の機能を担う中部圏の基幹的広域防災拠点として、名古屋市三の丸地区、県営名古屋空港、名古屋港等の整備を促進するほか、首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れ、検討を進める必要がある。
- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う必要がある。

(南海トラフ地震の関係都府県市との連携)

- 県域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する必要がある。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府県市との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る必要がある。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。

(対流促進型国土の形成)

- 「新たな国土形成計画」で示されている「対流」とは、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の流れであり、地域の活力やイノベーションを創出するものであるが、災害時における地域間の連携・協力にも資するものであることから、様々な主体が主体的、戦略的に「対流」の発生、維持、拡大に努め、「対流促進型国土」の形成に貢献する必要がある。

(地域の民間企業等との連携)

- 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいと、地域レベルでの官民の連携協力を促進する必要がある。
- 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する必要がある。

愛知県地域強靱化計画

2015年8月策定
(2016年3月拡充)
2020年3月改訂

愛 知 県

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111 (代表)

